平成29年度 老人保健事業推進費等補助金
老人保健健康増進等事業

特定施設入居者生活介護事業者の
選定公募のあり方に関する調査研究事業報告書

平成３０年３月

公益社団法人 全国有料老人ホーム協会

目　次

１．本事業実施の背景・目的 1
（１）背景・目的 1
（２）事業内容 2
２．調査結果に基づく報告 4
３．地方自治体調査結果 13
３－１．調査概要 13
（１）アンケート調査 13
（２）募集要項等調査 14
（３）ヒアリング調査 14
３－２．アンケート調査結果 16
（１）総量規制が可能な介護サービスの事業者選定方法 16
（２）募集に関する情報提供等について 17
（３）公募による選定方法や結果の公表について 20
（４）募集（公募）を行っていない理由 22
（５）他自治体の取り組みについて 22
３－３．募集要項等調査結果 23
（１）実施内容 23
（２）公募の実態に関する募集要項等の情報整理 25
（３）先進的・特徴的な事例 27
（４）自治体公募概要 32
３－４．ヒアリング調査結果 58
４．事業者調査結果 64
４－１．調査概要 64
４－２．アンケート調査結果 65
（１）事業者の属性 65
（２）特定施設の公募への参加経験 66
（３）地方自治体等による募集に関する情報提供について 67
（４）地方自治体等による特定施設の事業者の応募要件について 69
（５）募集開始から選定までのプロセスについて 70
（６）地方自治体等による応募状況や決定した内容の公表について 71
（７）事業者決定から指定事業開始まで最短で必要な期間（新設の場合） 71
（８）その他の自由意見（主な内容） 72
■資　料 73
資料１　アンケート調査票 73
（１）地方自治体用 73
（２）事業者用 77
資料２　集計表 81

１．本事業実施の背景・目的

（１）背景・目的

介護保険制度の特定施設入居者生活介護事業者指定に関しては、平成 18 年 4 月以降、総量規制の対象となり、地方自治体においては新規に参入する事業者を選定するため、独自の公募を行う場合がある。

しかし、その公募実施方法については、平成 29 年 5 月 23 日に公表された「規制改革第一次答申」において、次のような問題点の指摘が行われた。

○介護サービス供給の在り方の見直し

ウ　介護事業者選定のための公募に係る留意点の明確化

【平成 29 年度措置】

特定施設など、総量規制の対象となっている介護保険サービスについては、地方自治体において、新規に参入する介護事業者を選定するため、独自の公募を行うことがある。

しかし、地方自治体が独自に実施する公募については、公募期間が短い、選考過程が公表されないなど、実施方法が公平性、透明性を欠いている場合があるほか、選考基準が不公平なものや介護事業者に過度な負担を課すものがあり、利用者にとって最も良いサービスを提供する介護事業者を選定するための公募とはなっていないとの指摘がある。

したがって、地方自治体が独自に実施する介護事業者の選定のための公募について、各地方自治体において公平性、透明性を確保するため、公募の手続や介護事業者選定に関する以下のような留意点を明確化し、地方自治体に周知する。

a　選考基準等を策定及び公表すること。なお、選考基準等の策定に当たり、応募事業者間の公平性と施設等の設置目的に照らして、介護事業者への負担にも配慮すること

b　公募の時期を事前に周知するとともに、公募の受付期間を十分に確保すること

c　選考過程及び結果を公表すること

そこで、本事業では、公募の実態を明らかにした上で、その手続や事業者選定に関する留意点等を取りまとめ、公平性・透明性の確保への一助とすることとした。

（２）事業内容

① 地方自治体への調査

公募の実施方法、手続、条例との関係等について、実態を明らかにする。

調査は、都道府県・政令指定都市・中核市に対するアンケート調査、及び、優れた取り組みを行っていると考えられる地方自治体へのヒアリング、を実施した。

② 事業者へのアンケート調査

全国の有料老人ホーム事業者に対し、公募に対する問題意識を把握した。

③ 委員会の設置

上記事業を実施するための委員会を設置し、調査項目等を検討するほか、調査結果に基づく課題整理、公募のあり方等について検討するため、４回開催した。

（委員等名簿）

特定施設指定公募調査委員会

○委　員

（敬称略・氏名五十音順）

	氏　　名	所　　属
委員長	中澤　　俊勝	株式会社フィルケア　代表取締役
委　員	稲村　　一志	株式会社ハーフ・センチュリー・モア　取締役
〃	宇都木　　恒	株式会社木下の介護　開発部課長代理
〃	小松　　徹人	さっぽろ高齢者福祉生活協同組合　理事長
〃	山本　　晃弘	HITOWA ケアサービス株式会社　運営三部部長

○調査委託

氏　　名	所　　属
塩路　安紀子	有限会社ジオ・プランニング　代表取締役

○オブザーバー

氏　　名	所　　属
上野　　翔平	厚生労働省老健局高齢者支援課　課長補佐
西　　優花	厚生労働省老健局高齢者支援課高齢者居住支援係
中野　　美咲	厚生労働省老健局高齢者支援課企画法令係

○事務局

氏　　名	所　　属
松本　　光紀	(公社)全国有料老人ホーム協会　事業部副部長
山本　　新	(公社)全国有料老人ホーム協会　事業部課長
小野寺　真美	(公社)全国有料老人ホーム協会　総務部課長

指定公募の適正化に関する本委員会での検討について

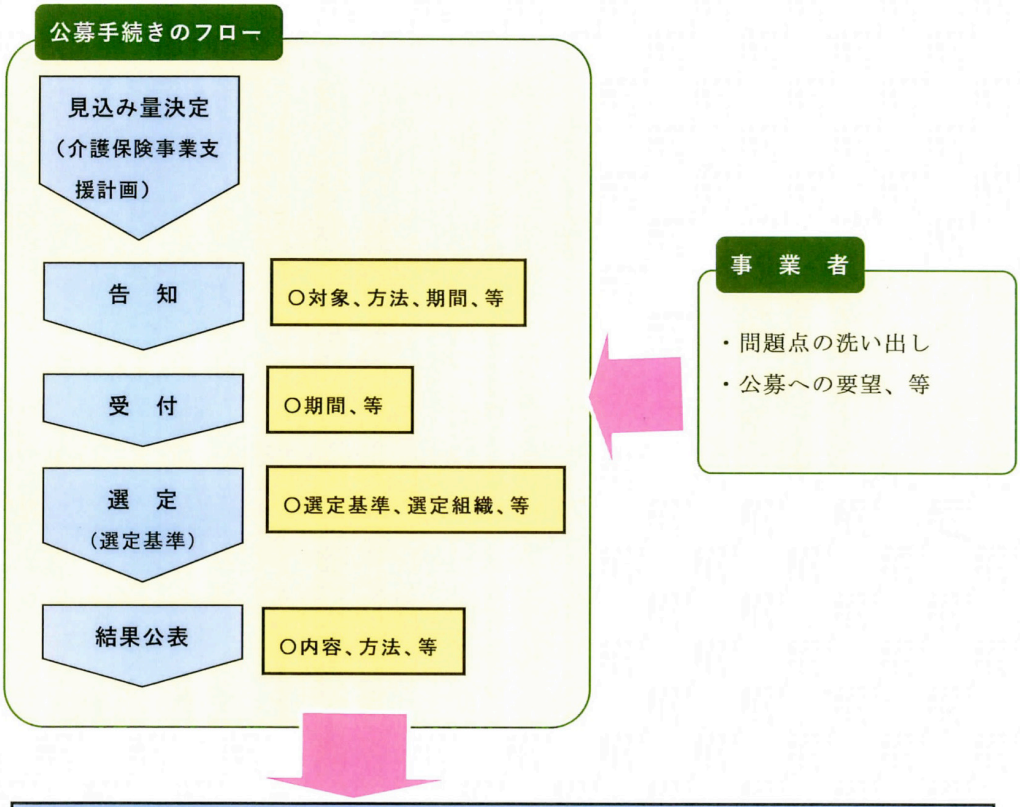

規制改革第１次答申（H29.5.23）

○地方自治体が独自に実施する公募についての公平性、透明性を確保するため、公募の手続きや介護事業者選定に関する以下のような留意点を明確化し、（厚生労働省は）地方自治体に周知すること。

・選考基準等を策定及び公表すること。なお、選考基準等の策定に当たり、応募事業者間の公平性と施設等の設置目的に照らして、介護事業者への負担にも配慮すること。

・公募の時期を事前に周知するとともに、公募の受付期間を十分に確保すること。

・選考過程及び結果を公表すること。

２．調査結果に基づく報告

本調査の結果を整理分析し、公募手続きの各段階における自治体側の実態と事業者側の要望のギャップやその要因として明らかになった内容を以下にとりまとめた。

公募の公平性、透明性の確保の観点からは、これらのうち、告知（公募を行う旨の情報提供)、選定における選考基準（評価項目および得点配分）の公表、および選定結果（選定理由を含む）の公表が特に重要と考えられる。

要　旨：

特定施設入居者生活介護の選定公募について、公平性、透明性の確保の観点から、以下の内容が求められている。

１．告知（公募を行う旨の情報提供）

〇公募の実施に際し、多くの事業者が参加できるよう、多様な方法での周知が求められている。

２．募集内容に関する説明

〇募集内容について、事業者の理解に資するための取り組みが求められている。

３．募集期間

〇応募事業者の資料作成にかかる時間を十分に見込んだ募集期間の設定が求められている。

４．応募状況の公表

〇応募者数等の情報について、積極的な公表が求められている。

５．選定

①選定方法

〇選定方法について客観性・第三者性を確保し、内容の公表が求められている。

②選考基準

〇公平性・透明性確保の観点から、選考基準を作成し公表することが求められている。

〇選考基準の作成において、特定施設の設置目的に照らしつつ、事業者の負担にも配慮が求められている。

６．選定結果の公表

〇選定事業者の選定理由を含めた公表と、不選定となった事業者に対する理由の開示が求められている。

７．指定事業開始までの期間

〇事業者選定から事業開始までの期間について、特に有料老人ホーム等を新設するものへの配慮が求められている。

（１）告知（公募を行う旨の情報提供）

〇公募の実施に際し、多くの事業者が参加できるよう、多様な方法での周知が求められている。

－公募の告知方法として、ホームページへの掲載は多くの自治体で実施されているが、情報を得るためには各自治体のホームページを常時チェックしなければならないなど、事業者にとってタイムリーに公募情報を得ること自体に手間がかかる状況が多くみられる。そのため、自治体での実施例は少ないが、多くの事業者から「希望する事業者を登録し、メール等で知らせる」が要望されている。

－希望する事業者に公募の情報が行き渡ることは、公募に参加する事業者が増え、より適切な事業者を選定する可能性が高まることになり、自治体にとってもメリットが大きいと考えられる。希望する事業者にメール等で知らせる方法としては、市のホームページにおいて、希望者が登録することにより新着情報が配信されるシステムを備えている例もみられた（川崎市）。また、事業者の自由記述の中で「共通の掲示板等による情報提供」という提案も見られたが、横浜市では公募情報を WAMNET のイベント情報に掲載しており、自治体がこうしたサイトを活用して周知を進めることも一つの方法であろう。

【調査結果より】

●募集の情報提供の方法

・情報提供方法については、「希望する事業者を登録しメール等で知らせる」が事業者からの要望に比べて実施比率が著しく低く（自治体の実施 3.6%、事業者の要望 68.1%）、参加意欲のある事業者へのメール等での周知が要望されている。また、「その他」として、全国統一的な掲示板等への掲載の要望もみられた。

なお、一部の自治体では、その自治体内の介護保険事業者に対する DM 郵送、メール、FAX 等による告知が行われている実態もみられた（「その他」として 5 件の記述あり）。また、掲示板等への掲載については、WAMNET のイベント情報に掲載している自治体が 1 件みられた。

＜地方自治体調査＞

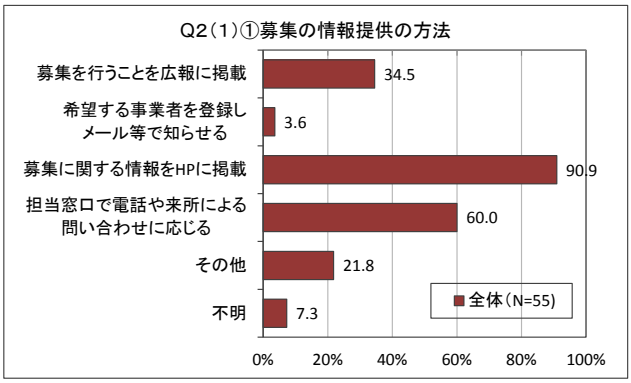

＜事業者調査＞

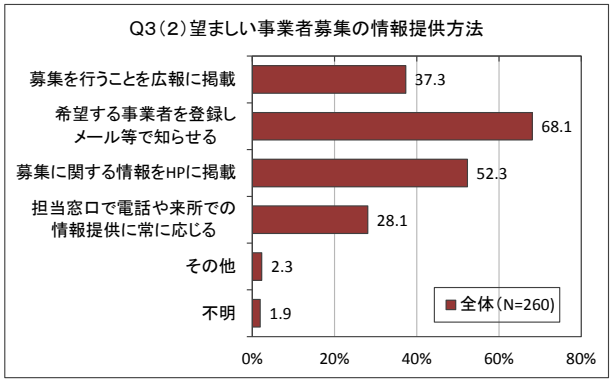

（２）募集内容に関する説明

〇募集内容について、事業者の理解に資するための取り組みが求められている。

－募集内容についての説明方法として、ホームページへの掲載は多くの自治体で実施されているが、事業者からは、ホームページ以外に「指定希望事業者を対象とした説明会を開催」、「担当窓口で個別の相談に応じる」の要望が強い。応募にあたっては、各自治体独自の様式による応募書類や多くの添付資料が必要とされており、事業者からは対面での説明や相談も求められていることがわかった。

【調査結果より】

●募集内容に関する説明方法

・説明方法については、「指定事業者を対象とした説明会を開催」が事業者からの要望に比べて実施比率が特に低く（自治体の実施 32.7%、事業者の要望 62.3%）、指定希望事業者に対する説明会の開催が要望されている。

地方自治体調査＞

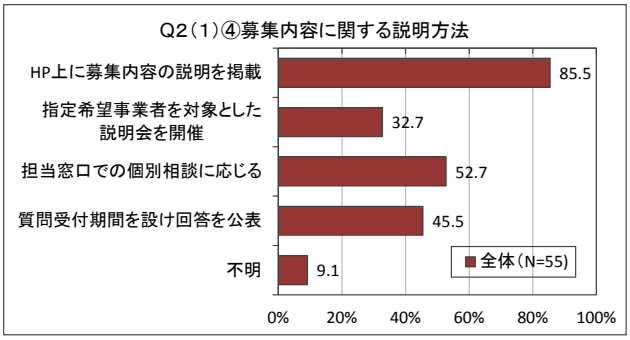

＜事業者調査＞

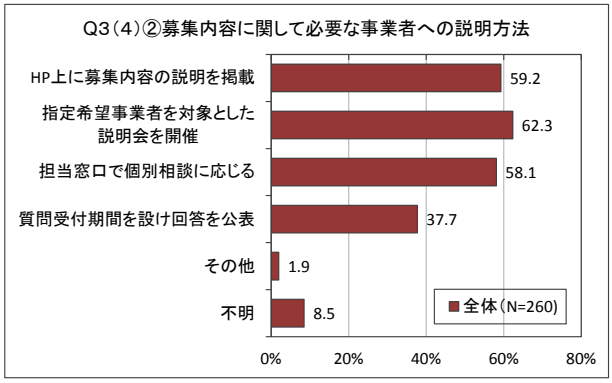

（３）募集期間

〇応募事業者の資料作成にかかる時間を十分に見込んだ募集期間の設定が求められている。

－公募の告知から募集終了までの期間は、自治体の回答では、２か月程度が約半数を占めるものの、１か月程度以下の例も少なくない。一方、事業者からは「２か月程度」「３か月以上」の要望が大部分を占めており、受付終了までの期間は、事業者の資料作成を勘案し、少なくとも２か月程度以上の期間の設定が求められている。

【調査結果より】

●募集の公示から応募受付終了までの期間

・公示から応募受付終了までの期間は、自治体側の回答では「２か月程度」が約５割を占めており、全体な傾向でみると事業者の要望に比べてそれほど大きな乖離とはなっていないが、事業者側では「３か月以上」の要望が約４割と、より長い期間への要望も多い。

＜地方自治体調査＞

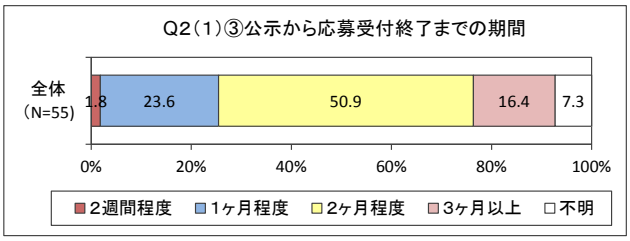

＜事業者調査＞

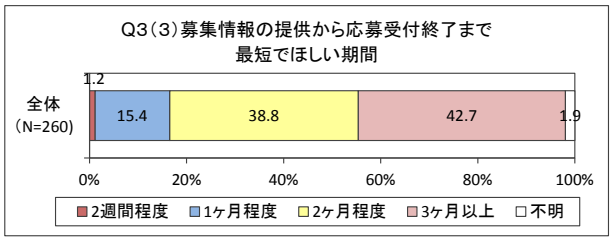

（４）応募状況の公表

〇応募者数等の情報について、積極的な公表が求められている。

－受付終了後の応募状況（応募者数）については、事業者から公表を求める声が強く、自治体の公表実態をかなり上回っている。

【調査結果より】

●応募状況（応募者数）の公表

・応募状況（応募者数）については、事業者の８割がホームページ等で公表すべきであると回答しているが、応募者数を公表している自治体は約５割にとどまっている。

＜地方自治体調査＞

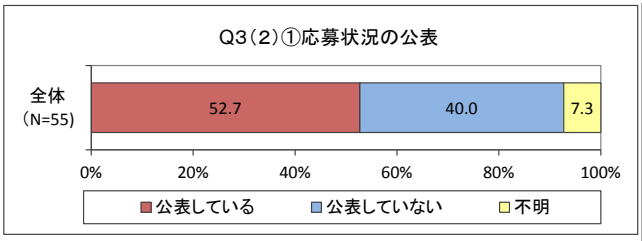

＜事業者調査＞

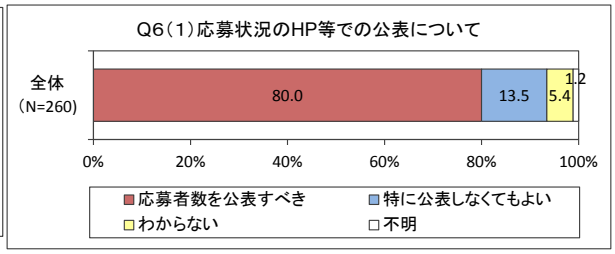

（５）選定

①選定方法

〇選定方法について客観性・第三者性を確保し、内容の公表が求められている。

－事業者の選定にあたっては、ほとんどの自治体が選考基準を設定しており、また第三者委員会により選定を行うなど、公正な手続きを経て選定している自治体が多いことが明らかになった。しかしその一方で、選定方法が公正でないと感じている事業者は少なくない。

－また、事業者からは、応募要件として本店所在地（地元事業者に限定）、運営実績のほか、募集地域の限定や特定施設以外の事業の実施などが要件とされていることが問題としてあげられているが、自治体側の回答では「要件」として設定している例は少なく、評価項目の一つとして設定している例が一定程度みられた。

－このように、自治体側の実施している公募の実態と、事業者が感じている公募への不信感というギャップが発生している要因は、自治体の募集要項等で選考プロセスや選考基準が十分に公表されておらず、事業者に理解されていない点にあると考えられる。

②選考基準の設定と公表

〇公平性・透明性確保の観点から、選考基準を作成し公表することが求められている。

〇選考基準の作成において、特定施設の設置目的に照らしつつ、事業者の負担にも配慮が求められている。

－事業者からは「事業の評価項目と得点配分」の公表を求める声が７割以上みられたが、自治体の募集要項調査では、評価項目と得点配分を公表している自治体は 10 件（募集要項を入手した自治体の４割弱、公募を行っている自治体全体の２割弱）に留まっている。

－自治体がそれぞれの事情に応じて独自の選考基準を設定し、自治体として求める事業を誘導することは当然のことであり、そのこと自体を事業者側が問題とするものではないと考えるが、その自治体が何を重視して選考しているのかが明確に分かるように選考基準（評価項目と得点配分）を公表することは、事業者の不信感を取り除き、公募の透明性の確保につながるとともに、自治体側にも望ましい事業を誘導する上でメリットがあると考えられる。

－また、選考基準を公表することにより、事業者側もその内容に対する意見を自治体に伝えることができるため、双方の意向の調整が働き、今後、選考基準としてお互いにとって納得感のあるものになっていくことが期待できる。

－ヒアリングを実施した３自治体では、選考基準（評価項目と得点配分）を開示している（千葉市と川崎市は公募時に公表、横浜市は選定後に開示請求があれば個別開示）。

－公募時に公表している千葉市では、選考基準に沿って自己採点する仕組みをとっており、選考基準の設定においては事業者に過度な負担がかからないよう配慮しているということであった。

－横浜市では、情報公開制度により、選定後に開示請求があれば評価項目と得点配分、応募事業者の得点をすべて開示している。これにより、事業者に市の方針に沿った取り組みを促すとともに、市では事業者側の意見も踏まえつつ、採点する中での課題をもとに選定基準の見直しを行っている状況がうかがえた。

【調査結果より】

●事業者の選定方法

・自治体の事業者選定方法について、公正でないと感じている事業者は約４割に上る。

・一方、自治体が事業者選定にあたって実施している内容は、「評価項目・得点配分を決め、得点の高い事業者を選定」、「事業者から運営方針等をヒアリング」、「第三者を含めた委員会等により選考」の順に多く、各５～８割強で実施されている。これは、事業者の要望する内容とほぼ同様の傾向となっている。

＜事業者調査＞

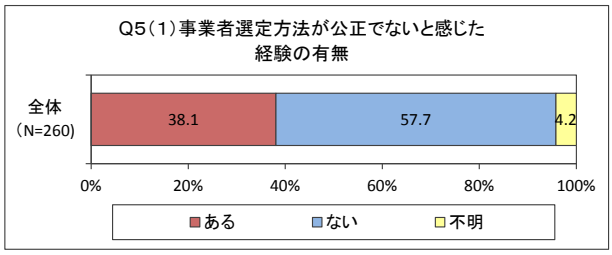

＜地方自治体調査＞

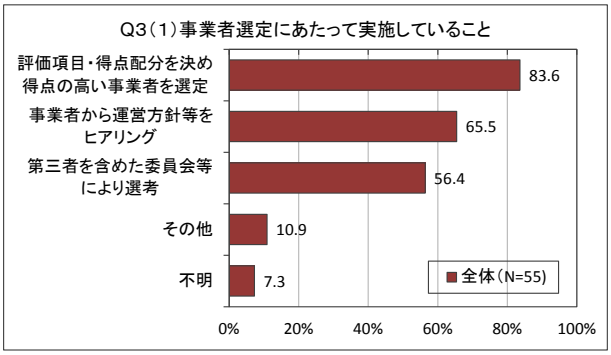

＜事業者調査＞

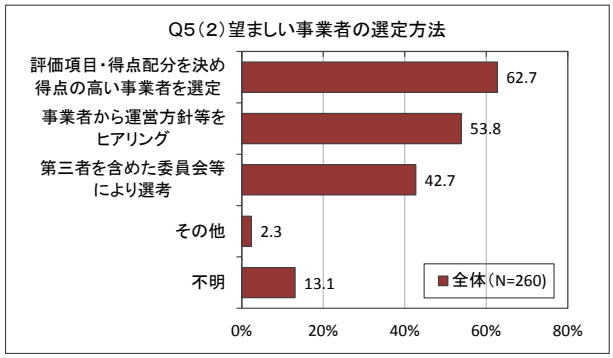

●選定・評価方法の公表

・選定・評価方法の公表について、事業者からは「決定までの選考のプロセス」、「事業の評価項目と得点配分」の公表が特に求められている。

一方、地方自治体では、選定方法、評価方法ともに「公表している」が７～８割を占める。

＜地方自治体調査＞

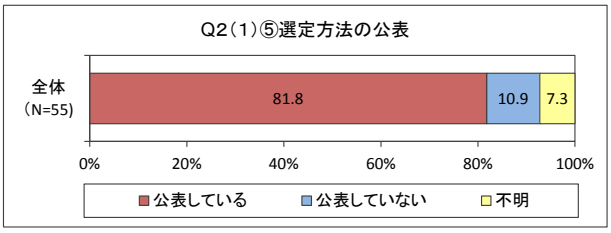

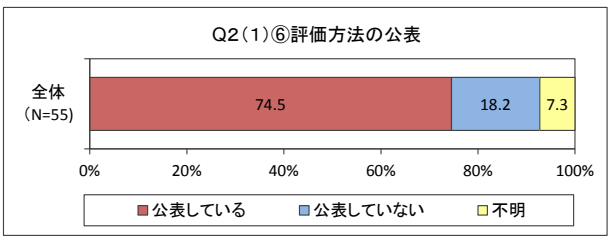

＜事業者調査＞

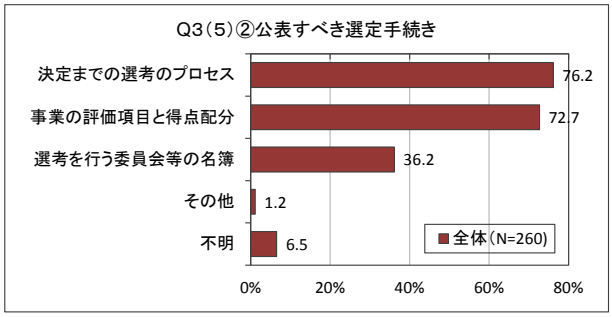

＜自治体の募集要項等調査（26 件）による具体的な内容＞

・事業者決定までの選考プロセスを公表している自治体は 25 件（96.2%）、事業の評価項目（評価の視点）と得点配分を公表している自治体は 10 件（38.5%）、評価項目のみ公表している自治体は 12 件（46.5%）、委員会名簿を募集要項で公表している自治体は 1 件（3.8%）＊であった。

＊名簿が掲載されていない場合も、ほとんどの自治体の要項には委員会名称が記載されている。その委員会名簿を別途公開しているかどうかは不明。

●募集する事業者の要件

・応募事業者の要件に関する問題として、事業者からは「本店所在地が当該自治体内にある事業者に限定」、「特定施設の一定期間以上の運営実績が必要」、「当該自治体内で特定施設の一定期間以上の運営実績が必要」が各 25%程度あげられ、また「特定施設以外の事業実施が条件とされた」も 7%みられた。一方、自治体からは、これらの項目について「要件としている」という回答はほとんどなかった。

・「募集地域が限定されすぎていた」は半数の事業者で問題としてあげられている。

＜地方自治体調査＞

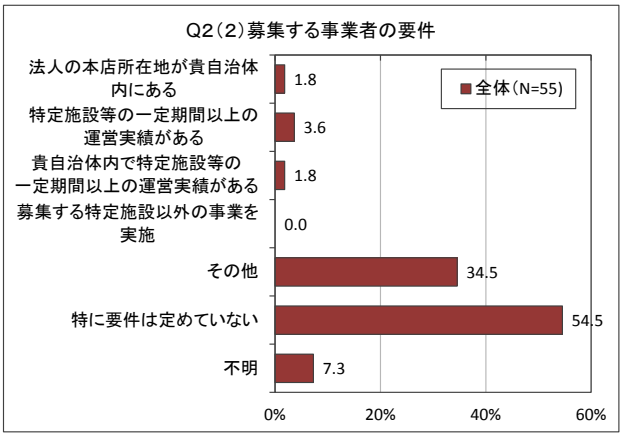

＜事業者調査＞

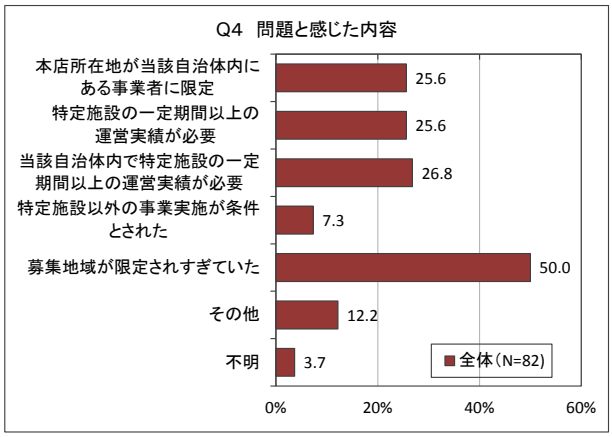

＜自治体の募集要項等調査（26 件）による具体的な内容＞

・事業者の要件の内容は、「主たる事務所が当該自治体内にある」が 2 件（7.7%）、「当該自治体内で現在有料老人ホームを運営している」が 1 件（3.8%）であった。また特定施設以外の事業の実施は「空床を利用したショートステイの実施」の 1 件（3.8%）、募集地域については中学校区相当の範囲で制限を行っている自治体が 1 件（3.8%）であった。

・ただし、これらの内容を評価項目の一つとして設定している自治体は一定程度みられた。主な項目と件数は以下の通りである。

・法人所在地「主たる事務所が当該自治体内にある」：3 件（11.5%）

・法人の介護サービス事業の運営実績：11 件（42.3%）

・地域交流スペースの設置：5 件（19.2%）

・特定施設以外の介護関連事業の実施：4 件（15.4%）

・特定施設整備の地域バランスへの配慮：7 件（26.9%）

（６）選定結果の公表

〇選定事業者の選定理由を含めた公表と、不選定となった事業者に対する理由の開示が求められている。

－事業者の選定結果については、事業者の多くが選定理由を含めて公表すべきであると回答しているが、選定理由を含めて公表している自治体は約 22%に留まる。応募事業者側は、なぜその事業者が選定されたかという理由を含めた選定結果の公表を要望しており、それに関する何らかの対応が求められる。一方で、落選者を含めた評価の公表については、評価の低い事業者が不利益を被ることのないよう、その点に十分な配慮が必要である。

－自治体ヒアリングでは、選定結果と選定理由（得点）を公表することにより、指定後に事業者が基準を満たさなくなるリスクを抑制する効果も期待できるという意見も聞かれた（川崎市）。

－公表方法の一例としては、応募事業者の得点の公表（選定事業者以外は匿名）や、応募事業者の全体的な総評、応募事業者の中で選定事業者の事業のどの点が特に評価されたのかを「選定理由」として簡潔に記述いただくことが考えられる。

－また公表の方法として、ホームページ上での公表と、開示請求に応じた個別開示とにレベルを分ける考え方もある。横浜市では、ホームページ上では選定事業者名のみを公表し、情報公開制度により、開示請求があれば、応募事業者すべての得点を個別開示している。

【調査結果より】

●事業者選定結果の公表

・事業者選定結果については、事業者の 75%が選定理由を含めて公表すべきであると回答しているが、選定理由を含めて公表している地方自治体は約 22%であり、事業者名のみを公表している自治体が約６割に上る。

＜地方自治体調査＞

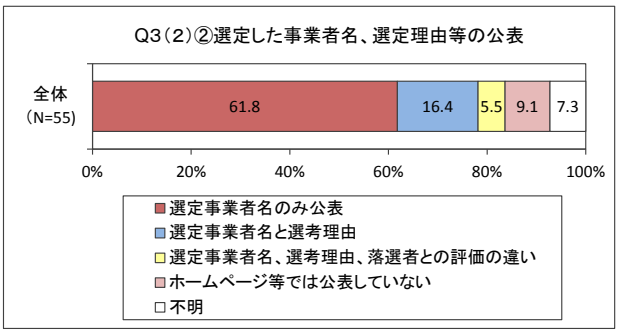

＜事業者調査＞

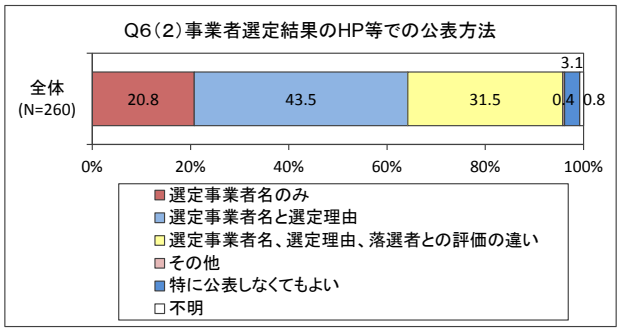

＜自治体の募集要項等調査（26 件）による具体的な内容＞

・選定結果の公表の内容は、「選定した事業者名と選定理由を公表」と回答した 3 件のうち 1 件で、選定事業者名および、その獲得した総得点をホームページで公表していることが確認できた。また、「選定した事業者名と選定理由、落選者との違いを公表」と回答した 2 件のうち 1 件で、選定事業者および他の応募全事業者の事業者名と獲得した総得点をホームページで公表していることが確認できた。

（７）指定事業開始までの期間

〇事業者選定から事業開始までの期間について、特に有料老人ホーム等を新設するものへの配慮が求められている。

－事業者決定から指定事業開始までの期間は、新設の場合、自治体の回答では１年から１年半程度が中心となっている。一方、事業者側では「１年半程度」の要望が最も多く、「2～3 年程度」も３割弱みられるなど、より長い期間が必要とされている。新設の場合、事業者決定後の工事着工までには、施設の基本設計、実施設計、開発許可申請、確認申請等の作業や手続きが必要になるため、指定事業開始までの期間は、こうしたプロセスに配慮して設定することが求められている。

【調査結果より】

●事業者決定から指定事業開始までの期間（新設の場合）

・事業者決定から指定事業開始までの期間は、自治体側の回答では「１年程度」と「１年半程度」が中心となっており、全体な傾向でみると事業者の要望に比べてそれほど大きな乖離とはなっていないが、事業者側では「２～３年」の要望が３割弱と、より長い期間への要望もみられる。

＜地方自治体調査＞

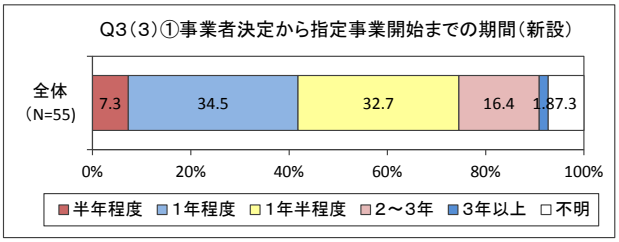

＜事業者調査＞

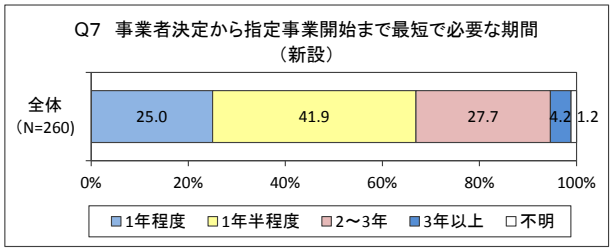

３．地方自治体調査結果

３−１．調査概要

（１）アンケート調査

１）調査対象

都道府県（47）、政令市（20）、中核市（48）：計 115 カ所

２）調査方法および回収状況

・**実施時期**：平成 29 年 12 月～平成 30 年 2 月

・**調査方法**：郵送によるアンケート調査票（記名式）の配布・回収

＊アンケート回答と合わせて公募に関する資料（応募要件、選考方法、評価基準等）の提出を依頼。

・**回収状況**（平成 30 年 2 月 7 日時点）

回収数　105 票（回収率 91.3%）

内訳：都道府県　41 票、政令市　18 票、中核市　46 票

３）アンケート調査の内容

●自治体名称、担当者氏名・連絡先

①総量規制が可能な介護サービスの事業者選定方法

・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム（市のみ）、特定施設

②事業者の募集に関する情報提供等

・情報提供の方法、情報提供の時期、情報提供（公示）から応募受付終了までの期間

・事業者への説明方法

・選定方法の公表の有無、評価基準の公表の有無

・募集する事業者の要件

③事業者の公募による選定方法や結果の公表等について

・事業者選定のために実施している手段

・応募状況（応募者数）の公表の有無

・事業者決定後の公表内容

・事業者決定から指定事業開始予定時期までの期間（新設の場合・既存施設の転換の場合）

④特定施設の事業者を公募していない理由

⑤募集や選考等に関する他自治体の取り組みで知りたいこと

＊公募に関する応募要件や選考方法、評価基準等がわかる資料の送付を依頼

（２）募集要項等調査

１）調査対象

（１）のアンケート回答者のうち、募集要項等の資料添付のあった自治体

都道府県：4 件、政令市：6 件、中核市：16 件　　合計：26 件

２）整理した項目

・事業者の選定・評価の公表状況
・募集する事業者の要件
・評価項目の設定
・事業者選定の方法
・選定結果の通知・公表

（３）ヒアリング調査

１）調査対象

（２）の調査対象者のうち、公募に関して先進的・特徴的と考えられる自治体　３件

千葉市、横浜市、川崎市

２）ヒアリング項目

＊以下の項目に加えて、各自治体での特徴的な取り組みについての詳細をうかがう。

①告知（公募を行う旨の情報提供）について
・告知の方法（アンケート回答の確認）
・告知方法に関する課題を感じていること、工夫していること（あれば）

②募集内容に関する説明
・募集内容に関する説明方法（アンケート回答の確認）
・説明方法に関して課題と感じていること、工夫していること（あれば）

③選定について
・応募事業者の要件設定（アンケート回答の確認）
・選定プロセス（第三者委員会、書類審査、事業者ヒアリング、他）
・評価項目と各項目の得点配分（評価項目の数・設定方法、重視する項目とその理由、得点付けの判断方法／書類・ヒアリング・委員会他）
・評価項目と各項目の得点配分の公表の有無
・選定について課題と感じていること、工夫していること（あれば）

④選定結果の公表
・選定結果の通知、公表の内容
・選定理由を含めた公表の有無、その理由

・選定結果の公表について課題と感じていること（あれば)、今後の公表の可能性

⑤その他

・公募に関する事業者からの意見・クレーム等の有無、あればその内容
・公募全般に関して課題と感じていること
・公募に関する今後の方針
・他自治体の公募に関して知りたい内容

3－2．アンケート調査結果

（１）総量規制が可能な介護サービスの事業者選定方法

①特別養護老人ホーム

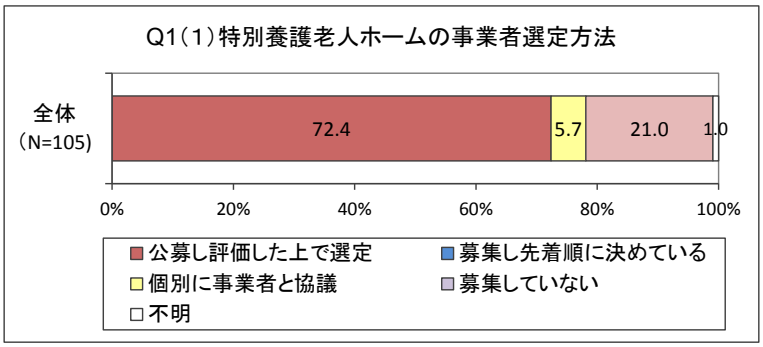

・「公募し評価した上で選定」が 72.4%を占める。「個別に事業者と協議」は 5.7%、「募集して先着順に決めている」は見られなかった。

＊都道府県の中で「市町村事業である」等の記述があった 22 件（21.0%）については、「募集していない」として集計した。「募集していない」を除けば、「公募し評価した上で選定」は 91.6%、「個別に事業者と協議」は 7.2%である。

②介護老人保健施設

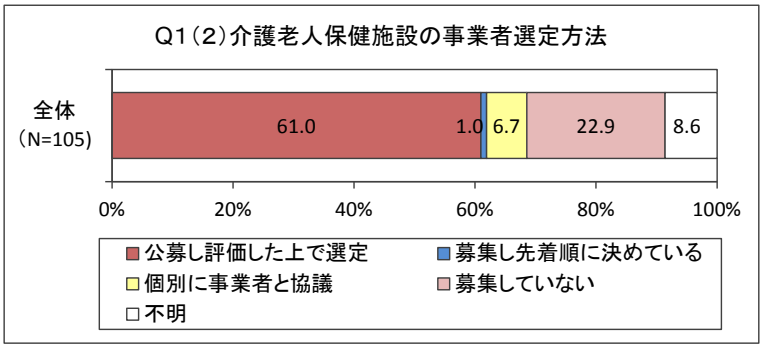

・「公募し評価した上で選定」が 61.0%を占める。「個別に事業者と協議」は 6.7%、「募集して先着順に決めている」は 1.0%。

＊都道府県の中で「市町村事業である」等の記述が 20 件、政令市・中核市の中で「近年整備していない」等の記述が 4 件あり、計 24 件（22.9%）については、「募集していない」として集計した。「募集していない」を除けば、「公募し評価した上で選定」は 79.0%、「募集して先着順に決めている」は 1.2%、「個別に事業者と協議」は 8.6%である。

③認知症高齢者グループホーム（政令市・中核市のみ）

・「公募し評価した上で選定」が 100.0%である。

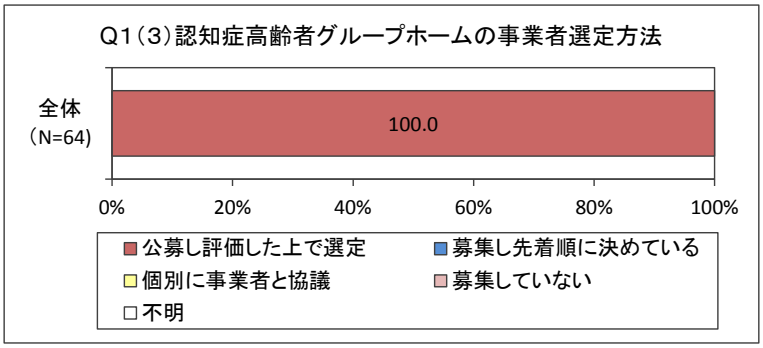

④特定施設

・「公募し評価した上で選定」が 51.4%、「個別に事業者と協議」が 13.3%である。

＊都道府県の中で「市町村事業である」等の記述が 26 件、政令市・中核市の中で「近年整備していない」等の記述が 5 件あり、計 31 件（29.5%）については、「募集していない」として集計した。「募集していない」を除けば、「公募し評価した上で選定」は 73.0%、「個別に事業者と協議」は 18.9%である。

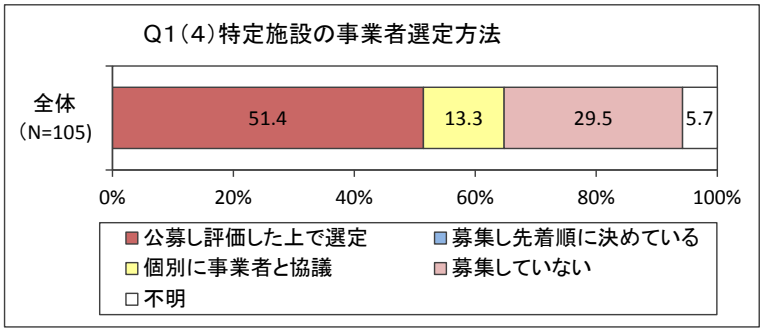

●過去３年以内に事業者を公募し選定した経験の有無（個別に事業者と協議している場合）

・「個別に事業者と協議」と回答した地方自治体 14 件のうち、1 件（7.1%）が「過去３年以内に事業者を公募し選定したことがある」と回答。

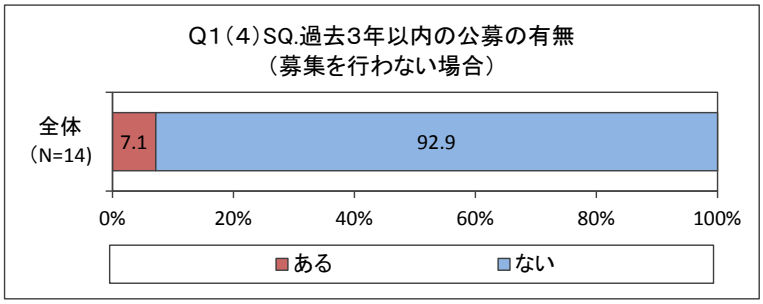

＜以下、特定施設の事業者を公募している、または過去３年以内に公募したことがある地方自治体（55 件）による回答の集計結果＞

（２）募集に関する情報提供等について

１）募集に関する情報提供

①募集に関する情報提供の方法

・募集に関する情報提供として行っていることは、「ホームページに掲載」（90.9%）が最も多く、次いで「担当窓口で電話や来所による問い合わせに応じる」(60.0%)、「募集を行うことを広報に掲載」（34.5%）の順に多い。

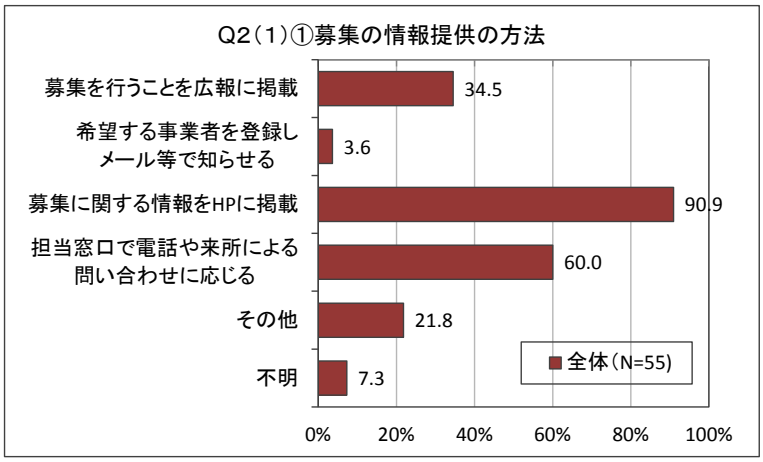

＊「その他」の主な内容：

・市内の介護保険事業者に DM 郵送、メール、FAX 等で告知

・WAMNET のイベント情報に掲載

・報道機関へのリリース

②募集の情報提供時期

・募集の情報提供を行う時期は、「募集開始の一定期間前から実施」が50.9%、「募集開始と同時に実施」が40.0%。

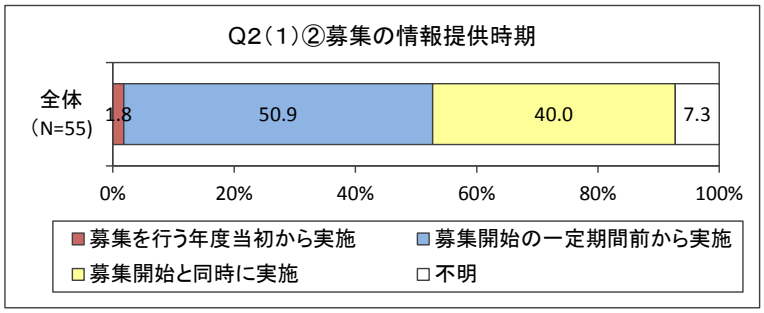

③募集の公示から応募受付終了までの期間

・「２ヶ月程度」が最も多く（50.9%）、以下、「１ヶ月程度」(23.6%)、「３ヶ月以上」（16.4%）の順。
「２週間程度」は１件（1.8%）。

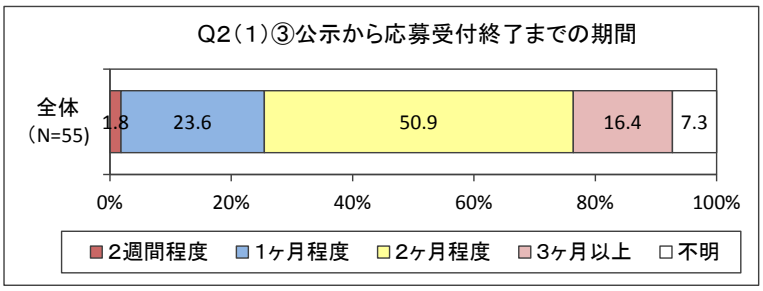

④募集内容に関する説明方法

・「HP 上に募集内容の説明を掲載」が最も多く（85.5%）、次いで「担当窓口での個別相談に応じる」（52.7%）、「質問受付期間を設け、回答を公表」（45.5%）。
「指定希望事業者を対象とした説明会」は32.7%で実施されている。

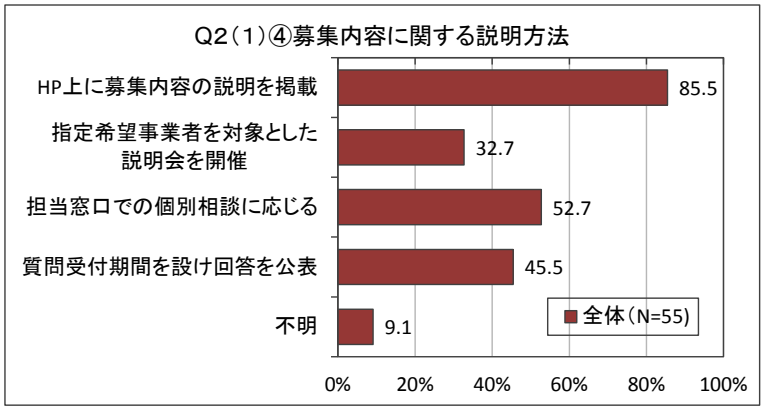

⑤選定方法の公表

・選定方法は、81.8%で公表されている。

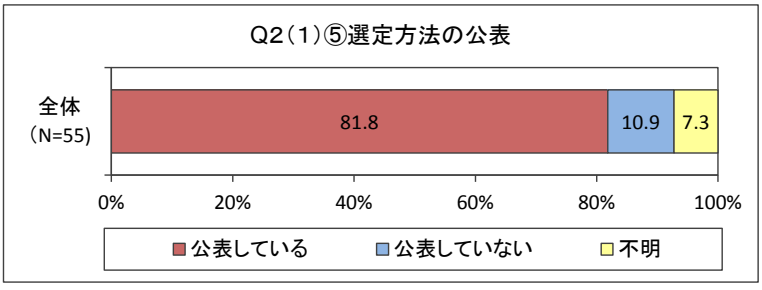

⑥評価方法の公表

・評価方法は、74.5%で公表されている。

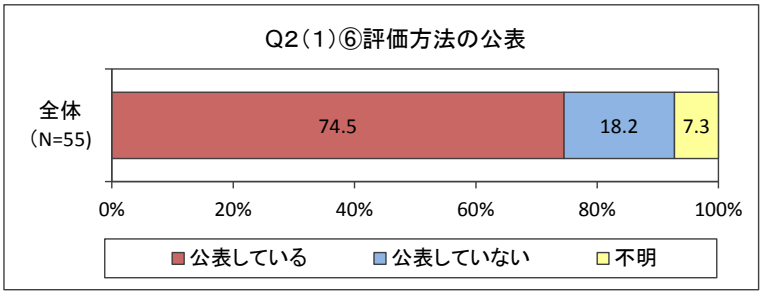

２）募集する事業者の要件

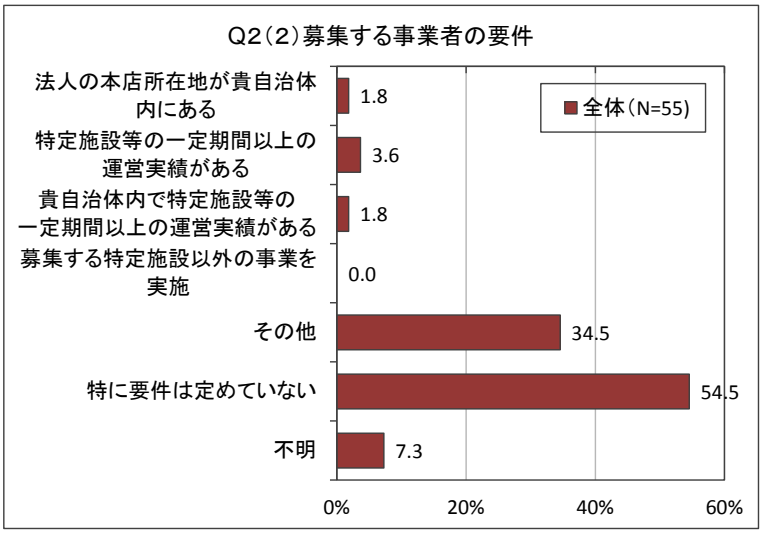

・募集する事業者の要件（所在地や運営実績等）については、「特に要件は定めていない」が半数強（54.5%）、「その他」が 34.5%。

＊「その他」の主な内容（暴力団関係者ではない、市税等の滞納がない等の基本的な事項以外）：

・市の指導監査で指摘事項があった場合、改善が図られていること

・市内に本社、支社、営業所、事業所を有していること

・介護予防特定施設事業所としても指定を受けること

・サ高住を設置・運営（予定を含む）する法人

・基本評価（運営実績、第三者評価受審、実地指導状況）で加点があること。

・別紙募集要項参照（8 件：選択肢の項目を応募要件にしている例はなかったが、運営実績や地域交流施設の整備を評価項目としている例がみられる）

（３）公募による選定方法や結果の公表について

１）事業者選定にあたって実施していること

・「評価項目および各項目の得点配分を決め、得点の高い事業者を選定」が最も多く（83.6%）、次いで「事業者から運営方針等をヒアリング」（65.5%）、「第三者を含めた委員会等により選考」（56.4%）の順。

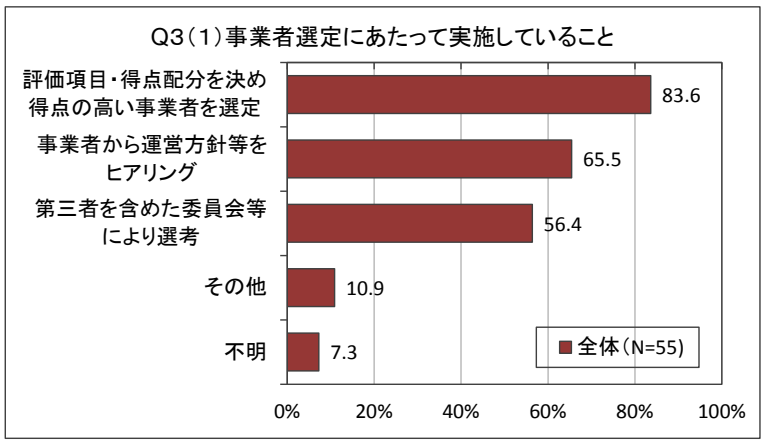

＊「その他」の主な内容：

・学識経験者から成る懇話会の意見を選考の参考としている。

・予定地の現地確認、市職員で構成された委員会の実施。

・応募者によるプレゼンテーション

２）応募状況や結果の公表

①応募状況の公表

・応募状況を「公表している」は半数強（52.7%）、「公表していない」は 40.0%。

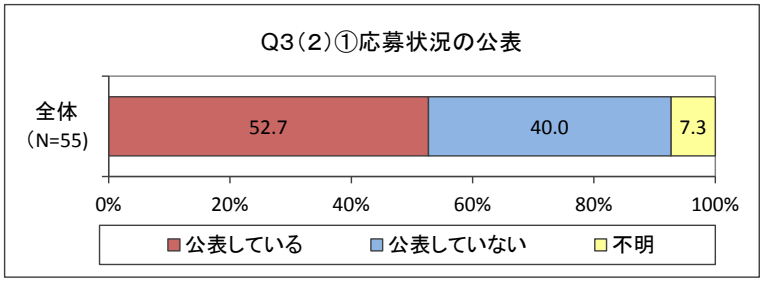

②事業者決定後の事業者名、選定理由等のホームページ等での公表

・事業者決定後のホームページ等での公表は、「選定事業者名のみ」が 61.8%と最も多い。「選定事業者名と選考理由」は 16.4%、「選定事業者名、選考理由、落選者との評価の違い」は 5.5%。

「ホームページ等では公表していない」は 9.1%。

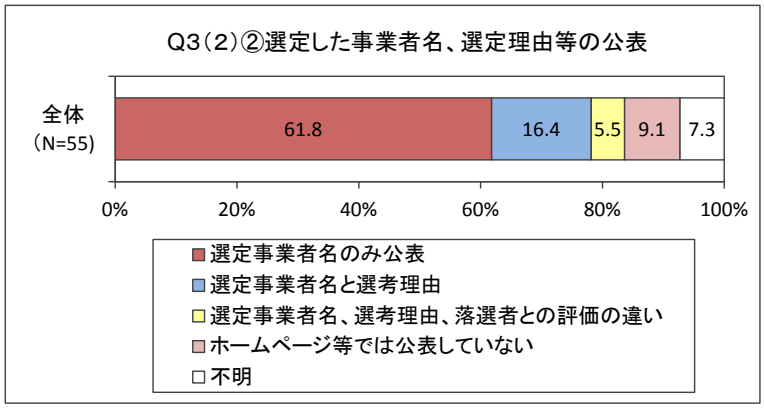

＜クロス集計＞

・選定後のホームページ等での公表状況別に「事業者選定にあたって実施していること」をみると、「評価項目および各項目の得点配分を決め、得点の高い事業者を選定」は公表状況に関わらずほとんどの自治体で実施されているが、「事業者から運営方針等をヒアリング」、「第三者を含めた委員会等により選考」は、ホームページ等での公表度合いの低い自治体での実施比率は低い傾向にある。

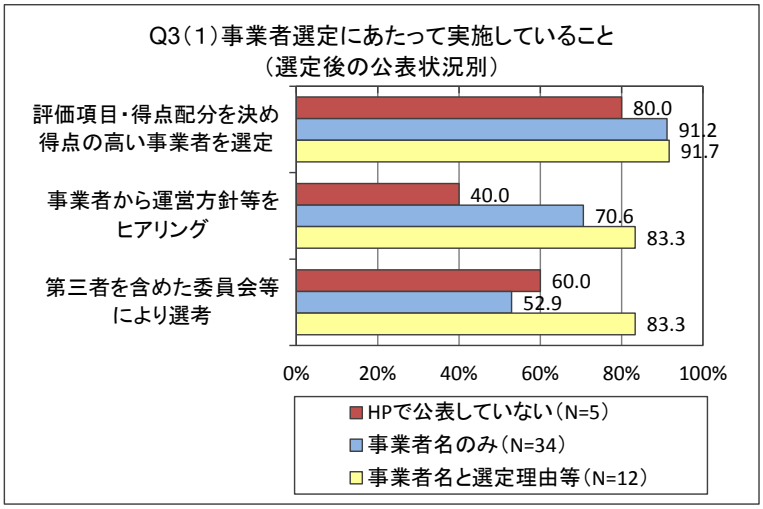

３）事業者決定から指定事業開始までの期間

①新設の場合

・「１年程度」（34.5%）と「１年半程度」(32.7%)で約７割を占める。「２～３年」は 16.4%、「半年程度」は 7.3%（4 件）みられる。

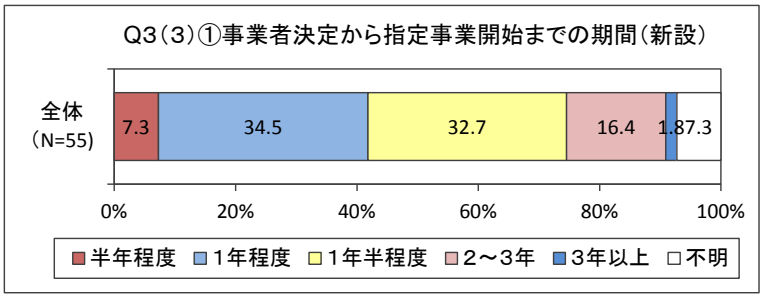

②既存施設の転換の場合

・「１年程度」が最も多く（34.5%）、以下、「半年程度」（29.1%）、「１年以上」（14.5%）の順。

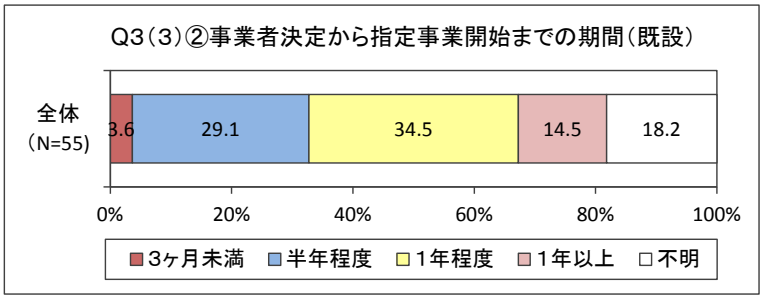

＜特定施設の事業者を公募（募集）していない（現在・過去３年以内）地方自治体（13 件）への設問＞

（４）募集（公募）を行っていない理由

・募集（公募）を行っていない理由は、「特定施設の見込み量を充足」が 46.2%、「公募の必要性を感じない」が 15.4%。

＊「その他」の主な内容：

・市町の推薦を受けて決定している。

・第 7 期計画では整備を予定しているが、事業者の選定方法については今後検討予定。

・既存施設の利用状況等を考慮するため。

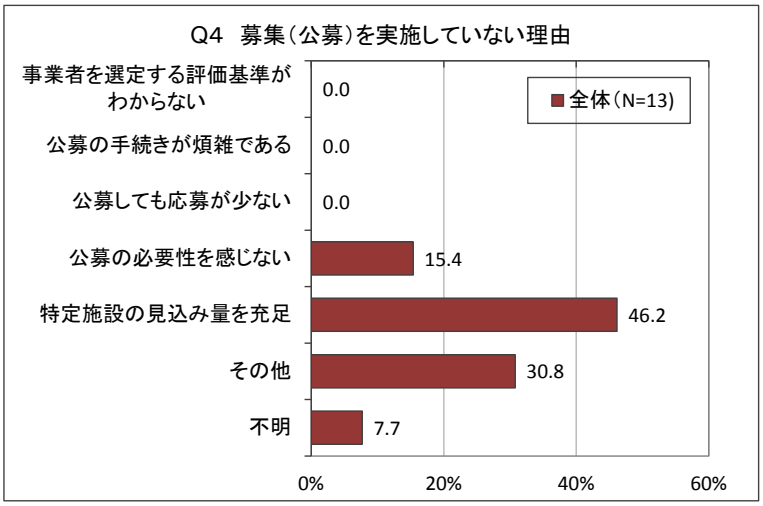

＜全回答者（105 件）への設問＞

（５）他自治体の取り組みについて

・他自治体での取り組みについて知りたいことは、「事業者を選定する評価基準の内容」が最も多く（68.6%）、また「募集に関する事業者への情報提供の方法」は 33.3%。

＊「その他」の主な内容：

・公募に際して参加事業者を増やし、公募不調を防ぐための取り組み

・応募要件や選考方法と、その根拠

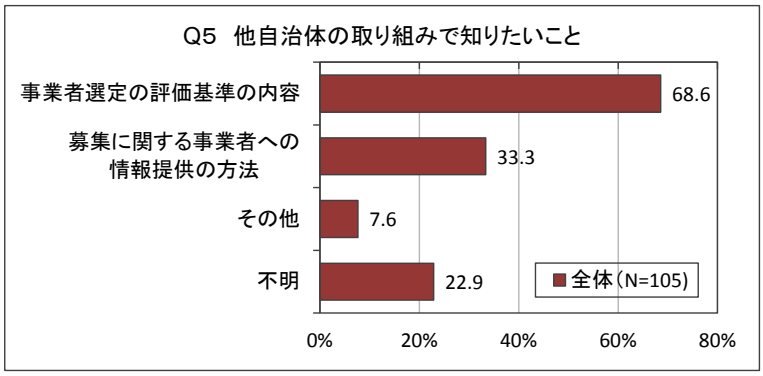

３−３．募集要項等調査結果

（１）実施内容

公募を行っている地方自治体のうち、募集要項等の資料添付のあった自治体 26 件（公募している、または過去３年以内に公募したことがある自治体 55 件のうち 47.3%）について、公募の詳細に関する内容を精査し、アンケート調査回答の補足情報として整理した。また、これらの中で先進的・特徴的と思われる自治体を抽出し、概要をまとめた。

なお、提供された資料で不明の点については、ホームページの検索により可能な範囲で資料を入手し情報を追加している。

＜資料添付のあった自治体（26 件）の回答の傾向＞

●募集の情報提供の方法

・すべての自治体が募集に関する情報を HP に掲載している。また、担当窓口で問い合わせに応じている比率も比較的高い。

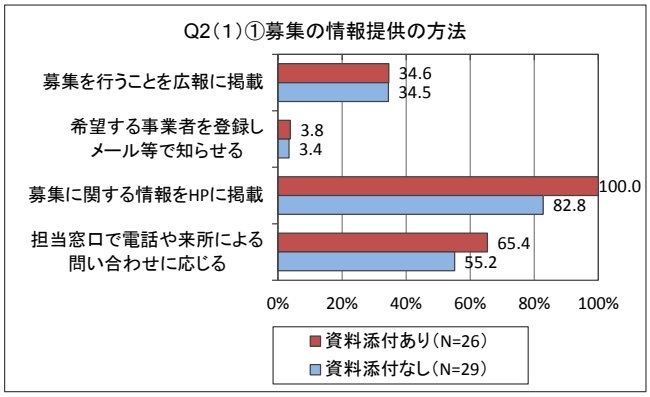

●募集内容に関する説明方法

・説明会の開催や、質問の受付と回答の公表を行っている比率が比較的高い。一方、担当窓口で個別相談に応じている比率は低い。

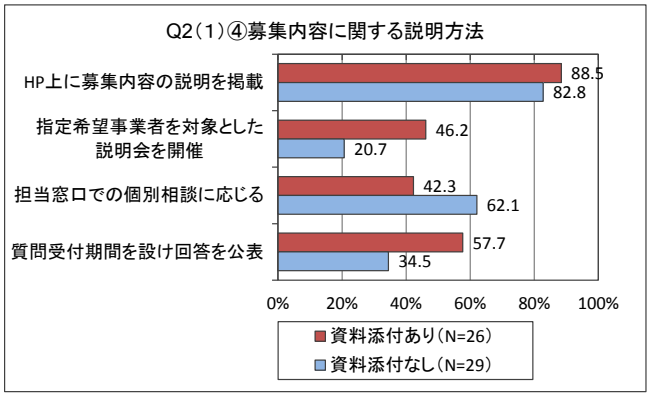

●選定方法・評価方法の公表

・選定方法、評価方法ともに、公表している比率が比較的高い。

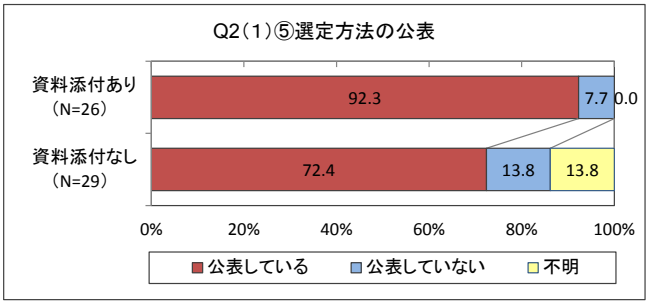

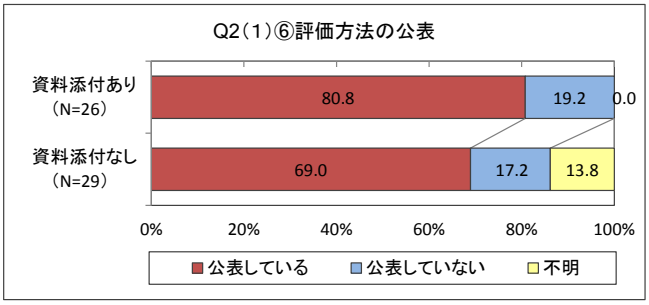

●事業者選定にあたって実施していること

・「評価項目・得点配分を決め、得点の高い事業者を選定」は 96.2%と、ほとんど全ての自治体で実施されている。また、「第三者を含めた委員会等により選考」も比較的高い。

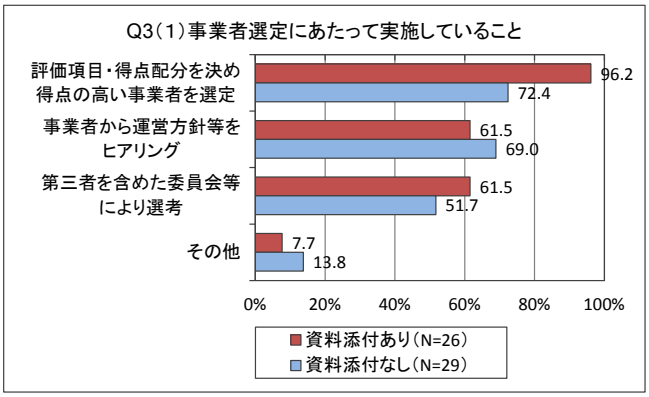

●事業者決定後の事業者名、選定理由等のホームページ等での公表

・事業者決定後の公表は「選定事業者名のみ」が 65.4%と多く、選考理由を含めて公表している比率は 19.2%と、資料添付のない自治体（24.1%）に比べてやや低い。

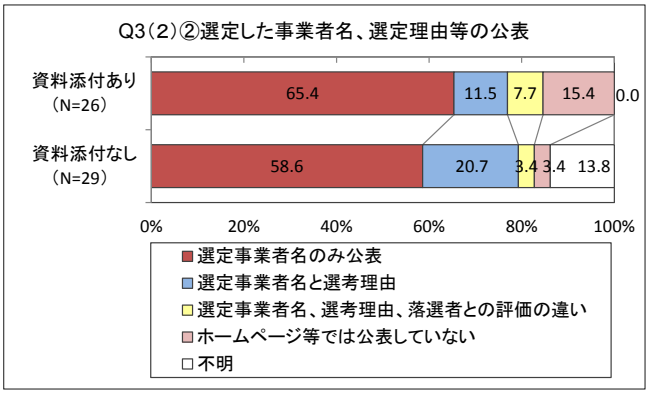

（２）公募の実態に関する募集要項等の情報整理

①事業者の選定・評価方法の公表状況

●選定方法

・事業者決定までの選考プロセスを公表している自治体は 25 件、公表していない自治体は 1 件。

●評価方法

・事業の評価項目（評価の視点）と得点配分を公表している自治体は 10 件、評価項目のみ公表している自治体は 12 件、評価項目を公表していない自治体は 4 件。

＊ただし、公表している「評価項目」については、10 項目程度の大項目のみを示している自治体から、30 以上の詳細な項目を示している自治体まで、内容の詳細に幅がある。

●選考を行う委員会等の名簿

・募集要項を見た限りでは、選考委員会等の名簿を募集要項に掲載している自治体は 1 件。

②募集する事業者の要件

●法人に関する要件（所在地、運営実績）

・法人の所在地として、「主たる事務所が当該自治体内にある」を要件としている自治体が 2 件、「当該自治体内で現在有料老人ホームを運営している」を要件としている自治体が 1 件みられた。これらの 3 件以外には、法人の所在地や運営実績を応募要件としている自治体はみられない。

●事業計画における要件（特定施設以外の事業実施、募集地域の制限）

・特定施設以外の事業の実施を応募要件としているものは、「有料老人ホームの空床を利用したショートステイの実施」1 件のみがみられた。

・募集地域については、地域包括ケアセンターの担当区域の範囲で制限を行っている自治体が 1 件みられた。

＊上記の内容の評価項目への組み込み

以上のように、法人や事業計画について、上記の項目を応募要件に組み込んでいる自治体は少ないものの、評価項目の一つとし加点の対象として設定している自治体は一定程度みられた。

- 法人所在地「主たる事務所が当該自治体内にある」：3 件
- 法人の介護サービス事業の運営実績：11 件（うち、当該自治体内での運営実績：2 件）
- 地域交流スペースの設置：5 件
- 特定施設以外の事業の実施：4 件（小規模多機能型居宅介護事業所：2 件、複合型サービス事業所：1 件、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所：1 件、居宅系サービス：1 件、他の介護サービス等：1 件）
- 特定施設整備の地域バランスへの配慮：7 件
- 既存ストックを活用した効率的な計画（増床や既存サービスからの転換など）：1 件

③評価項目の設定

公表されている「評価項目」の内容をみると、自治体によって設定の細かさや重み付けに違いはあるものの、主に以下の項目が設定されている。

・法人要件：法人の事業運営の理念、実績、財務状況等
・当該事業に関する資金計画：自己資金、借入金、収支見込等
・施設計画要件（立地）：用地確保の状況、立地条件（利便性、生活環境、周辺環境、災害等の安全性など）、特定施設整備の地域バランスへの配慮等
・建築・設備計画：施設基準への適合状況・基準を上回る計画、安全性・快適性への配慮、プライバシーへの配慮等
・職員配置・運営方針：管理者の経験、職員の人員配置（基準への適合・基準を上回る計画）、職員の人材育成（研修等）、災害・事故対策、苦情処理、衛生管理、認知症高齢者への対応、看取りへの対応、個人情報保護、虐待防止、協力医療機関等との連携体制等
・入居者との契約等：月額利用料・入居一時金
・近隣・地域との関係：整備に関する近隣住民への説明状況、地域との連携の取り組み（地域交流スペースの設置・活用、地域包括ケアへの取り組みなど地域への貢献）、利用者の家族との連携等

④事業者選定の方法

26 件のうち、事業者選定にあたって実施している項目は以下の通り。

・評価項目の得点の高い事業者を選定：25 件
・事業者ヒアリング（プレゼンテーション）：17 件（これ以外に、必要に応じてヒアリングを実施している自治体が 3 件）
・第三者委員会等による選考：16 件

選定方法の組み合わせは、以下の通り。

・書類審査のみで、評価項目の得点の高い事業者を選定：6 件
・書類審査のみで、第三者委員会が審査し、事業者を選定：1 件
・書類審査のみで、第三者委員会が審査し、評価項目の得点の高い事業者を選定：2 件
・書類審査と事業者ヒアリングを行い、評価項目の得点の高い事業者を選定：4 件
・書類審査と事業者ヒアリングを行い、第三者委員会が審査し、評価項目の得点の高い事業者を選定：13 件

⑤選定結果の通知・公表

●応募事業者への選定結果の通知

選定結果については、募集要項では不明であった 2 件を除くすべての自治体（24 件）で応募事業者への（郵送による）通知が行われている。

●選定結果の HP 等での公表

選定結果の公表状況は以下の通り。

・HP 等では公表しない：4 件
・選定した事業者名のみ公表：17 件
・選定した事業者名と選定理由を公表：3 件
＊確認できた 1 件において公表されている選定理由とは、選定事業者の獲得した総得点である。
・選定した事業者名と選定理由、落選者との違いを公表：2 件
＊確認できた 1 件で公表されている選定理由・落選者との違いとは、選定事業者および応募全事業者の獲得した総得点である。

（３）先進的・特徴的な事例

募集要項等の資料を入手した自治体の中から、事業者の選定に関して全般的に公平性、透明性が高いと考えられる事例や、公募の告知、事業者選定における評価方法、選定結果の公表について先進的・特徴的と思われる自治体の事例を抽出し、その概要を整理した。

なお、概要の整理にあたっては、アンケート回答および募集要項等の資料、各自治体のホームページを参考とし、ヒアリングを実施した自治体はその内容も加えて整理した。

①熊本県

ホームページと広報への掲載により募集情報の提供を行った上で、指定を受けようとする事業者を対象とした「事前協議説明会」が実施され、採択の決定方法と留意事項、審査における評価項目（22 項目）とその評点配分・審査評点基準が説明される。審査は書類審査・事業者ヒアリングと現地調査を行い、第三者委員会（熊本県健康福祉部所管の施設整備等審査会）での審査を経て、原則として得点率の高い計画から指定可能枠範囲内で採択することとされており、評価・選定方法の客観性・合理性は高いと考えられる。ただし、選定後は応募事業者への通知のみで、選定事業者名や選定理由等のホームページでの公表は行われていない。

＜選定プロセス＞

・ホームページ、広報への掲載により募集情報を提供
・事前協議説明会の開催（評価項目と得点配分を公表）
・質問受付（FAX、郵送）
・事前協議書の提出
・事業者ヒアリング及び現地調査の実施
・対象計画について、審査評点の配分表により評点を算定し、満点数との比率（得点率）を算出。
・県健康福祉部所管の施設整備等審査会（第三者委員会）での審査を経た上で、原則として得点率の高い計画から指定可能枠範囲内で採択。
・事業者宛に事前協議終了通知を行う。

②千葉市

ホームページへの掲載により募集情報の提供が行われ、公募に参加を希望する事業者は、公募申込みを行った上で「整備事業者説明会」に参加する（応募のためには説明会への出席が必須）。説明会では、応募・選定方法、評価項目（28 項目）と評価基準、項目ごとの配点が説明される。事業者の選定は書類審査による評価で行われ、得点が高い事業者から選定される。基本的には、公表された評価基準に基づく自己評価点（自治体で加点をチェックし、必要に応じて事業者ヒアリングを行う場合がある）が選定基準となるため、評価方法の客観性・合理性は高く、応募事業者の納得度は高いと思われる。

選定後に応募事業者への通知と選定事業者名のホームページでの公表は行われるが、選定理由（選定事業者の得点等）は公表されない。

＜選定プロセス＞

・ホームページへの掲載により募集情報を提供
・公募への参加を希望する事業者が申込（説明会への出席は必須）
・整備事業者説明会を開催
・質問の受付（FAX、E-mail）
・質問への回答を HP で公表
・事業計画書と添付書類、評価基準の得点シート（評価基準に基づく加点方式。自己採点により合計点を算出）を提出
・審査、選定（公募の要件を満たした上で、得点の高い順に選定。同点の場合は重点評価項目の得点の高い順）　＊応募者が加点した評価項目についてヒアリングする場合がある
・事業者宛に選定結果を通知し、選定事業者名をホームページで公表

③横浜市

ホームページ掲載のほか、WAMNET のイベント情報への掲載、市内の有料老人ホーム事業者へのメール配信により募集情報の提供を行った上で、「開設事業者向け説明会」が実施される。説明会では、応募方法（提出書類の詳細な説明）・選定方法と、望ましい要件として評価する項目（7 項目、得点配分等はなし）など、応募方法や重視される内容が説明される。応募締切後、応募状況はホームページ上で公表される。提出された事業計画書と事前協議書および添付書類については、審査委員会が審査（書類審査および必要に応じてヒアリング）を行い、選定する。

選定後に応募事業者への通知と選定事業者名のホームページでの公表が行われる。また、情報公開制度により、誰でも情報開示請求を行えば、応募事業者すべての得点と順位を入手できる。なお、選定後には評価項目と得点配分も情報開示請求により入手することができる。

＜選定プロセス＞

・ホームページ、WAMNET イベント情報への掲載、市内の有料老人ホーム事業者へのメール配信により募集情報を提供
・希望する事業者が説明会出席を申し込む（出席は任意）
・開設事業者向け説明会を開催
・質問の受付（FAX）

・質問への回答を HP で公表
・事業計画書、事前協議書等を提出
・応募状況についてホームページに公表
・審査委員会が事業計画の審査を行い（書類審査および必要に応じてヒアリング）、事業者指定の内諾可否を決定
・事業者宛に選定結果を通知し、選定事業者名をホームページで公表

④川崎市

事業者の内定申請に関する募集情報はホームページに掲載し、市内の介護保険事業者にはメール配信するほか、市の電子メール配信サービスによって希望者は登録すれば、自動的にメールが配信される。ホームページ上では、申請方法や事業者の決定方法を説明し、選定基準（「川崎市認知症対応型共同生活介護事業者等選定基準」の別紙２として掲載）の選定項目（21 項目）と配点を提示している。説明会は行っていないが、メールによる質問受付期間を設けるとともに、申請書類は対面で内容をチェックし、修正等を確認する。申請書類（事業計画書および添付書類）は、市の介護保険運営協議会（地域密着型サービス等部会）が選定基準をもとに審査し、総合的に評価することにより事業者を決定する。

選定結果は応募事業者へ通知され、選定事業者名と得点はホームページに公表される。

＜選定プロセス＞

・ホームページへの掲載により募集情報を提供
・質問受付（E-mail）
・質問への回答を HP で公表
・図面の事前確認（既存建物の場合のみ）
・申請書類の受付（申請予約を受け付け、対面で書類を確認）
・公表している選定基準（評価項目・得点配分）をもとに、川崎市介護保険運営協議会の地域密着型サービス等部会が審査、総合的に評価し、内定を決定
・事業者宛に選定結果を通知し、選定事業者名と選定事業者の得点はホームページで公表

⑤広島市

ホームページと広報への掲載により募集情報の提供を行った上で、説明会が開催され、事業者の選定方法や選定基準が説明される。選定方法や選定基準（評価項目 28 項目と配点）はホームページ上で公開されている。適否判定基準（事業者にかかる基本的な要件）を満たした応募者に対して、事業計画書の書類審査および事業者ヒアリングを行い、選定基準に基づき評価し、基本的には評価得点の高い順に選定される。また、外部の有識者等で構成される懇談会の意見聴取も行われるため、客観的であり公平性は高いと考えられる。

また選定結果は応募事業者へ通知されるとともに、選定事業者名と全応募者の評価点がホームページで公表されることから、選定の透明性と事業者の納得性も高いと思われる。

＜選定プロセス＞

・ホームページ、広報への掲載により募集情報を提供

・説明会の開催
・質問受付（E-mail、FAX）
・質問への回答を HP で公表
・事業計画書の受付
・審査（適否判定）
・応募者ヒアリング
・採点（事業計画書について、選定基準の評価基準・評価の視点に基づき評価。一定基準以上の事業者について、加点の内容（特定地域での整備）があれば加点する）
・外部の有識者等で構成される懇談会の意見聴取
・事業者宛に選定結果を通知し、選定事業者名と全応募事業者の得点はホームページで公表

⑥船橋市

募集情報はホームページに掲載されるほか、希望する事業者には HP 公開日にメールで通知される。募集要項では、応募方法・選定方法および評価項目（31 項目）・得点配分、順位付けの方法が公開されており、審査は有識者等により構成される船橋市地域密着型サービス指定事業所等選定委員会により行われるため、公平性、合理性と事業者の納得性は高いと思われる。

選定後に応募事業者への通知と選定事業者名のホームページでの公表は行われるが、選定理由（選定事業者の得点等）は公表されない。

＜選定プロセス＞

・ホームページ掲載および、希望者にはメールにより募集情報を提供
・質問受付（E-mail）
・質問への回答、HP 掲載
・事業計画書受付
・有識者等により構成される船橋市地域密着型サービス指定事業所等選定委員会により、評価基準に基づき審査。総合点の６割以上の事業者について順位付けの判定を行う。
・委員ごとに審査の採点結果に順位を付し、各委員の順位点の合計が最も小さい事業者を最適候補者とする。
・事業者宛に選定結果を通知し、選定事業者名をホームページで公表

⑦枚方市

ホームページと広報への掲載により募集情報の提供を行った上で、公募説明会が開催され、事業者の選定方法や選定基準（評価項目 8 項目・得点配分）、選考方法が説明される。書面審査（必要に応じて事業者ヒアリング）・採点を実施する枚方市介護保険施設等整備審議会（学識経験者等の第三者による審議会）の名簿も公表されており、合理性、公平性は高いと思われる。

また、選定結果は他の事業者の評価得点を含めて公表され、透明性、事業者の納得性も高いと思われる（ただし現在の HP 上では公表内容を確認できず）。

＜選定プロセス＞

・ホームページ、広報への掲載により募集情報を提供

・公募説明会を開催
・仮申込を提出
・質疑応答受付（E-mail、FAX）
・質疑回答書を HP に掲載
・本申込書の受付
・枚方市介護保険施設等整備審議会により選考（審議会名簿は募集要領に公表）。選考基準に基づき、書面審査（必要に応じて事業者ヒアリング）・採点を実施し、評価点数の高い整備事業計画から順に採択。
・選定結果は、事業者宛に選定事業者名、整備予定地、合計評価得点、並びに各申込者の合計評価得点を通知し、ホームページでも公表する

（4）自治体公募概要

募集要項等の資料を入手した自治体について、公募の概要を整理した。なお、資料を入手した自治体は 26 件だが、1 件は評価項目と得点配分を非公開としており、以下の表は 25 件分である。

（注記）

・自治体から送付された募集要項等の資料およびホームページ等により入手した資料をもとに整理した。参照した資料名は「資料」の欄に示す。なお、ヒアリングを実施した自治体については、その内容を加えて整理した。
・網掛けの項目はアンケート回答による。
・選定方法：公募の開始から選定までの主な流れを示す。
・公表されている評価項目：公募時に募集要項等で事業者に公表されている評価項目を、以下の大項目に沿って再整理した。
  ①法人要件
  ②当該事業に関する資金計画
  ③施設計画要件
    （立地）
    （建築・設備計画）
    （職員配置・サービス提供）
    （入居者との契約等）
    （近隣・地域との関係）
  ④その他

１．群馬県	資料：①混合型特定施設設置候補者選定要項 ②混合型特定施設計画審査表
Q2(1)①募集の情報提供の方法	3.HP
募集に関する情報提供（特徴的な内容）	・県介護高齢課長が施設設置希望地域の市・県福祉事務所長に、設置者の選定を依頼。 ・所長は、管内の町村、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、老人クラブ連合会、医師会等に照会し、希望者を把握。 ・希望者は申請書を所長あてに提出。所長は申請者を名簿に整理。
Q2(1)④募集内容に関する説明方法	1.HP,3.窓口
Q2(1)⑤選定方法の公表	2.公表していない
Q2(1)⑥評価方法の公表	2.公表していない
選定方法・評価方法の公表状況	（公表していない）
Q2(2)募集する事業者の要件	6.特になし
募集する事業者（法人）の要件（基本項目以外）	
事業計画における要件（募集地域、他事業実施等）	
Q3(1)事業者選定にあたって実施していること	1.評価項目の得点の高い事業者 3.第三者委員会
選定方法	
・県介護高齢課長が希望者について所長に助言。 ・計画概要、事情聴取、現地調査に基づく詳細な審査結果を「混合型特定施設計画審査評」にまとめる。 ・行政関係者、老人福祉関係者、医療関係者、学識経験者等により組織する設置候補者選定委員会により審査。	・所長は審査表・計画概要をつけて課長に協議。 ・課長は選定経過を聴取確認の上、助言。 ・所長は協議結果を踏まえて総合的な判断を行い、希望者を選定。
公表されている評価項目	
①法人要件 ・法人役員の高齢者福祉の理解、熱意度、リーダーシップ性 ・法人役員の事業の経験内容 ・利益計画・資金繰計画（貸借対照表、損益計算書等） **②当該事業に関する資金計画** ・自己資金の調達能力 ・借入金の償還能力 ・運営費の計上（当面事業費の確保） **③施設計画要件** **（立地）** ・立地条件：安全な場所であるか（災害上の危険区域等の指定はないか） ・立地条件（利便性） ・設置場所の状況（バランス） ・協力病院の距離 ・敷地のゆとり	・土地確保の確実性 ・抵当権の設定 ・農地法の規制 ・市街化調整区域の場合の開発許可の可能性 **（建築・設備計画）** ・建築上の工夫（周辺との調和） ・建築上の工夫（高齢者配慮） ・建物構造・設備の基準確保 **（職員配置・サービス提供）** ・施設長または管理予定者の健康状態、問題の有無、専従又は兼任等 ・直接処遇職員の配置状況（基準との比較） **（入居者との契約等）** **（近隣・地域との関係）** ・隣接地との関係や地元説明会 **④その他** ・農地部局の意見
Q3(2)②選定した事業者名、選定理由等の公表	4.HP 等では公表せず
通知・公表状況	計画概要を提出した希望者に審査結果を説明の上、選定結果通知書により通知

２．愛知県	資料：介護保険施設等の指定等に関する取扱要領
Q2(1)①募集の情報提供の方法	3.HP,4.窓口
募集に関する情報提供（特徴的な内容）	（毎年5月末または 11 月末までに事前相談票を県福祉相談センター地域福祉課および市町村に提出）
Q2(1)④募集内容に関する説明方法	
Q2(1)⑤選定方法の公表	1.公表
Q2(1)⑥評価方法の公表	1.公表
選定方法・評価方法の公表状況	1.選定プロセス公表,2.評価項目のみ公表
Q2(2)募集する事業者の要件	6.特になし
募集する事業者（法人）の要件（基本項目以外）	
事業計画における要件（募集地域、他事業実施等）	
Q3(1)事業者選定にあたって実施していること	3.第三者委員会
選定方法	
・指定希望事業者は、3 月末と 9 月末の既存数（整備可能な差引数）の公表から 2 ヶ月以内に、事前相談票を県福祉相談センター地域福祉課および市町村に提出 （整備・指定予定年度、土地・建物確保状況、事業運営方法等を確認） ・整備予定市町村への確認・意見聴取（県→市町村）	・圏域における調整（整備目標数から既存数を引いた範囲内、バランスのとれた施設配置） ・圏域保健医療福祉推進会議における意見聴取・連絡調整 ・推進会議の結果の伝達（整備の可否） ・着工・指定申請
公表されている評価項目（市町村計画の利用見込量を超える場合の調整のための勘案事項）	
①法人要件 ・施設の運営方針 ・法人が行う既存の介護保険事業の実地指導等による指摘事項の状況 ・法人の状況（法人が行う既存事業の運営状況、法人の資産・負債等、事業遂行の支障の有無等） ②当該事業に関する資金計画 ・資金計画（自己資金、借入資金、償還計画、開設後の収支見込み等） ③施設計画要件 （立地） ・用地確保の状況（抵当権の有無、借地の場合の地主との合意、市街化区域・市街化調整区域、開発許可等）	（建築・設備計画） ・施設の基準（構造設備の基準との合致、利便性・個人のプライバシー等に配慮した構造設備の状況） （職員配置・サービス提供） ・職員配置状況（基準との合致、必要に応じて基準以外の職員配置の状況等） （入居者との契約等） ・利用料金（一時金、利用料） （近隣・地域との関係） ④その他
Q3(2)②選定した事業者名、選定理由等の公表	4.HP 等では公表せず
通知・公表状況	結果は事業者あてに通知

３．熊本県	資料：平成 29 年度特定施設入居者生活介護に係る事前協議説明会資料 （平成 29 年度整備分特定施設入居者生活介護の事前協議留意事項等）
Q2(1)①募集の情報提供の方法	1.広報,3.HP,4.窓口
募集に関する情報提供（特徴的な内容）	
Q2(1)④募集内容に関する説明方法	1.HP,2.説明会,3.窓口,4.質問公表
Q2(1)⑤選定方法の公表	1.公表
Q2(1)⑥評価方法の公表	1.公表
選定方法・評価方法の公表状況	1.選定プロセス公表,2.評価項目と得点配分を公表
Q2(2)募集する事業者の要件	6.特になし
募集する事業者（法人）の要件（基本項目以外）	
事業計画における要件（募集地域、他事業実施等）	・「熊本県有料老人ホーム設置運営指導指針」等に適合していること
Q3(1)事業者選定にあたって実施していること	1.評価項目の得点の高い事業者 2.事業者ヒアリング 3.第三者委員会
選定方法	
・事前協議説明会の開催 ・事前協議書の提出 ・事業者ヒアリング及び現地調査の実施 ・対象計画について、審査評点の配分表により評点を算定し、満点数との比率（得点率）を算出。 ・県健康福祉部所管の施設整備等審査会での審査を経た上で、原則として得点率の高い計画から指定可能枠範囲内で採択。	
公表されている評価項目	
①法人要件 ・介護保険サービス・老人福祉企業経営者としての理念等 ・現有施設要件（入所施設等を運営している場合）：身体拘束の状況、苦情処理・事故発生の対応 **②当該事業に関する資金計画** ・施設整備資金の確保 ・事業の収支見通し ・当面の事業運営資金の確保 **③施設計画要件** **（立地）** ・土地に係る規制等 ・土地使用権限・立地条件（土砂災害関連） ・立地条件（利便性） ・敷地面積（有効面積） **（建築・設備計画）** ・提出された計画の施設基準への適合性 ・ユニバーサルデザインへの取り組み	**（職員配置・サービス提供）** ・管理者（経験） ・指定基準を満たすための職員の確保状況 ・入居者への介護サービスの方針・計画 ・施設の運営・管理 **（入居者との契約等）** **（近隣・地域との関係）** ・地域との交流連携（地域交流スペース・設備の設置、または地域交流計画） ・住民等の同意状況 **④その他** ・整備予定地の市町村の同意 ・圏域内市町村の意向 ・総合調整事項（地域的バランス、市町村の関与度）
Q3(2)②選定した事業者名、選定理由等の公表	4.HP 等では公表せず
通知・公表状況	事業者あてに事前協議終了通知

４．さいたま市	資料：①さいたま市 HP（事前相談の受付について） ②さいたま市有料老人ホーム設置運営指針適合表（HP より）
Q2(1)①募集の情報提供の方法	3.HP,4.窓口
募集に関する情報提供（特徴的な内容）	
Q2(1)④募集内容に関する説明方法	1.HP, 3.窓口
Q2(1)⑤選定方法の公表	1.公表
Q2(1)⑥評価方法の公表	1.公表
選定方法・評価方法の公表状況	1.選定プロセス公表,2.評価項目のみ公表
Q2(2)募集する事業者の要件	6.特になし
募集する事業者（法人）の要件（基本項目以外）	
事業計画における要件（募集地域、他事業実施等）	
Q3(1)事業者選定にあたって実施していること	1.評価項目の得点の高い事業者
選定方法	
・設置事前相談書を提出 ・「さいたま市有料老人ホーム設置指導指針」に適合した計画で、関係基準に適合しているものを最優先とするほか、地方公共団体等が土地を譲渡または貸与する計画を優先的に選定。以上で優劣を図ることが困難な場合は、以下の「勘案事項」の項目を総合的に考慮し選定。	＜勘案事項＞ ・介護付き有料老人ホーム等の指定を受けている施設の整備率が低い行政区に整備 ・整備計画（施設の設備配置、入所者の重度化や認知症ケアへの対応、職員確保・定着率向上策等） ・法人の運営状況
公表されている評価項目（「勘案事項」等の記述のないものは指針の内容）	
①法人要件 ・基本的事項（経営の基本姿勢、信頼確保、法の遵守等） ・設置者（経営基盤、役員の知識・経験等） ・（勘案事項）法人の運営状況（本市での介護サービスの運営状況、直近 3 期分の決算状況、過去の特定施設の公募状況等） **②当該事業に関する資金計画** ・事業収支計画（市場調査、資金の確保、資金収支計画・損益計画、経理・会計の独立） **③施設計画要件** **（立地）** ・立地条件（交通、地域環境、災害の安全性、医療機関等との連携等） ・当該事業以外の抵当権等がない ・借地の場合の入居継続の確実性 ・（優先事業）地方公共団体等が土地を譲渡または貸与する計画 ・（勘案事項）介護付き有料老人ホーム等の指定を受けている施設の整備率が低い行政区に整備 **（建築・設備計画）** ・適切な規模・構造設備 ・事故防止、事故・災害に対応する設備、緊急時の対応 ・高齢者への設計上の配慮	・居室・設備・共同利用設備の設置、設備基準の遵守 ・（勘案事項）施設の設備配置 **（職員配置・サービス提供）** ・職員配置・職員研修・職員の衛生管理 ・事業の運営（管理規程の制定、名簿の整備、帳簿の整備、個人情報の取扱、緊急時の対応、医療機関等との連携、介護サービス事業所との関係、運営懇談会の設置等） ・サービス等（適切なサービス提供、職員への周知徹底、職員の勤務表作成管理、虐待防止、身体的拘束等を行わない・行った場合の記録） ・（勘案事項）入所者の重度化や認知症ケアへの対応、職員確保・定着率向上策等 **（入居者との契約等）** ・利用料等（費用の取扱、前払い方式の基準） ・契約内容等（手続き、契約内容、消費者契約の留意点、重要事項の説明等、体験入居、入居者募集等、苦情解決の方法、事故発生防止の対応、事故発生時の対応） ・情報開示 **（近隣・地域との関係）** **④その他** ・経営状況等に関する報告（定期報告、随時の調査・報告）
Q3(2)②選定した事業者名、選定理由等の公表	4.HP 等では公表せず
通知・公表状況	応募者に審査結果を通知

５．千葉市	資料：①平成 29 年度特定施設入居者生活介護整備事業者の公募について ②平成 29 年度千葉市特定施設入居者生活介護事業者の公募の手引き ③平成 29 年度千葉市特定施設入居者生活介護事業者の公募申込事業者向け参考資料、④千葉市有料老人ホーム設置運営指導指針　（以上、HP より）

Q2(1)①募集の情報提供の方法	3.HP,4.窓口
募集に関する情報提供（特徴的な内容）	
Q2(1)④募集内容に関する説明方法	1.HP, 2.説明会
Q2(1)⑤選定方法の公表	1.公表
Q2(1)⑥評価方法の公表	1.公表
選定方法・評価方法の公表状況	1.選定プロセス公表,2.評価項目と得点配分を公表
Q2(2)募集する事業者の要件	6.特になし
募集する事業者（法人）の要件（基本項目以外）	
事業計画における要件（募集地域、他事業実施等）	・「千葉市有料老人ホーム設置運営指導指針」に適合していること ・市内の区ごとに設定する地域（地域包括ケアの日常生活圏）を限定して募集
Q3(1)事業者選定にあたって実施していること	1.評価項目の得点の高い事業者
選定方法	
・公募への参加を希望する事業者が申込（説明会への出席は必須） ・説明会を実施 ・事業計画書と添付書類、評価基準の得点シート（評価基準に基づく加点方式。自己採点により合計点を算出）を提出	・審査、選定（公募の要件を満たした上で、得点の高い順に選定。同点の場合は重点評価項目の得点の高い順） ＊応募者が加点した評価項目についてヒアリングする場合がある
公表されている評価項目	
①法人要件 ・法人本店所在地が千葉市内 ・法人役員に特定施設の 1 年以上管理者経験あり ・法人に特定施設の運営実績あり（1～3 年、3 年以上） ・資産状況 ・収支状況（直近 3 カ年の経常損失なし） ・収支状況（直近 3 カ年の特定施設営業利益あり） ・法令順守（過去 3 年間に立入検査等の指摘事項について未改善事項がない） **②当該事業に関する資金計画** ・資金計画 **③施設計画要件** **（立地）** ・地域バランス（特定の地域に立地） ・地域バランス（半径 1km・500m 内に特定施設なし） ・用途地域（住居系） ・接する道路（敷地出入口までの道路幅員 6m 以上か、主要な道路に面する） **（建築・設備計画）** ・構造（耐火建築物）	・屋外への移動（避難上有効なバルコニー設置） ・共用トイレ（車いす対応、扉は引き戸） ・浴室（階ごとに設置、1つは機械浴槽かリフト浴槽） ・食堂・機能訓練室（利用定員×3 ㎡以上） ・居室面積等（収納スペース・トイレ・洗面設備があり、それ以外の有効面積 14.85 ㎡以上。出入口・トイレの扉は引き戸） ・居室の形状（2 方向のベッド配置が可能な奥行きと幅） ・職員休憩室（専用の部屋あり） ・寝台の移動（移動可能な EV 設置か平屋） **（職員配置・サービス提供）** ・管理者（資格保有者か 2 年以上の管理者経験） ・生活相談員（資格保有者か 2 年以上の業務経験） ・看護職員（常時 1 名以上） **（入居者との契約等）** ・月額利用料 17 万円以下 **（近隣・地域との関係）** ・地域交流室の設置 **④その他** ・併設事業所（敷地内に小規模多機能居宅介護事業所あり）
Q3(2)②選定した事業者名、選定理由等の公表	1.事業者名のみ公表
通知・公表状況	選定結果は全応募者に文書で通知

６．横浜市	資料：①公募説明会の開催（HP より） ②特定施設入居者生活介護開設希望事業者向け説明会資料（H30 年度開設） ③横浜市有料老人ホーム設置運営指導要綱・指針（HP より）

Q2(1)①募集の情報提供の方法	3.HP,4.窓口,5.その他（WAMNET イベント情報掲載）
募集に関する情報提供（特徴的な内容）	・WAMNET イベント情報に掲載 ・市内の有料老人ホーム事業者にメール配信
Q2(1)④募集内容に関する説明方法	1.HP,2.説明会,3.窓口,4.質問公表
Q2(1)⑤選定方法の公表	1.公表
Q2(1)⑥評価方法の公表	1.公表
選定方法・評価方法の公表状況	1.選定プロセス公表,2.評価項目のみ公表
Q2(2)募集する事業者の要件	6.特になし
募集する事業者（法人）の要件（基本項目以外）	
事業計画における要件（募集地域、他事業実施等）	・「横浜市有料老人ホーム設置運営指導要綱・指針」を満たす計画であること ・以下の事業条件の少なくとも一つを満たすこと ア　介護・医療対応体制に係る事業条件（詳細略） イ　利用料に係る事業条件（詳細略）
Q3(1)事業者選定にあたって実施していること	1.評価項目の得点の高い事業者
選定方法	
・希望する事業者が説明会出席を申し込む（出席は任意） ・説明会を実施 ・質問の受付（FAX） ・質問への回答を HP で公表	・事業計画書、事前協議書等を提出 ・応募状況について HP で公表 ・審査委員会が事業計画の審査を行い、事業者指定の内諾可否を決定
公表されている評価項目（主な評価事項）	
①法人要件 ・基本的事項（法人の特定施設入居者生活介護に対する十分な理解、設置運営理念） ・設置予定者（安定かつ十分なサービス提供可能な実績、安定的な経営が見込まれる財務状況） ・（望ましい要件）外部監査の積極的な導入 **②当該事業に関する資金計画** ・事業収支計画等（収支計画・市場調査等より事業化の確実性・安定的な経営が見込まれる） **③施設計画要件** **（立地）** ・立地条件（事業化のための確実性を有する、特定施設の過少整備地域への設置計画） ・（望ましい要件）比較的整備の進んでいない行政区における設置計画（評価の高い順に区名を提示） **（建築・設備計画）** ・建物の規模・構造及び設備（事業化のための確実性を有する、安全・快適な居住空間を提供する計画）	**（職員配置・サービス提供）** ・組織・職員体制等（医療連携体制・職員配置の充実により安全かつ十分なサービスを提供できる体制）・（望ましい要件）看護師を 24 時間体制で配置する ・（望ましい要件）個別機能訓練加算、夜間看護体制加算、医療機関連携加算、看取り介護加算、認知症専門ケア加算、サービス提供体制強化加算を算定するもの**（入居者との契約等）** ・入居契約等（月額利用料・入居一時金が一般高齢者層の入居に配慮した設定） ・（望ましい要件）利用料の総額費用（月額利用料換算）が 15 万円以下（税抜） **（近隣・地域との関係）** ・（望ましい要件）近隣住民への説明会を積極的に開催 **④その他** ・整備施設の特殊性等から審査委員会が必要と認めた項目
Q3(2)②選定した事業者名、選定理由等の公表	1.事業者名のみ公表
通知・公表状況	選定結果は全応募者に文書で通知 情報開示請求により応募者全員の得点・順位を開示

7．川崎市	資料：①平成 27 年度特定施設入居者生活介護事業者の内定申請受付要項、②川崎市認知症対応型生活介護事業者等選定基準（川崎市特定施設入居者生活介護選定基準）、③川崎市有料老人ホーム設置運営指導要綱・指針（HP より）

Q2(1)①募集の情報提供の方法	3.HP
募集に関する情報提供（特徴的な内容）	・市内の介護保険事業者にメール配信 ・希望者は市の電子メール配信サービスに登録することにより、自動的にメール配信される
Q2(1)④募集内容に関する説明方法	1.HP, 4.質問公表
Q2(1)⑤選定方法の公表	1.公表
Q2(1)⑥評価方法の公表	1.公表
選定方法・評価方法の公表状況	1.選定プロセス公表,2.評価項目と得点配分を公表
Q2(2)募集する事業者の要件	6.特になし
募集する事業者（法人）の要件（基本項目以外）	
事業計画における要件（募集地域、他事業実施等）	・「川崎市有料老人ホーム設置運営指導要綱・指針」を遵守したものであること ・空床を利用したショートステイの実施 ・医療機関連携加算の取得 ・第三者評価事業の受審
Q3(1)事業者選定にあたって実施していること	1.評価項目の得点の高い事業者

選定方法

・質問受付（E-mail） ・図面の事前確認（既存建物の場合のみ） ・申請書の受付	・公表している選定基準（評価項目・得点配分）に基づき、川崎市介護保険運営協議会の地域密着型サービス等部会が審査 ・上記審査を総合的に評価し、内定を決定

公表されている評価項目

①法人要件 ・会計監査人による外部監査を導入 ・特定施設の運営実績（1～3 年または 3 年以上） ・最新の貸借対照表が債務超過になっていない ・最新の損益計算書で収支が黒字 **②当該事業に関する資金計画** **③施設計画要件（立地）** ・交通機関の利便性（駅の近接性：半径 500m～700m～1km） **（建築・設備計画）** ・看護・介護職員室を居室のある各階に設置 ・洗濯室・汚物処理室を居室のある各階に設置し、汚物処理室は洗濯室に近接 ・居室の広さは内法 13.20 ㎡以上確保（備え付け家具、収納設備、トイレ除く） ・全居室に洗面設備を設置 ・構造は耐火建築物である ・全居室にトイレを設置 ・全居室に収納設備を設置 **（職員配置・サービス提供）** ・介護職員総数のうち介護福祉士が 50/100 または 60/100 以上	・看護・介護職員総数のうち常勤職員が 75/100 以上 ・入居者に直接提供する職員総数のうち勤続年数 3 年以上が 30/100 以上 ・常勤看護師 1 名以上、かつ 24 時間連絡できる体制を確保し、必要に応じて健康上の管理を行う体制を確保。かつ重度化した場合の対応に係る指針を定める ・看取りの指針を定め、職員研修実施 ・認知症介護の指導に係る専門的な研修修了者 1 名以上、かつ認知症ケアの研修計画所を定める ・常勤の理学療法士等を配置 ・協力歯科医療機関の確保 **（入居者との契約等）** **（近隣・地域との関係）** ・地域交流スペースの設置（30～60 ㎡） **④その他** ・同一建物・敷地内に小規模多機能型居宅介護事業所を開設 ・同一建物・敷地内に複合型サービス事業所を開設 ・同一建物・敷地内に定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を開設

Q3(2)②選定した事業者名、選定理由等の公表	2.事業者名と選考理由を公表
通知・公表状況	応募全法人に結果を通知 選定事業者名と得点は HP 上で公表。

８．広島市	資料：①特定施設入居者生活介護事業者選定基準 ②平成 28 年度特定施設入居者生活介護事業者募集要項（＊HP より）

Q2(1)①募集の情報提供の方法	1.広報,3.HP,5.その他（説明会を開催）
募集に関する情報提供（特徴的な内容）	
Q2(1)④募集内容に関する説明方法	1.HP,2.説明会.4.質問公表
Q2(1)⑤選定方法の公表	1.公表
Q2(1)⑥評価方法の公表	1.公表
選定方法・評価方法の公表状況	1.選定プロセス公表,2.評価項目と得点配分を公表
Q2(2)募集する事業者の要件	5.その他
募集する事業者（法人）の要件（基本項目以外）	
事業計画における要件（募集地域、他事業実施等）	
Q3(1)事業者選定にあたって実施していること	1.評価項目の得点の高い事業者, 2.事業者ヒアリング

選定方法

・説明会の開催 ・質問受付（E-mail、FAX） ・質問への回答を HP で公表 ・事業計画書の受付 ・審査（適否判定） ・応募者ヒアリング	・採点（事業計画書について、選定基準の評価基準・評価の視点に基づき評価。一定基準以上の事業者について、加点の内容（特定地域での整備）があれば加点する） ・外部の有識者等で構成される懇談会の意見聴取 ・事業者の選定

公表されている評価項目

①法人要件 ・介護保険事業の実施状況（H23 以降に介護保険法の行政処分、改善勧告を受けたことがなく、H25 以降に市の指導を受けたことがない。H23 以降にその他法令違反の指摘がないか、すでに是正） ・事業所の運営方針（介護保険法等の関係法令に基づき事業所を運営） ・運営母体（応募動機が明確かつ適切） ・法人経営の安定性（経営状況が良好で事業所運営に支障ない） **②当該事業に関する資金計画** ・（適否判定）事業所整備の自己資金等の確保、事業開始後の適切な資金計画、事業開始後の運転資金 **③施設計画要件（立地）** ・事業所の所有関係（整備予定地・建物が自己所有か、賃借の場合の契約期間） ・立地条件（利便性、地域交流への期待、日照・通風） ・未整備圏域への整備（加点項目） **（建築・設備計画）** ・建物の特質（周辺の日照・通風等の問題ない） ・安全面への配慮（基本方針と合致・独自の取り組み、利用者の安全・快適な生活への配慮） ・居住空間（基本方針と合致・独自の取り組み、利用者が自立した日常生活を営める配置） ・健康・生きがい空間（地域との交流や健康で活力ある生活をおくるための適切な空間）	・水回り空間（基本方針と合致・独自の取り組み、生活リズムに合った排泄・入浴等が可能な設備数・配置） **（職員配置・サービス提供）** ・管理予定者が相当の福祉経験を有している、基準を上回る数の職員や専門職を配置 ・適切な研修の機械を確保 ・質の高い中核的人材の育成・定着のための具体的な取り組み。働きやすい環境づくり ・利用者の苦情への適切な対応・個人情報の保護や介護サービス情報の公表が適切に行える体制、事故や災害対策の具体的な取り組み ・栄養・衛生管理・協力医療機関（立地・歯科医院との連携） ・サービスの質確保（基本方針と合致・独自の取り組み、適切なサービス提供、個別ケア、中重度利用者への取り組み、質の高いケアのための新しい技術、認知症高齢者のための体制・医療連携） **（入居者との契約）** ・サービスの質確保（食費、光熱水費、宿泊費の適切な価格設定） **（近隣・地域との関係）** ・地域との連携（基本方針と合致・独自の取り組み、地域との相互交流の事業計画、地域の人材活用、地域対象の介護研修会・相談等） ・利用者の家族との連携（家族会の設置・運営、家族との交流の取り組み、家族への情報提供方法・運営への意見の反映方法）

Q3(2)②選定した事業者名、選定理由等の公表	3.事業者名、選考理由、落選者との評価の違いを公表
通知・公表状況	応募者の評点（合計点と各項目の得点）を HP 上で公表

９．熊本市	資料：①平成 30 年度社会福祉施設等の整備に係るスケジュール ②高齢保健福祉・介護保険施設整備審査基準表（平成 30 年度整備分） ③熊本市有料老人ホーム設置運営指導指針（＊HP より） ④平成 30 年度社会福祉施設等施設整備に係る事前協議について（＊HP より）

Q2(1)①募集の情報提供の方法	3.HP,4.窓口
募集に関する情報提供（特徴的な内容）	
Q2(1)④募集内容に関する説明方法	1.HP,2.説明会,3.窓口,4.質問公表
Q2(1)⑤選定方法の公表	1.公表
Q2(1)⑥評価方法の公表	1.公表
選定方法・評価方法の公表状況	1.選定プロセス公表,2.評価項目と得点配分を公表
Q2(2)募集する事業者の要件	6.特になし
募集する事業者（法人）の要件（基本項目以外）	
事業計画における要件（募集地域、他事業実施等）	
Q3(1)事業者選定にあたって実施していること	1.評価項目の得点の高い事業者,2.事業者ヒアリング 3.第三者委員会
選定方法	
・事前協議説明会の開催 ・事前協議書の受付 ・現地調査、書類審査 ・事業者ヒアリング	・社会福祉法人審査会、社会福祉施設整備審査会 ＊自己チェック表と関係書類による一次審査、採点制の二次審査がある ・採択事業最終決定
公表されている評価項目（「以下は採点制」と記述した以外は一次審査の項目）	
①法人要件 ・法人運営において行政処分を受けていない、是正措置を完了。指定の欠格要件に該当しない （以下は採点制） ・法人代表者・管理者等の取り組み（ヒアリングより採点） ・法人運営で過去 5 年間に不適切な行為がなされていない ・採択後の事業実施で過去 5 年間に事業者の責めに帰すべき理由による事業実施辞退等がない **②当該事業に関する資金計画** ・施設整備資金あり ・運転資金が年間事業費の 2/12 以上を確保 ・寄付の確実性 ・借入れの確実性 ・借入金償還の見通し **③施設計画要件（立地）** ・防災上の安全性の確保、給排水関係 ・道路事情（十分な道路の確保） ・地元調整（周辺住民の反対が特段ない） （以下は採点制） ・立地条件（都市の拠点性、交通の利便性、生活関連施設の整備状況） ・建設用地が法令等に適合 ・建物に対し十分な用地面積	・土地・建物の所有権 ・用地・建物の抵当権設定等の有無 **（建築・設備計画）** ・関係法令、熊本市有料老人ホーム設置運営指導指針に適合 ・高齢者に配慮したバリアフリー建築物 ・防犯対策 ・特別避難階段等防災面への配慮 ・排水処理設備 （以下は採点制） ・各居室の洗面設備・便所を備える ・環境との調和（地下水保全、緑化推進等、環境保全への配慮） **（職員配置・サービス提供）** ・協力医療機関がある （以下は採点制） ・協力医療機関・協力歯科医療機関との近接性 **（入居者との契約）** **（近隣・地域との関係）** ・地域に開かれた福祉サービス拠点としての機能 ・地域住民との交流 （以下は採点制） ・居宅系サービス併設など多機能化に配慮 ・地域に開放された交流スペースがあり活用計画がある
Q3(2)②選定した事業者名、選定理由等の公表	1.事業者名のみ公表
通知・公表状況	選定結果は郵送で通知

10. 郡山市	資料：平成 28 年度特定施設入居者生活介護施設整備事業者募集要項

Q2(1)①募集の情報提供の方法	3.HP,5.その他（市内の介護事業所へメール等で通知）
募集に関する情報提供（特徴的な内容）	・市内の介護事業所へメール等で通知
Q2(1)④募集内容に関する説明方法	1.HP,3.窓口
Q2(1)⑤選定方法の公表	1.公表
Q2(1)⑥評価方法の公表	2.公表していない
選定方法・評価方法の公表状況	1.選定プロセス公表,2.評価項目のみ公表
Q2(2)募集する事業者の要件	5.その他
募集する事業者（法人）の要件（基本項目以外）	
事業計画における要件（募集地域、他事業実施等）	
Q3(1)事業者選定にあたって実施していること	1.評価項目の得点の高い事業者 2.事業者ヒアリング

選定方法

・質問受付（持参、E-mail、FAX）
・質問への回答を HP で公表
・応募希望者は応募申込書、宣誓書、計画概要調書、計画地の位置図等を提出
・応募書類の提出
・書面審査
・（募集数を超える応募があり書面審査結果が一定基準を超え僅差であった場合）必要に応じて面接審査（プレゼン・質疑応答）を実施
・以上から候補者を選定し、民間委員より構成される郡山市介護保険運営協議会に諮り意見聴取
・選定

公表されている評価項目

①法人要件 （以下は書面審査の審査基準の項目） ・法人の理念、基本方針 ・事業所の趣旨、運営理念、関係法令の理解 **②当該事業に関する資金計画** ・資金計画 **③施設計画要件** **（立地）** ・事業所設置予定地の選定理由・周辺環境 **（建築・設備計画）** ・施設・設備内容	**（職員配置・サービス提供）** ・法人・代表者等の実績 ・職員確保や質の向上 ・非常災害対策・事故対策・苦情処理・衛生管理体制 **（入居者との契約）** **（近隣・地域との関係）** ・地域住民や家族との連携 **④その他** ・その他必要と認める事項

Q3(2)②選定した事業者名、選定理由等の公表	1.事業者名のみ公表
通知・公表状況	応募全法人に選定結果を通知

11. いわき市	資料：①いわき市（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所公募実施要領 ②指定地域密着型（介護予防）サービス事業所指定申請等の手引き（＊HP より）
Q2(1)①募集の情報提供の方法	3.HP,4.窓口,5.その他（市内の介護サービス事業者へ通知）
募集に関する情報提供（特徴的な内容）	・市内の介護サービス事業者へ通知
Q2(1)④募集内容に関する説明方法	1.HP,2.説明会,3.窓口,4.質問公表
Q2(1)⑤選定方法の公表	2.公表していない（？）
Q2(1)⑥評価方法の公表	2.公表していない
選定方法・評価方法の公表状況	1.選定プロセス公表
Q2(2)募集する事業者の要件	6.特になし
募集する事業者（法人）の要件（基本項目以外）	
事業計画における要件（募集地域、他事業実施等）	
Q3(1)事業者選定にあたって実施していること	1.評価項目の得点の高い事業者,2.事業者ヒアリング 3.第三者委員会

選定方法

・公募申込書を提出
・いわき市社会福祉施設等選定審査委員会での審査を経て決定（公募申込書に記入した審査項目の内容について、項目ごとに評点化し、合計点数が高い計画を選定）

公表されている評価項目

①法人要件
・法人の財務収支（自己資本比率、流動化率、当座比率、総資本経常利益率、過去 3 年間での向上）
・整備の動機、経営理念、運営方針（地域福祉への寄与、当該地域での事業の必要性、認知症等への取組、利用者の生活環境や一日の過ごし方、身元引受人が確保できない場合の対応）

②当該事業に関する資金計画
・10 カ年収支見込と事業費・資金計画見込

③施設計画要件（立地）
・立地条件・近隣環境（交通の利便性、自然災害の可能性がない）

（建築・設備計画）
・施設の建物・設備（利用者が思い思いに過ごすための工夫）
・居室の仕様・入居者への配慮（入居者のプライバシーを守るための取組）
・トイレの仕様（衛生面や臭気、冬場の保温等の配慮）

（職員配置・サービス提供）
・施設の建物・設備（建物・設備・備品の定期的な点検等）
・入居者への配慮（私物持込の仕組、入居者のコミュニケーションを維持する取組、急変時の早期発見の仕組）
・排泄介助（利用者の尊厳や羞恥心への配慮、自然な排泄を促す取組等）
・入浴ケア（流れ作業的にならない、プライバシーへの配慮、柔軟な入浴時間、自発的な入浴を促す取組）
・従業員の確保、育成、待遇に関する方針
・食事提供の考え方（身体状況に応じた食事提供、柔軟な食事時間、楽しめる工夫、経口での食事継続、事故防止）
・緊急時・非常災害時・感染症等発生時の対応方針
・利用者の体調変化時の対応方針
・医療との連携（終末期の利用者等の受入等）
・苦情対応、サービスの質の向上、運営の透明性の確保に係る考え方
・身体拘束廃止の取組
・在宅生活との関連性・継続性
・離床率を上げるための取組（機能訓練の体制等）

（入居者との契約）
・入居者負担月額、預かり金の取扱、未払い者への対応

（近隣・地域との関係）
・立地条件・近隣環境（周辺の地域コミュニティとの関わり）
・地域交流スペースの設置・活用（認知症高齢者も安心して過ごせる、地域住民活動への開放、設備・備品の工夫、家庭的な安らぎや落ち着きの工夫）
・地域包括ケアにおける取組（地域の高齢者ニーズ把握・サービス提供等）
・利用者の家族との連携

Q3(2)②選定した事業者名、選定理由等の公表	2.事業者名と選考理由を公表
通知・公表状況	事業者には文書で通知し、決定した事業者名・審査結果の概要を HP で公表：＊現 HP では未確認

12. 前橋市	資料：平成 28 年度特定施設入居者生活介護事業者募集要項

Q2(1)①募集の情報提供の方法	1.広報,3.HP
募集に関する情報提供（特徴的な内容）	
Q2(1)④募集内容に関する説明方法	1.HP, 4.質問公表
Q2(1)⑤選定方法の公表	1.公表
Q2(1)⑥評価方法の公表	1.公表
選定方法・評価方法の公表状況	1.選定プロセス公表,2.評価項目のみ公表
Q2(2)募集する事業者の要件	5.その他
募集する事業者（法人）の要件（基本項目以外）	
事業計画における要件（募集地域、他事業実施等）	・「前橋市有料老人ホーム設置運営指導要綱・指針」等を十分に確認、理解したものであること
Q3(1)事業者選定にあたって実施していること	1.評価項目の得点の高い事業者 2.事業者ヒアリング 3.第三者委員会

選定方法

・質問受付（E-mail）
・質問への回答を HP で公表
・事前申込連絡票の提出
・応募書類の提出
・前橋市特別養護老人ホーム等設置法人選定委員会によるヒアリングの実施
・委員会で審査・協議の上、選定

公表されている評価項目

①法人要件 ・法人体制（基本理念、老人福祉の経験等） **②当該事業に関する資金計画** ・資金計画（建設資金、運営資金の収支計画、事業の継続性等） **③施設計画要件** **（立地）** ・建設用地（土地確保の確実性、立地・周辺環境等） **（建築・設備計画）** ・建築計画（設備の配置計画等）	**（職員配置・サービス提供）** ・事業計画（具体的な運営方針、職員体制等） ・コンプライアンス体制等（苦情処理体制） **（入居者との契約等）** **（近隣・地域との関係）** ・その他（入居者家族、地域との関わり方） **④その他**

Q3(2)②選定した事業者名、選定理由等の公表	1.事業者名のみ公表
通知・公表状況	審査の結果は文書で通知し、HP に事業者名を公表

13. 高崎市	資料：①平成 28 年度特定施設入居者生活介護事業者募集要項 ②申請書、事業計画説明書、添付書類一覧表（＊HP より）
Q2(1)①募集の情報提供の方法	1.広報,3.HP
募集に関する情報提供（特徴的な内容）	
Q2(1)④募集内容に関する説明方法	1.HP,2.説明会.4.質問公表
Q2(1)⑤選定方法の公表	1.公表
Q2(1)⑥評価方法の公表	2.公表していない
選定方法・評価方法の公表状況	1.選定プロセス公表
Q2(2)募集する事業者の要件	5.その他
募集する事業者（法人）の要件（基本項目以外）	
事業計画における要件（募集地域、他事業実施等）	
Q3(1)事業者選定にあたって実施していること	1.評価項目の得点の高い事業者 2.事業者ヒアリング 4.予定地の現地確認、市職員で構成された委員会の実施
選定方法	
・公募説明会の開催 ・質問受付（持参、E-mail、FAX） ・質問への回答を HP で公表 ・申請書、事業計画書等の提出 ・書類審査、事業者ヒアリング、現地確認 ・選定（市職員で構成された委員会による）	
公表されている評価項目	
（公表していない）	
Q3(2)②選定した事業者名、選定理由等の公表	1.事業者名のみ公表
通知・公表状況	応募全法人に選定結果を通知

14. 船橋市	資料：①混合型特定施設入居者生活介護事業所整備事業者募集要項 ②船橋市有料老人ホーム設置運営指導指針（＊HP より）
Q2(1)①募集の情報提供の方法	2.希望者にメール等,3.HP,4.窓口,5.その他（希望者には、HP 公開日にメールで知らせる）
募集に関する情報提供（特徴的な内容）	希望者には、HP 公開日にメールで知らせる
Q2(1)④募集内容に関する説明方法	1.HP, 4.質問公表
Q2(1)⑤選定方法の公表	1.公表
Q2(1)⑥評価方法の公表	1.公表
選定方法・評価方法の公表状況	1.選定プロセス公表,2.評価項目と得点配分を公表
Q2(2)募集する事業者の要件	5.その他
募集する事業者（法人）の要件（基本項目以外）	
事業計画における要件（募集地域、他事業実施等）	・「船橋市有料老人ホーム設置運営指導指針」等を満たしたものであること
Q3(1)事業者選定にあたって実施していること	1.評価項目の得点の高い事業者,3.第三者委員会
選定方法	
・質問受付（E-mail） ・質問への回答、HP 掲載 ・事業計画書受付 ・有識者等により構成される船橋市地域密着型サービス指定事業所等選定委員会により、評価基準に基づき審査。総合点の6割以上の事業者について順位付けの判定を行う。	・委員ごとに審査の採点結果に順位を付し、各委員の順位点の合計が最も小さい事業者を最適候補者とする。 ・選定結果通知、公表
公表されている評価項目	
①法人要件 ・法人の経営状況 ・特定施設の基本方針・基準等の理解、応募動機・運営理念・運営方針及び目標 ・介護保険事業の運営実績、評価、改善等 ・実地指導等への対応、改善内容 **②当該事業に関する資金計画** ・資金計画（整備、運営） **③施設計画要件** **（立地）** ・計画予定地の選定理由（周辺環境、地域環境、適正配置等） **（建築・設備計画）** ・間取り、居室の広さ、トイレ・浴室の数と広さ、避難経路、家族・地域住民との交流場所 ・施設整備全体計画での設計上の特色等 **（職員配置・サービス提供）** ・利用者の受入計画・受入方法 ・介護サービス（食事、入浴、排泄等） ・サービスの質向上を図るための具体的な取組 ・管理者の配置（資格、経験） ・職員の確保	・職員の配置 ・認知症・介護実技・虐待・身体拘束・感染症対策等にかかる研修計画 ・災害発生時の対応、日常の防災体制 ・災害時における関係機関との連携 ・個人情報保護への取組 ・情報開示への取組 ・事故発生の防止・発生時の対応 ・事故発生時の関係機関への報告 ・苦情発生時の受付・解決・再発防止体制 ・利用者・家族の声の把握 ・市の指導・助言への対応 ・虐待防止に向けた取組 ・協力病院・協力歯科医療機関 ・医療ケア **（入居者との契約等）** ・利用料金（周辺と比べて著しく高額でない、入居一時金の保全措置） **（近隣・地域との関係）** ・施設設置における地域住民の理解（説明会等） ・地域との交流・入居者の家族との関わり方 **④その他**
Q3(2)②選定した事業者名、選定理由等の公表	1.事業者名のみ公表
通知・公表状況	応募全法人に選定結果を通知

15. 柏市	資料：①平成 25 年度柏市混合型特定施設入居者生活介護事業者募集要領 ②柏市有料老人ホーム設置運営指導指針（＊HP より）
Q2(1)①募集の情報提供の方法	3.HP,4.窓口
募集に関する情報提供（特徴的な内容）	
Q2(1)④募集内容に関する説明方法	1.HP, 4.質問公表
Q2(1)⑤選定方法の公表	1.公表
Q2(1)⑥評価方法の公表	1.公表
選定方法・評価方法の公表状況	1.選定プロセス公表,2.評価項目のみ公表
Q2(2)募集する事業者の要件	5.その他（サ高住を設置・運営（予定を含む）する法人）
募集する事業者（法人）の要件（基本項目以外）	
事業計画における要件（募集地域、他事業実施等）	・サ高住を設置・運営（予定を含む）する法人 ・「柏市有料老人ホーム設置運営指導指針」等を満たしたものであること
Q3(1)事業者選定にあたって実施していること	1.評価項目の得点の高い事業者,3.第三者委員会 4.応募者によるプレゼンテーション

選定方法

・提出書類の配布
・質問受付（E-mail のみ）
・質問への回答、HP 掲載
・応募書類の受付
・柏市公的介護施設等事業者選定委員会を開催し、プレゼンテーション方式により、提出された書類に基づいて審査
・選考委員前任の合計評価点（満点）に対して、70%以上の評価点を取得した事業者を市長が決定
・選定結果通知、公表

公表されている評価項目

①法人要件 ・経営状況（経営の安定性） ・運営理念（事業に対する理解） ・運営実績等 **②当該事業に関する資金計画** ・資金計画（資金計画の妥当性、収支シミュレーションの妥当性） **③施設計画要件** **（立地）** ・計画予定地の選定理由 **（建築・設備計画）** ・建物計画の適正と期待される効果 ・全体計画において該慮した事項 ・関連する他法令の整理と調整の状況 **（職員配置・サービス提供）** ・利用者の受入計画・受入方法 ・入居者の状況に応じたサービスの提供体制	・非常災害、緊急時への対応 ・個人情報保護・情報開示・事故対応 ・苦情対応 ・虐待防止 ・医療体制（協力病院・協力歯科医療機関との連携体制、医療ケア） **（入居者との契約等）** ・利用料金の適正と必要な保全措置 **（近隣・地域との関係）** ・計画地周辺における住民の理解 ・地域・家族との交流 **④その他**
Q3(2)②選定した事業者名、選定理由等の公表	1.事業者名のみ公表
通知・公表状況	選定結果は文書で通知

16. 富山市	資料: 平成 28 年度富山市地域密着型サービス事業者等公募要領(特定施設入居者生活介護用)
Q2(1)①募集の情報提供の方法	1.広報,3.HP,4.窓口
募集に関する情報提供(特徴的な内容)	
Q2(1)④募集内容に関する説明方法	1.HP,2.説明会
Q2(1)⑤選定方法の公表	1.公表
Q2(1)⑥評価方法の公表	1.公表
選定方法・評価方法の公表状況	1.選定プロセス公表,2.評価項目のみ公表
Q2(2)募集する事業者の要件	6.特になし(?)
募集する事業者(法人)の要件(基本項目以外)	・現に本市において有料老人ホーム等を運営する法人
事業計画における要件(募集地域、他事業実施等)	
Q3(1)事業者選定にあたって実施していること	1.評価項目の得点の高い事業者,2.事業者ヒアリング 3.第三者委員会
選定方法	
・応募書類の提出 ・第1次審査(書類審査):事務局での書類審査をもとに、地域密着型サービス等運営委員会に諮り第1次審査結果を確定。 ・第2次審査(面接審査):委員会が事業者ヒアリング(プレゼンテーション、質疑応答)を実施。	・第1次・第2次審査結果を踏まえ、委員会において各事業計画・事業者選定について意見をとりまとめる。 ・委員会の意見を市長に報告、報告を受けて市長が最終的に整備事業者を決定。 ・結果の通知、公表
公表されている評価項目	
①法人要件 ＜第1次審査＞ ・富山市または富山県内に主たる事務所を有する ・運営実績がある ・介護サービス事業で法令等に基づく手続きが適正に行われている ・法人、役員、従業員が過去に法令違反していない ＜第2次審査＞ ・応募理由 ・経営理念、事業所の基本方針 ・法令遵守、職員の確保・育成 **②当該事業に関する資金計画** ＜第2次審査＞ ・事業計画の実現性 ・資金計画 **③施設計画要件** **(立地)** ＜第1次審査＞ ・計画地がある日常生活圏域で同種サービス事業書が未整備 ・土地・建物が自己所有 **(建築・設備計画)** ＜第1次審査＞	・他の介護サービスや医療・福祉サービスの併設など複合的・一体的な計画である ・増床や既存サービスからの転換など既存ストックを活用した効率的な計画である ・基準を上回るなど利用者視点によるきめ細かな配慮がなされていること **(職員配置・サービス提供)** ＜第1次審査＞ ・基準を上回るなど利用者視点によるきめ細かな配慮がなされていること ＜第2次審査＞ ・利用者本位のサービス提供、サービスの質の向上や介護度の維持改善に向けた取組 **(入居者との契約等)** **(近隣・地域との関係)** ＜第2次審査＞ ・地域住民の理解、地域との連携・地域に開かれた運営 **④その他** ＜第2次審査＞ ・事業者提案(提案内容の特徴・独自性・優位性・先進性等)
Q3(2)②選定した事業者名、選定理由等の公表	1.事業者名のみ公表
通知・公表状況	応募全法人に選定結果を通知

17. 岡崎市	資料：第6期介護保険事業計画混合型特定施設入居者生活介護事業者募集要項
Q2(1)①募集の情報提供の方法	1.広報,3.HP,4.窓口
募集に関する情報提供（特徴的な内容）	
Q2(1)④募集内容に関する説明方法	1.HP,3.窓口
Q2(1)⑤選定方法の公表	1.公表
Q2(1)⑥評価方法の公表	1.公表
選定方法・評価方法の公表状況	1.選定プロセス公表,2.評価項目と得点配分を公表
Q2(2)募集する事業者の要件	5.その他
募集する事業者（法人）の要件（基本項目以外）	
事業計画における要件（募集地域、他事業実施等）	
Q3(1)事業者選定にあたって実施していること	1.評価項目の得点の高い事業者,2.事業者ヒアリング 3.第三者委員会
選定方法	
・応募書類の提出 ・書類審査と、必要に応じて事業者ヒアリングを実施 ・岡崎市地域密着型サービス運営協議会で検討 ・市長が事業者を決定	
公表されている評価項目	
①法人要件 ・介護事業の実績（居住系サービスの事業実績、市内に主たる事務所がある） ・改善指示事項の内容 ・法人資産 ・該当サービスへの理念・理解 **②当該事業に関する資金計画** ・資金計画 ・事業計画（長期的に適正な運営見込み） **③施設計画要件** **（立地）** ・開設予定地の確保 ・開設予定地の場所（都市計画に合致） ・整備計画とのバランス（小学校区を単位とした整備区域の地域バランス） ・周辺環境（公共交通機関・幹線道路へのアクセス、公園・スーパー・教育機関等の有無） **（建築・設備計画）** ・施設の規模（設備基準を満たす（＋α）広さ・設備、庭や駐車場の広さ） ・施設の構造	**（職員配置・サービス提供）** ・協力医療機関 ・防災体制 ・衛生管理 ・苦情解決 ・事故防止・安全対策 ・生活への配慮（入居者の快適な生活のための工夫・配慮） ・管理者の経歴 ・従事予定職員の資格・経験 ・研修計画 ・職員の福利厚生 **（入居者との契約等）** ・入居時費用 ・月額居住費用 **（近隣・地域との関係）** ・地域との交流 ・介護相談員の受入計画の有無 **④その他**
Q3(2)②選定した事業者名、選定理由等の公表	1.事業者名のみ公表
通知・公表状況	選定結果は文書で通知し、HP に事業者名を公表

18. 枚方市	資料：平成 28 年度特定施設入居者生活介護整備事業候補者選考に関する募集要項

Q2(1)①募集の情報提供の方法	1.広報,3.HP,4.窓口
募集に関する情報提供（特徴的な内容）	
Q2(1)④募集内容に関する説明方法	1.HP,2.説明会.4.質問公表
Q2(1)⑤選定方法の公表	1.公表
Q2(1)⑥評価方法の公表	1.公表
選定方法・評価方法の公表状況	1.選定プロセス公表（委員名簿含む） 2.評価項目と得点配分を公表
Q2(2)募集する事業者の要件	5.その他
募集する事業者（法人）の要件（基本項目以外）	
事業計画における要件（募集地域、他事業実施等）	
Q3(1)事業者選定にあたって実施していること	1.評価項目の得点の高い事業者,2.事業者ヒアリング 3.第三者委員会

選定方法

・公募説明会を開催
・仮申込を提出
・質疑応答受付（E-mail、FAX）
・質疑回答書を HP に掲載
・本申込書の受付
・枚方市介護保険施設等整備審議会により選考（審議会名簿は募集要領に公表）。選考基準に基づき、書面審査・採点を実施し、評価点数の高い整備事業計画から順に採択。
・結果の通知、公表

公表されている評価項目

①法人要件 ・事業の運営方針・実施理由 ・介護保険事業の運営実績 **②当該事業に関する資金計画** ・整備・運営にかかる資金計画 **③施設計画要件** **（立地）** **（建築・設備計画）** **（職員配置・サービス提供）** ・利用者の安全管理に関する取組（危機管理の考え方、事故発生時の対応、虐待防止・身体的拘束廃止に向けた取組） ・人材確保・育成とケアの質向上のための対策 ・コンプライアンス・個人情報保護の考え方 ・特定施設入居者生活介護におけるサービスの質の確保（利用者・家族からの意見の反映、自己評価・第三者評価の反映、重度化や終末期に向けた対応体制）	**（入居者との契約等）** **（近隣・地域との関係）** ・地域の関係機関・住民との連携（日常的な連携、災害時の連携） **④その他**

Q3(2)②選定した事業者名、選定理由等の公表	2.事業者名と選考理由を公表
通知・公表状況	選定事業者名と合計評価得点、各申込者の合計評価得点を、応募全法人に通知し HP で公表

19. 西宮市	資料：平成 29 年度「特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム等）」開設事業者募集要項

Q2(1)①募集の情報提供の方法	3.HP,4.窓口
募集に関する情報提供（特徴的な内容）	
Q2(1)④募集内容に関する説明方法	1.HP
Q2(1)⑤選定方法の公表	1.公表
Q2(1)⑥評価方法の公表	1.公表
選定方法・評価方法の公表状況	1.選定プロセス公表,2.評価項目と得点配分を公表（項目は限定的）
Q2(2)募集する事業者の要件	5.その他
募集する事業者（法人）の要件（基本項目以外）	
事業計画における要件（募集地域、他事業実施等）	・「西宮市有料老人ホーム設置運営指導指針」等を満たしたものであること
Q3(1)事業者選定にあたって実施していること	1.評価項目の得点の高い事業者

選定方法

・計画書の提出
・書類審査（必要に応じてヒアリング・現地確認）
・評価表に基づく採点を行い。評価点数の高い順に採択
・結果を応募法人へ通知。他の応募法人からの求めに応じて選考時の評価点数を公開

公表されている評価項目

①法人要件 ・財務状況（損益の状況、自己資本率、債務超過かどうか） ・特定施設の運営実績（2 年以上・5 年以上） ・現在運営する特定施設の前払金の保全措置状況 ・市内での介護保険事業所の運営実績（2 年以上・5 年以上） ・監査指導の有無 **②当該事業に関する資金計画**	**③施設計画要件** **（立地）** **（建築・設備計画）** **（職員配置・サービス提供）** **（入居者との契約等）** ・前払金・月額利用料の設定（前払金の金額、月額利用料の金額、前払金の初期償却） **（近隣・地域との関係）** **④その他**

Q3(2)②選定した事業者名、選定理由等の公表	1.事業者名のみ公表
通知・公表状況	結果を応募法人へ通知。他の応募法人からの求めに応じて選考時の評価点数を公開

20. 倉敷市	資料：特定施設入居者生活介護の公募について（平成 29 年度整備分等）

Q2(1)①募集の情報提供の方法	3.HP,4.窓口
募集に関する情報提供（特徴的な内容）	
Q2(1)④募集内容に関する説明方法	1.HP,3.窓口
Q2(1)⑤選定方法の公表	1.公表
Q2(1)⑥評価方法の公表	1.公表
選定方法・評価方法の公表状況	1.選定プロセス公表,2.評価項目のみ公表
Q2(2)募集する事業者の要件	6.特になし
募集する事業者（法人）の要件（基本項目以外）	
事業計画における要件（募集地域、他事業実施等）	
Q3(1)事業者選定にあたって実施していること	1.評価項目の得点の高い事業者,2.事業者ヒアリング 3.第三者委員会

選定方法

・応募書類の提出
・市民や学識経験者等で構成された倉敷市社会福祉審議会介護保険地域密着型サービス等運営専門分科会が、書類と事業者ヒアリング（プレゼンテーション、ヒアリング）について、審査項目に沿って審査
・専門分科会の答申を受け、市が事業者を決定
・選定結果の通知

公表されている評価項目

①法人要件 ・事業運営に関する基本的な考え方（運営理念について、介護保険制度について） **②当該事業に関する資金計画** **③施設計画要件** **（立地）** ・用地・建物の確保 ・周辺環境等 **（建築・設備計画）** ・施設の計画（共用スペース） ・廊下幅 ・駐車場の確保 **（職員配置・サービス提供）** ・事業運営に関する基本的な考え方（協力医療機関・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・病院等との連携体制について） ・施設の管理・運営（管理者、生活相談員、計画作成担当者、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、運営困難時の対応、非常災害対策、職員研修） ・利用者へのサービス提供（虐待防止・身体拘束廃止、食事提供、急変等緊急時の対応）	**（入居者との契約等）** ・施設の管理・運営（利用料金、一時金等） **（近隣・地域との関係）** ・地域・地元への説明 ・事業運営に関する基本的な考え方（地域・家族との交流について） **④その他**

Q3(2)②選定した事業者名、選定理由等の公表	1.事業者名のみ公表
通知・公表状況	応募全法人に選定結果を通知

21. 高松市	資料：平成 28 年度高松市混合型特定施設入居者生活介護事業予定者募集要項

Q2(1)①募集の情報提供の方法	3.HP
募集に関する情報提供（特徴的な内容）	
Q2(1)④募集内容に関する説明方法	1.HP,2.説明会
Q2(1)⑤選定方法の公表	1.公表
Q2(1)⑥評価方法の公表	2.公表していない
選定方法・評価方法の公表状況	1.選定プロセス公表
Q2(2)募集する事業者の要件	5.その他
募集する事業者（法人）の要件（基本項目以外）	
事業計画における要件（募集地域、他事業実施等）	
Q3(1)事業者選定にあたって実施していること	1.評価項目の得点の高い事業者
選定方法	
・整備説明会の開催 ・質問の受付（メール・FAX） ・質問への回答、公表 ・応募書類の提出 ・高松市社会福祉施設整備等審査会（必要に応じて事業者ヒアリング） ・結果通知送付	
公表されている評価項目	
（公表していない） ＊以下の重点項目が示されている。 ＜重点項目＞ ・「多核連携型コンパクト・エコシティ」の実現に向けた取組（集約拠点に都市機能を誘導） ・地域包括ケアシステムの構築に向けた取組	
Q3(2)②選定した事業者名、選定理由等の公表	1.事業者名のみ公表
通知・公表状況	選定結果は通知を送付

22. 松山市	資料：①混合型特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）【新設】整備に係るH27年度公募要領　②松山市有料老人ホーム設置運営指導指針（＊HPより）
Q2(1)①募集の情報提供の方法	1.広報,3.HP
募集に関する情報提供（特徴的な内容）	
Q2(1)④募集内容に関する説明方法	1.HP,2.説明会,3.窓口,4.質問公表
Q2(1)⑤選定方法の公表	1.公表
Q2(1)⑥評価方法の公表	1.公表
選定方法・評価方法の公表状況	1.選定プロセス公表,2.評価項目のみ公表
Q2(2)募集する事業者の要件	5.その他
募集する事業者（法人）の要件（基本項目以外）	
事業計画における要件（募集地域、他事業実施等）	
Q3(1)事業者選定にあたって実施していること	1.評価項目の得点の高い事業者,2.事業者ヒアリング 3.第三者委員会
選定方法	
・事業者説明会の開催 ・質問の受付（メール・FAX） ・質問への回答、公表 ・事前申込書の提出 ・事業計画書の提出	・松山市社会福祉施設整備審査会により、評価項目及び着眼点に基づき審査 ・審査に基づき市長が決定 ・結果の通知
公表されている評価項目	
①法人要件 ・法人の理念・運営方針 ・事業運営に足る実績・経験 ・法人代表者、施設設置者、経営者の社会福祉事業への理解、意欲・能力 ・指摘事項の有無、改善状況 **②当該事業に関する資金計画** ・資金計画（施設整備・運営資金の確保） **③施設計画要件** **（立地）** ・環境（騒音、振動、日照等の周辺環境） ・立地条件（生活施設、医療機関、商店街等へのアクセス可能） ・近隣施設（協力病院・協力施設の近接性等） ・土地等の確保状況 ・土地の状況（必要な広さ） ・土地の用途（埋蔵文化財の包蔵地でないか、土地災害等の危険箇所でないか） ・接続道路 ・施設の充足状況（日常生活圏域の施設整備の充足状況への配慮、明確な方針による予定地の選定） **（建築・設備計画）** ・法的規制	・給水の状況（上水道の給水区域内、給水の安定確保）・構造1（快適な生活が可能な仕様、基準に照らして廊下幅・居室広さ等は十分か、浴室・便所等は入所者の使用に適したものか） ・構造2（入所者の処遇に配慮した整備） **（職員配置・サービス提供）** ・安全の確保（防災、事故、感染症等に対する具体的な取組や方策） ・人材育成（職員の姿勢・質向上のための具体的な取組・方策） ・人材確保（有資格者の確保、研修受講、定着率を高める取組・方策） **（入居者との契約等）** ・資金計画（利用料設定の根拠、妥当性） **（近隣・地域との関係）** ・施設建設予定地の地元との連携 ・地域社会との交流（地域に開かれた福祉拠点としての配慮、地域との交流や連携） ・地域への貢献（地域支援等の具体的な取組や方策） **④その他** ・先駆性・独自性（先駆性・独自性のある施設運営・事業計画、市の高齢者福祉等にとって有意義なプラン）
Q3(2)②選定した事業者名、選定理由等の公表	3.事業者名、選考理由、落選者との評価の違いを公表
通知・公表状況	応募全法人に選定結果を通知し、HPで公表

23. 高知市	資料：高知市地域密着型サービス事業者募集要項(H22.10)

Q2(1)①募集の情報提供の方法	1.広報,3.HP
募集に関する情報提供(特徴的な内容)	
Q2(1)④募集内容に関する説明方法	1.HP,4.質問公表
Q2(1)⑤選定方法の公表	1.公表
Q2(1)⑥評価方法の公表	2.公表していない
選定方法・評価方法の公表状況	1.選定プロセス公表,2.評価項目のみ公表(？)
Q2(2)募集する事業者の要件	6.特になし
募集する事業者(法人)の要件(基本項目以外)	
事業計画における要件(募集地域、他事業実施等)	
Q3(1)事業者選定にあたって実施していること	1.評価項目の得点の高い事業者,2.事業者ヒアリング

選定方法

・整備許可に関する質問受付
・質問への回答を HP に掲載
・整備許可申請の書類提出
・審査委員会(市職員による)が評価基準に基づく採点・選考を行う
・高知市地域密着型サービスの運営に関する委員会に諮問し、整備許可に関する意見聴取
・選考結果の通知

公表されている評価項目

(公表していない)

Q3(2)②選定した事業者名、選定理由等の公表	1.事業者名のみ公表
通知・公表状況	応募全法人に選定結果を通知し、HP で公表

24. 長崎市	資料：平成 27 年度特定施設入居者生活介護事業者（一般型・混合型）募集要領

Q2(1)①募集の情報提供の方法	3.HP,4.窓口,5.その他
募集に関する情報提供（特徴的な内容）	
Q2(1)④募集内容に関する説明方法	3.窓口
Q2(1)⑤選定方法の公表	1.公表
Q2(1)⑥評価方法の公表	1.公表
選定方法・評価方法の公表状況	1.選定プロセス公表,2.評価項目のみ公表
Q2(2)募集する事業者の要件	6.特になし
募集する事業者（法人）の要件（基本項目以外）	
事業計画における要件（募集地域、他事業実施等）	
Q3(1)事業者選定にあたって実施していること	1.評価項目の得点の高い事業者,2.事業者ヒアリング 3.第三者委員会

選定方法

・応募書類を提出
・委員会による審査、選定
・結果の公表

公表されている評価項目

①法人要件 ・決算の状況 ・目的・理念・運営方針 **②当該事業に関する資金計画** ・利用者数確保の見込み・ **③施設計画要件** **（立地）** ・立地（災害危険箇所・立地） **（建築・設備計画）** ・設備基準（全体及び個別の身体機能低下への配慮） ・家庭的な生活空間を取り入れるための工夫・配慮 **（職員配置・サービス提供）** ・サービスの提供内容（生活の質を高める取組、医療依存度が高い利用者や看取りへの対応） ・利用者の健康管理 ・個人情報保護	・サービス提供：個別のニーズに応じた対応 ・人権、高齢者の尊厳の保持、権利擁護 ・要介護状態の軽減、悪化の防止の取組、介護予防 ・医療機関等との連携 ・サービスの質向上に関する研修 ・開かれた事業運営（入居者や外部の意見を取り入れる仕組み、事業運営の公表） ・事故防止・対応策、緊急時の対応 ・非常災害対策 ・衛生管理等 **（入居者との契約等）** **（近隣・地域との関係）** ・地元住民への説明・その内容 ・家族・地域等との交流 ・地域住民への支援 **④その他**

Q3(2)②選定した事業者名、選定理由等の公表	1.事業者名のみ公表
通知・公表状況	

25. 那覇市	資料：①平成 27 年度那覇市地域密着型サービス事業者公募要項 ②平成 27 年度那覇市地域密着型サービスに係る事業者選定評価要項
Q2(1)①募集の情報提供の方法	3.HP,4.窓口
募集に関する情報提供（特徴的な内容）	
Q2(1)④募集内容に関する説明方法	2.説明会.4.質問公表
Q2(1)⑤選定方法の公表	1.公表
Q2(1)⑥評価方法の公表	1.公表
選定方法・評価方法の公表状況	1.選定プロセス公表,2.評価項目と得点配分を公表
Q2(2)募集する事業者の要件	5.その他
募集する事業者（法人）の要件（基本項目以外）	・那覇市内に主たる事務所を有する（予定する）法人
事業計画における要件（募集地域、他事業実施等）	
Q3(1)事業者選定にあたって実施していること	1.評価項目の得点の高い事業者,2.事業者ヒアリング 3.第三者委員会
選定方法	
・事業者説明会の開催 ・質問の受付（メール・FAX） ・質問への回答、公表 ・応募書類の提出	・那覇市地域密着型サービスに係る事業者選定評価要項に基づき、評価項目・着眼点を踏まえ、まず税理士が財務関連チェックしランク・コメントを付けた上で、那覇市地域密着型サービス運営委員会で応募者からのプレゼンテーションを受けて総合的に審査 ・結果の通知、公表
公表されている評価項目	
①法人要件 ・経営理念の成文化と公表及び説明 ・役員、職員との理念の共有 **②当該事業に関する資金計画** ・事業を確実に遂行できる経営基盤が整っているか（税理士による採点・コメント付） **③施設計画要件** **（立地）** ・事業予定地の選定方針 **（建築・設備計画）** ・施設、事業所の設備構造（利用者・家族の個人の尊厳を尊重し、かつ対応する職員に配慮した施設整備） **（職員配置・サービス提供）** ・サービスの自己評価・外部評価に対する取組等 ・安定したサービス提供の体制 ・苦情や要望への対応 ・プライバシー及び個人情報の保護 ・地域福祉権利擁護事業、成年後見制度の利用支援 ・事故・緊急時の対応マニュアルの整備及び関係機関との連携・協力体制 ・衛生管理	**（入居者との契約等）** **（近隣・地域との関係）** ・地域住民、地域関係団体との相互理解 ・地域交流室の設置 ・地域貢献の実績（県内、特に本市内での地域貢献の実績） **④その他** ・事業経営における事業所独自の提案（独自性、先進性、創造性の発揮）
Q3(2)②選定した事業者名、選定理由等の公表	1.事業者名のみ公表
通知・公表状況	

3-4．ヒアリング調査結果

（1）千葉市

①告知（公募を行う旨の情報提供）～募集締切までの流れ

・公募を行う旨のお知らせは 5 月初旬にホームページ上に掲載。
・6/16 に公募説明会を実施。説明会への出席が応募の必須要件となる。
・説明会の後、その場でできなかった質疑を受付け（6/19～30）、回答は公表する（7/10）。
・その後、個別の相談受付期間（7/10～9/1）も設けており、包括的な相談も受け付けているので、説明会の説明で誤解を持ったまま提出に至ることのないように配慮している。
・事業計画書の受付締切は 9/15 であり、説明会から約 3 ヶ月の期間を設けている（事案の公表からは 4 ヶ月程度）。
・公募に関する告知はホームページ上のみ。千葉市としてメールアドレスを把握している事業所は既に介護保険の指定を受けている事業所のみであり、例えば住宅型事業を行っている事業者などは把握しきれていないので、現状ではホームページのみの告知となっている。
・千葉市では、介護付有料老人ホーム、特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症グループホームは毎年同じ時期に募集しているため、業界の人にはある程度認知されているのではないかと思う。

②募集概要について

・H29 年度は第６期介護保険事業計画の最終年度であり、計画期間中に整備を予定していた数に対して未整備の数 137 人分を上限とした。１事業所当たりの定員は、これまでの応募実績等を踏まえて 65 人以下としている。
・募集地域は、地域包括支援センター（千葉市ではあんしんケアセンターと呼称）の担当区域ごとに募集の有無を設定している。募集の有無の判断は、グループホーム、特別養護老人ホームなど、高齢者の住まいが、地域の高齢者数からみてどのくらい整備されているかを指標とし、整備が遅れているところを募集地域としている。
・募集要件は、特定の事業者に有利・不利になるものではなく、通常の要件。
・募集するものは新規のみであり、既存施設の増床や、住宅型から特定施設への転換は、千葉市では認めていない。事業者から、認めてほしいという要望はある。

③選定について

・書類審査で行う。評価項目及び評価基準は公表しており、事業所の立地、スペック等を千葉市の評価項目・基準に合わせて自己採点して提出する仕組み。市として記載ミス等のチェックは行うが、事業所の提案の部分は提出したものを信用し、その点数をもとにした優劣で選定する。
・市では、特定施設（介護付有料老人ホーム）、特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症グループホームの計５種類の公募を行っており、特定施設以外の４種類では、外部有識者を入れた審査会等の審査により評価して採択している。介護付有料老人ホームのみ審査会ではない方法で行っているが、このようになっているのは、介護付有料老人ホームは市で補助金を出していないので、法定基準を満たしているのであれば、あまり事業所に負担をかけないようにという考え方によるものと思われる。基準を満たしてい

ることに加えて、所定の項目にプラスαがあれば所定の得点を加えることで「裁量」が働かないシンプルな形にしており、事業者に過度な負担がかからないように配慮している。
・政策的な意図として、併設事業所として事業所が不足している小規模多機能型居宅介護事業所があれば加点評価する。
・「地域交流室の設置」は義務ではないが、5 点の配分を持つ評価項目になっている。今後、地域包括ケアシステムを考えていく場合、地域との関係性はとても大事であり、施設の契約者に対してのみサービスを提供すればいいという時代ではないと思っており期待しているので、地域との関係を考えて整備する事業者には大きく加点したいと考えて設定している。(義務ではないので、応募数が少なければ、地域交流室を設けなくても採択されることにはなる)
・評価項目の得点配分や「重点」「最重点」の設定については、H29 年度は前年度と変更していないが、変更する可能性はあり、変更した場合は説明会できちんと説明する。

●近年の応募・審査の状況と課題

・近年、あまり応募のない状況が続いている。H29 年度は募集 137 人：応募 1 事業所・65 人、H28 年度は募集 160 人：応募 1 事業所・60 人、H27 年度は募集 160 人：応募 2 事業所・計 123 人。
・応募が募集枠を超えていないので競合が発生せず、審査の当落を巡った議論には至っておらず、提案のあった事業所に対して、最低条件を満たしているかどうかを確認して採択する状況が続いている。応募で競合が起こってはじめて選定の課題が現れると考えられるので、まだ議論のスタートラインに立っていない状況で、この評価項目でいいのかどうかは何とも言えない。
・応募が少ない理由としては、募集地区がかなり限定されている点が厳しいという声を聞く。また、建設費や人件費の高騰により、新設が厳しい状況にあるのではないか。既存施設の増床や住宅型からの転換を認めてほしいという要望は来ている。
・市では、地域バランスを均等にしていきたい意向があるが、未整備地区には整備が進みにくい事情もあり、例えば美浜区は埋め立て地域なので地価が高く、まとまった土地が市場に出てきにくい事情がある。地域バランスを重視するあまり応募がないことを甘受するのか、バランスは多少犠牲にしても数を確保するのか、市としてその判断を迫られている。応募が低調だということは認識しているので、少し見直しを行う必要も感じている。
・来年度以降も特定施設の整備を計画的に進めることとしているので、見直すとすれば「募集地域のあり方」、「増床や住宅型からの転用を認めるかどうか」が論点になると考えられる。市外の事業者への幅広い告知も検討の余地はあるが、市内の事業者を育てたい考えもあり、「募集地域」、「増床・転用」の次の段階になるだろう。サービスを受けたいのに受けられない状況があるのなら、市内事業者に限定せず広く募集せざるを得ない。バランスの問題だと思う。

④選定結果の公表について

・選定事業者の名称のみ公表しており、選定理由や落選者との得点の違いなどは公表していない。評価と得点は自己採点で単純に設定しているので、特にそこが問題になることはないと思われるが、今後、もし応募者数が増えて同点が多く発生した場合には、例えばヒアリングを行って審査を深めていくといった手続きが必要になるかもしれない。

⑤その他（選定後の整備について）

・介護保険料への影響があるため、ある程度計画性をもって整備したいということで、H29 年度

の公募については原則として H31 年 4 月 1 日までに事業を開始することとしている（公募時期を含め 2 カ年で整備）。工期として、特に無理のある期間設定ではないと考えている。

（２）横浜市

①告知（公募を行う旨の情報提供）～募集締切までの流れ

●H29 年度の公募の流れ

	予定スケジュール
6 月 8 日（木）	説明会開催、事業計画書募集開始（事前相談受付開始）
8 月 31 日（木）17 時	事業計画書提出期限　（厳守）
9 月上旬	応募状況について公表（横浜市ホームページ）
9～10 月	審査（書類審査、ヒアリング等）
11 月中旬（予定）	選定結果発表（通知発送、横浜市ホームページにて公表）

・9～10 月に事務局にて事業計画書の内容確認（現地確認含む）を行い、11 月上旬に市の審査委員会で審査を行い、11 月中旬に選定結果を発表する。応募事業者の方には文書で通知を発送し、市のホームページ上には選定された事業者名を公表する。

●告知の時期、方法

・公募（説明会）の告知は 2 週間から 1 か月の周知期間を設けることとしている。
・告知は市のホームページ上で行うとともに、市内で開設している有料老人ホームにはメールで配信する。また、WAMNET のイベント情報にも掲載する。
・公募の告知前に開設希望事業者の方から次の公募時期の問い合わせを受けた場合は、内容が確定したら市のホームページに掲載する旨を案内している。

●応募状況

・H29 年度は当初 600 床で募集したが、H29 年度は正式な選定 583 床に加えて、「停止条件付き選定」（第 7 期計画が 800 床にならなかった場合は停止）として 224 床、合計 807 床を選定した。3 月末（予定）に第 7 期計画が 800 床として確定すれば、正式に 807 床の選定となる。なお、H29 年度の応募数は 1,189 床であった。
・第 6 期計画の期間中は各年 600 床（年によって前後はあるが全体で 1,800 床）として募集を行った。近年は、ほぼ毎年 1,000 床程度の応募がある。

②募集内容に関する説明

・横浜市では、特定施設の公募において、新設、既存施設の増床、転用はどれも認めている。
・説明会への事業者の方の出席は任意であり、説明会終了後から応募受付を開始する。
・説明会後は 8/15 まで質問受付期間を設けたが、内容に関する質問はなかった。内容に関する質問があれば、回答をホームページ上に公表する。

③選定について

●選定プロセス

・まず、事務局で事業計画書の内容確認を行い、書類に疑義があった場合には電話等で担当者に

問い合わせをする。

・審査委員会が事業計画の審査を行い、事業者指定の内諾可否を決定する。審査委員会は、高齢健康福祉部内の部課長等で構成され、書類審査を行う。なお、審査委員会による評価のための事業者ヒアリングは行っていない。

・通常の審査委員会には外部の第三者を入れていないが、評価基準の検討にあたり、外部の委員のみで構成される懇談会に助言を求めることができるとされている。

●評価基準の設定

・まず事業条件として「ア　介護・医療対応体制に係る事業条件」「イ　利用料に係る事業条件」を設定しており、少なくともどちらかは満たす必要がある。説明資料では「望ましい要件」の事例としていくつかの項目を列挙して紹介し、また参考資料として「審査基準」の大項目（7項目）を公表している。実際の審査基準はそれらを細分した項目ごとに配点を設定している。

・市として誘導したい特定施設は「望ましい要件」に列挙した内容であり、それを見て事業者の方に取り組んでほしいと考えている。例えば、今年度は「看護師を 24 時間体制で配置する計画」という項目を加え、これについて条件を満たしていれば得点できるようになっている。

・審査基準の細項目は、書類審査で客観的に判断できる内容がほとんどである。ただし事業計画の内容によっては判断に悩む項目もあり、そこは審査委員会で審議することとしている。

・項目や配点は、採点する中で課題が残った部分を見直すため、毎年何らかの変更を行っている。

●評価項目と得点配分の公表

・審査基準（細項目と得点配分）は、事前には公表していないが、情報公開制度により、選定後に開示請求があれば開示する。

●選定に関する課題など

・望ましい要件として、整備の進んでいない行政区に設置する場合は評価し誘導しようとしているが、評価点全体でそれほど配点のウエイトは大きくはないので、あまり影響していないかもしれない。

④選定結果の公表

・選定結果は、選定事業者名等をホームページ上で公開する。また落選した事業者名を含め、応募したすべての事業者名と得点・順位は情報開示請求があれば開示する。

・この情報開示請求は誰でも利用することができる。

・選定外の事業者の方から理由の問い合わせがあった場合には、情報公開制度があることを伝え、情報開示請求をしてもらうこととしている。

（３）川崎市

＊直近の募集である H27 年度の特定施設入居者生活介護事業者の内定申請受付について

①告知（公募を行う旨の情報提供）～募集締切までの流れ

・ホームページに掲載するほか、市で介護保険事業を行う事業者の新規登録の際にメールアドレスの登録をお願いしており、その事業者宛にメールでホームページの URL を知らせている。さらに、希望者は誰でも市のホームページから「メールニュースかわさき」による電子メール配信サービスに登録することができるが、その情報メニューにこうした公募のお知らせも含ま

れているので、あらかじめ登録しておけば、メールで自動的にお知らせが配信される。

②募集内容に関する説明

・川崎市では、特定施設の公募において、新設、既存施設の増床、転用はどれも認めている。H27 年度は 12/1 付で内定申請受付要項を公示し、申請は 1 月以降に受け付けるが、新設以外の既存建物の場合は、申請前に基本的な設備状況を把握する趣旨から申請の事前に図面を確認するようにしている。

・説明会は開催しておらず、説明会に代えてメールによる質問受付の期間を設けている。質問は、公平に情報を提供するために文書でのみ受け付け、回答をホームページ上で公表している。事業者は質問の回答を受けて申請書を作成するので、回答は可能な限り早めに行い随時公表している。

・質問としては、例えば選定基準として設定した「地域交流スペースを設けること」について、「部屋という形でなくスペースとして設けるだけではだめか」「建物の２階に設置してもよいのか」といった細かい内容がある。こうした質問に対して、市で判断基準を決めて回答を公表する。

③選定について

・選定基準に基づき採点し、その選定基準を参考に「川崎市介護保険運営協議会」の「地域密着型サービス等部会」での審査で総合的に評価し、内定を決定している。

・「地域密着型サービス等部会」は、最終決定のための諮問機関という位置づけである。部会の委員は第三者（学識経験者、団体役員、公募市民等）のみで、行政職員はいない。部会ではまず選定基準を確認してもらい、その後、応募事業者の内容を説明し、地域にとって望ましい特定施設ができることを目指している機関として、その事業所の選定基準の判断に間違いがないかどうかを確認してもらう。

●評価項目と得点配分

・選定基準（評価項目と得点配分）は行政で作成し、公表している。選定基準は、その時点の市の方針により、必要に応じて変更している。

・H27 年度の選定基準については、基本的には前回（H25 年度）の選定基準の項目を踏襲するとともに、必要な項目を増やした。前回も「併設型サービス」の項目があり、市として普及すべきという方針で点数を高く設定していた。しかし、特定施設の内容ではない「併設型サービス」の設置が内定にかなり大きく影響してくるのはどうかということで課題として捉え、H27 年度は他の項目のウエイトをより高めた経緯がある。また H27 年度は、介護職員の質の強化への関心の高まりを受け、「サービス提供体制強化について」という人員体制の部分を強化した。

・事業者は内定を受けたいという意識があるため、事業者側が「満たしている」と記述してきた内容の中には、「これはどうなのか」と疑問のあるものもある。申請にあたっては、申請予約受付を行い、申請書類を対面で一緒に確認していく作業を行っており、その場で内容をチェックし修正等を確認している。そのため、申請書類の受付にあたって、事業者はほぼ自分の得点がわかる状況になる。新設の場合はこれから図面を作成するため、指摘事項については事業者が補正期限内に修正すれば受理することになる。ただし、提出された申請書類に沿って事業を行うことは当然であり、内定取り消しは厳しく定めている。

●選定プロセスに関する課題等

・選定基準など気になる点については事業者に質問してもらう機会を設けているが、質問期間が終わると、そこまでの内容で選定を進めて行かなければ公平性を保てない。例えば、設定してある基準には該当していないが、事業者が違う提案を行ってきて、その方が利用者にもメリットがあるという説明をされる場合があったとしても、質問期間が終わった後は決まった基準で選定せざるを得ない。応募事業者との見解の相違を可能な限りを防ぐためにも、もう少し事前に想定質問を考えて、回答を出すことができていればよかったと感じた。

④ 選定結果の公表

・選定事業者名と得点を公表している。また、公表することによって、内定を得るために基準を満たすと誓約するものの、指定を受けた後に基準を満たさないようにする悪い例を抑制することも意図している。例えば、「介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 60 以上」という基準について、指定を受けた後、すぐに資格者を異動させてしまうということのないように、利用者にもきちんとその内容を伝えることが必要だと考えられる。

・申請にあたっては、事業者に「内定申請内容に関する誓約書」（市の選定基準を確認していること、選定基準において加点を得た事項を遵守すること：各項目のチェック欄あり、遵守できない場合は指定が行われないこと・それに伴う市からの費用の弁償は一切行われないこと）を提出してもらっている。

・H27 年度に関しては、結果を公表して以降、落選事業者からクレームが出るということはなかった。

４．事業者調査結果

４−１．調査概要

（１）調査対象

有料老人ホーム事業者　1,679 社（有料老人ホーム協会の会員リストより無作為抽出）

（２）調査方法および回収状況

・**実施時期**：平成 29 年 12 月～平成 30 年 1 月
・**調査方法**：郵送によるアンケート調査票（無記名）の配布・回収
・**回収状況**（平成 30 年 1 月 15 日時点）
回収数　571 票（回収率 34.0%）

（３）アンケート調査の内容

①事業者属性

②特定施設の公募への参加経験の有無

③地方自治体等による募集に関する情報提供
・問題と感じた経験の有無　→「有」の場合、その内容
・望ましい情報提供の方法
・募集に関する情報提供（公示）から応募受付終了までに必要な最短期間
・募集内容の説明が不足と感じた経験の有無　→「有」の場合、必要だと思う説明方法
・事業者の選定手続きの公表が不足と感じた経験の有無、公表すべきだと思う選定手続きの内容

④地方自治体等による特定施設の事業者の応募要件
・問題と感じた経験の有無　→「有」の場合、その内容

⑤募集開始から選定までのプロセス
・事業者の選定方法が公正でないと感じた経験の有無、望ましい選定方法

⑥応募状況に関する公表について
・応募状況（応募者数）の公表が必要か
・事業者選定結果について公表すべき内容

⑦地方自治体等が事業者を決定してから指定事業開始予定時期までに必要な最短期間（新設の場合）

⑧その他（公募に関する自由意見）

4－2．アンケート調査結果

（１）事業者の属性

①会社・組織の種類

・株式会社が 69.4%を占める。

・その他は、社会福祉法人（12.1%）、医療法人（10.9%）など。

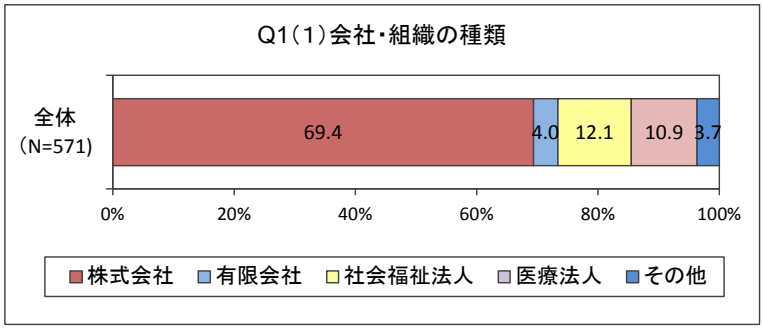

②運営する有料老人ホームの箇所数

・「１カ所」（53.2%）が半数以上を占める。「2～4 カ所」は 31.5%。

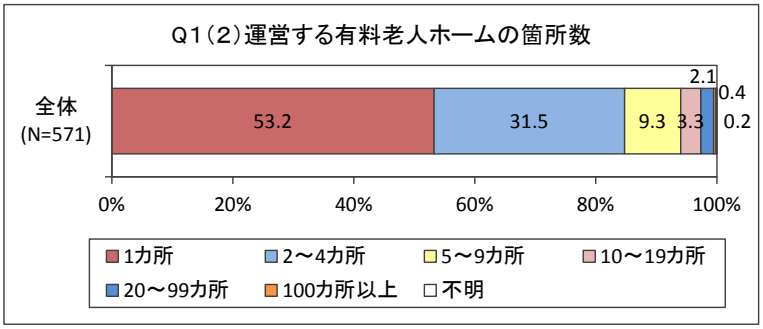

③施設運営を行っている都道府県数

・「１カ所」が 79.0%を占める。

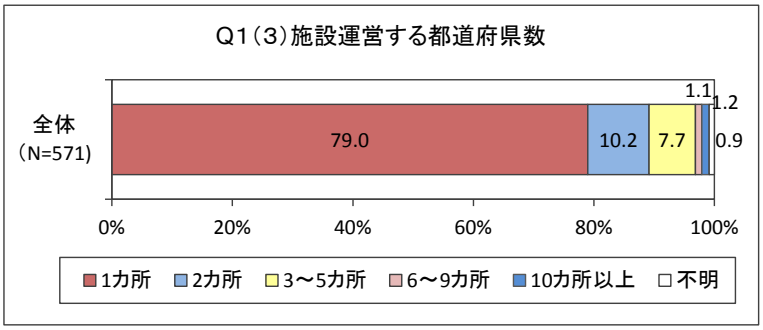

④運営している有料老人ホームの特定施設入居者生活介護の種類

・「包括型（一般型）」を運営している事業者が 61.8%。「外部サービス利用型」は 11.2%、「地域密着型」は 7.9%。

＊アンケートの選択肢「1. 包括型」「2. 外部サービス利用型」「3. 地域密着型」以外の回答（記述）として、「住宅型有料老人ホーム」（15 件・2.6%）、「その他（サービス付き高齢者向け住宅が大部分）」（13 件・2.3%）がみられた。

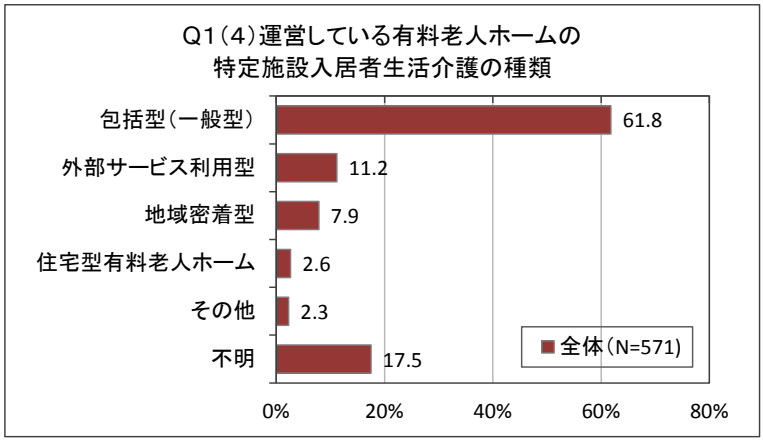

（２）特定施設の公募への参加経験

・「参加し、指定を受けたことがある」は 27.3%、「参加したが指定を受けたことはない」は 2.5%、「検討したことはあるが、公募に参加したことはない」は 15.8%。公募に参加または検討したことのある事業者は、合計で 45.6%（260 件）。

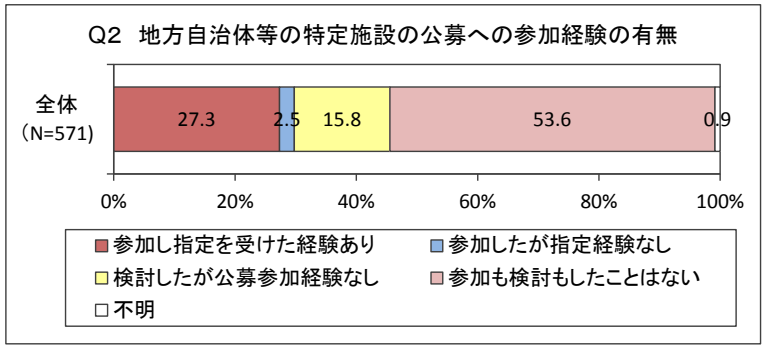

・「参加も検討もしたことはない」は 53.6%。

●公募に参加または検討したことのある事業者の特徴

・「公募に参加または検討したことのある」事業者は、「参加も検討もしたことがない」事業者に比べて、会社・組織の種類は株式会社が多く、運営する有料老人ホームの箇所数が多く、施設運営の圏域が広い傾向にある。

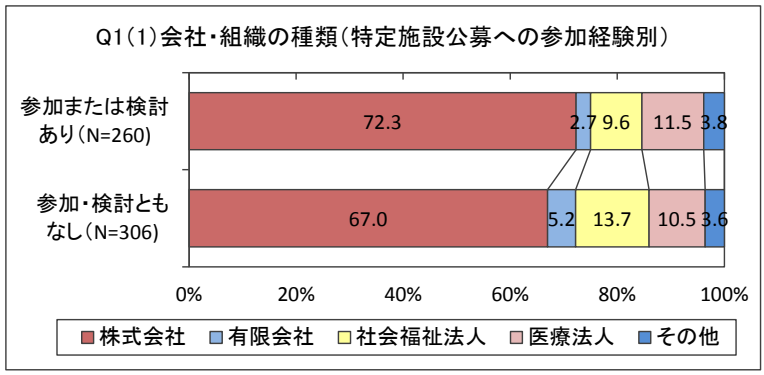

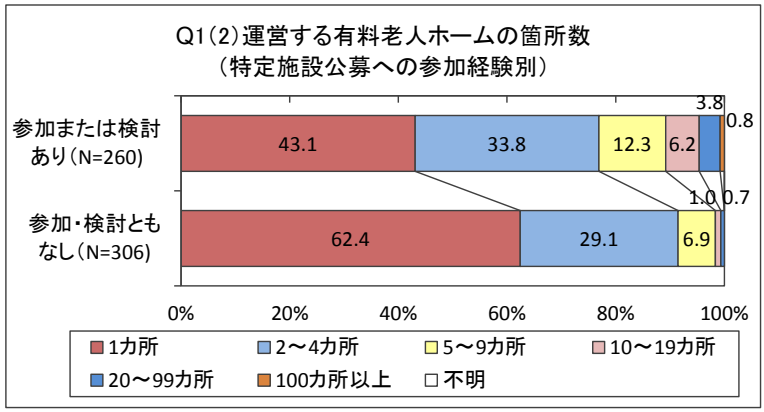

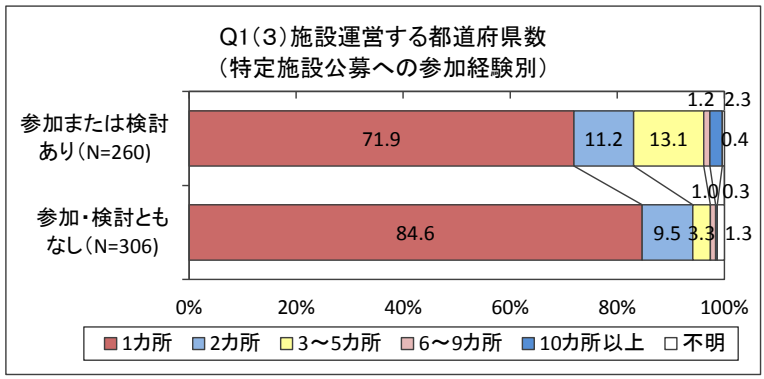

・また、「公募に参加または検討したことのある」事業者では、包括型有料老人ホームを運営している比率が高い。

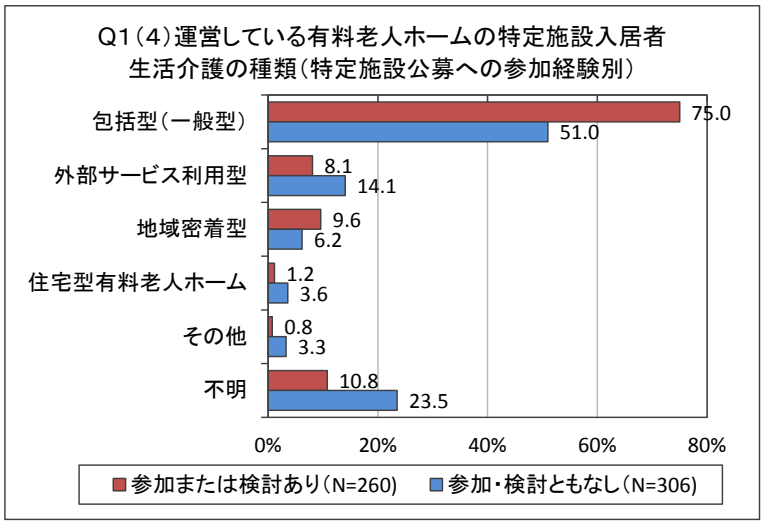

＜以下、公募に参加または検討した事業者（260 件）による回答の集計結果＞

（３）地方自治体等による募集に関する情報提供について

①募集に関する情報提供について問題と感じた経験

・「ある」が 41.9%。

・「ある」と回答した事業者（109 件）が問題と感じた内容は、「いつ募集が行われるかという事前情報の提供がない」（77.1%）、「情報提供から応募受付終了までの期間が短すぎる」（54.1%）、「HP 等に公開されないため、情報をすぐに把握することが難しい」（30.3%）の順に多い。

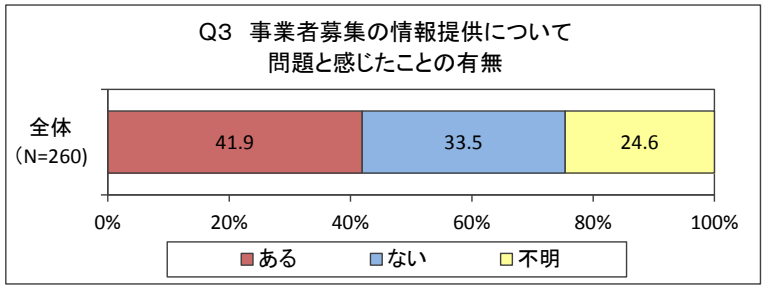

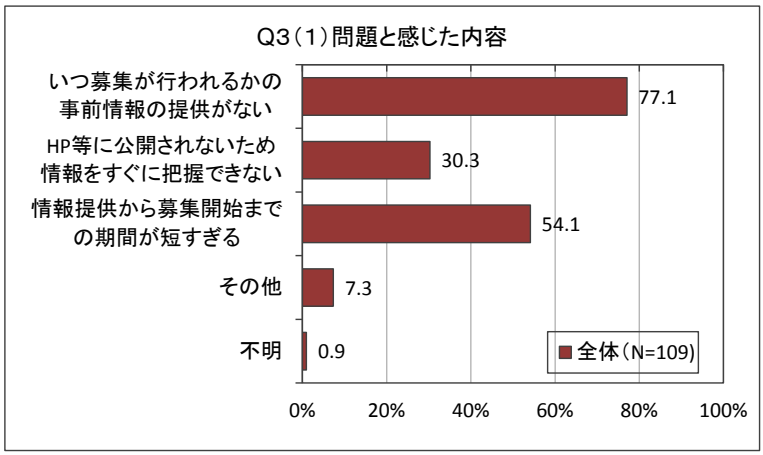

＊「その他」や自由意見で記述された主な内容：

・公募と言っても内々で話を流していて、広く知れ渡っていないことが多い。

②望ましい情報提供の方法

・情報提供の方法は、「希望する事業者を登録しメール等で知らせる」（68.1%）、「募集に関する情報を HP 等に掲載する」(52.3%)、「募集を行うことを広報に掲載する」（37.3%）、「担当窓口で電話や来所での情報提供に常に応じる」（28.1%）の順に多い。

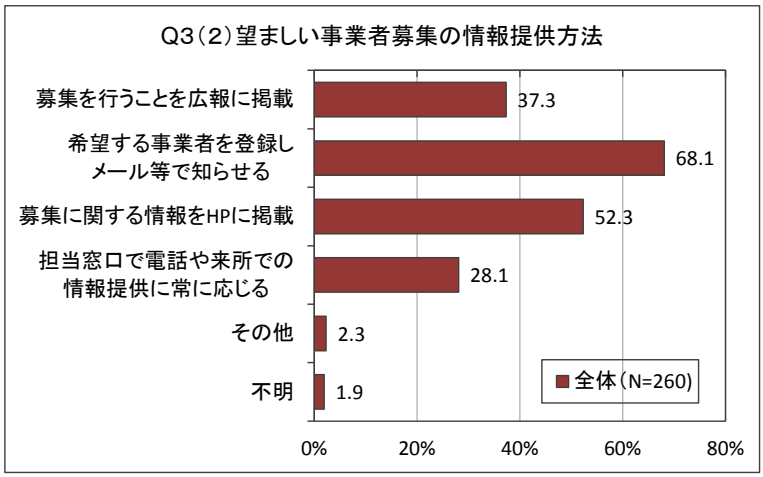

＊「その他」の主な内容：

・年間計画で明記する

・介護保険事業計画における公募時期（年度、四半期等）の公開

・情報を集約して掲載されるといい（全国統一的なオンライン掲示板等）

③募集に関する情報提供（公示）から応募受付終了までに必要な最短期間

・「３ヶ月以上」（42.7%）と「２ヶ月程度」（38.8%）がそれぞれ４割前後と多い。

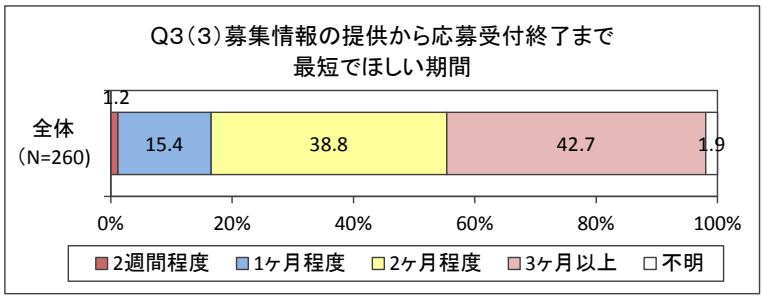

④募集内容に関する事業者への説明方法

・募集内容の説明が不足と感じた経験は、「ある」が 51.9%。

・募集に関して必要だと思う説明方法については、「指定希望事業者を対象とした説明会を開催する」（62.3%）、「HP 上に募集内容の説明を掲載する」59.2%）、「担当窓口での個別相談に応じる」（58.1%）が、それぞれ約６割であげられている。「質問受付期間を設け、回答を公表する」は 37.7%。

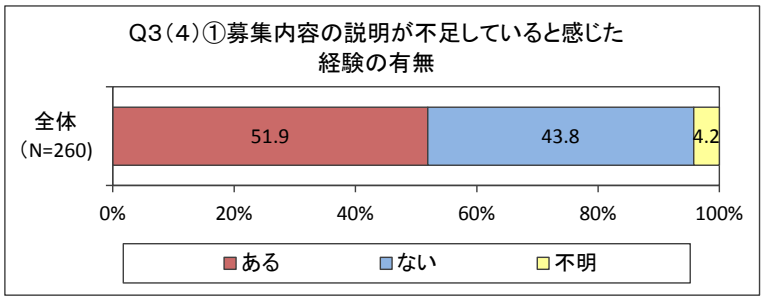

＊「その他」の主な内容：

・郵送で通達した後、説明会を開催する

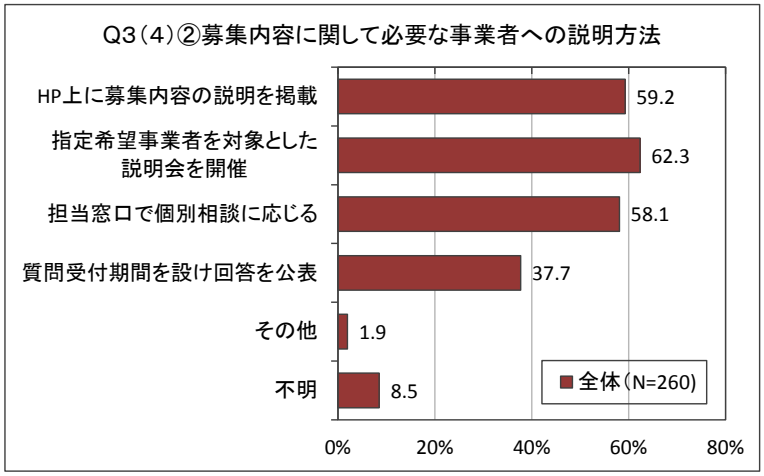

⑤事業者の選定手続きの公表について

・事業者の選定手続きの公表が不足と感じた経験は、「ある」が 59.6%。

・公表すべきだと思う選定手続きの内容は、「決定までの選考のプロセス」（76.2%）、「事業の評価項目と得点配分」（72.7%）がそれぞれ 7 割を超えてあげられている。「選考を行う委員会等の名簿」は 36.2%。

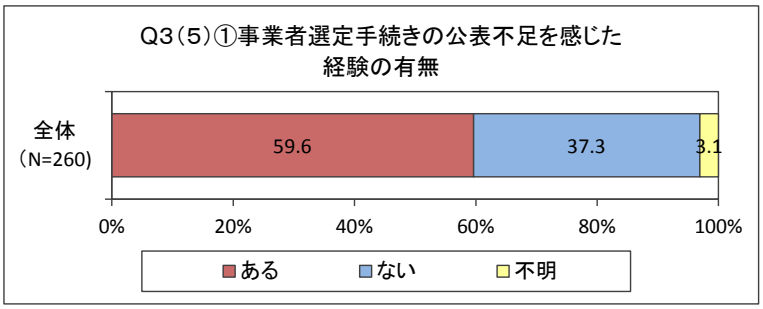

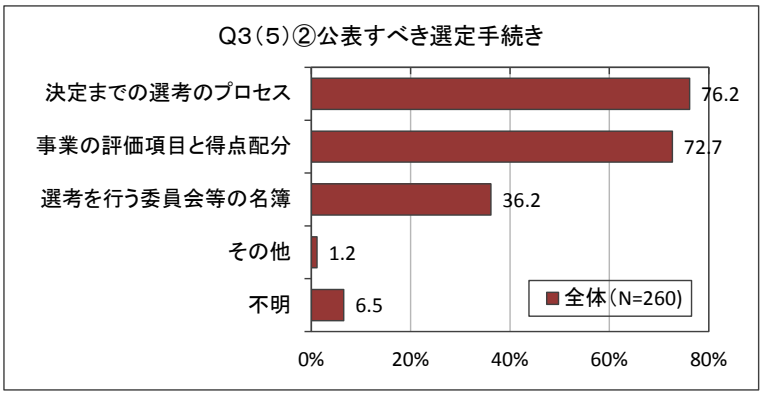

（４）地方自治体等による特定施設の事業者の応募要件について

・特定施設の事業者の応募要件について問題と感じた経験は、「ある」が 31.5%。

・「ある」と回答した事業者（82 件）が問題と感じた内容は、「募集する地域が限定されすぎていた」（50.0%）が最も多く、他に「当該自治体内での特定施設に関する一定期間以上の運営実績が求められた」（26.8%）、「法人の本店の所在地が当該自治体内にある事業者に限定されていた」（25.6%）、「特定施設に関する一定期間以上の運営実績が求められた」（25.6%）がそれぞれ 25%程度であげられている。「特定施設以外の事業実施が条件とされていた」は 7.3%。

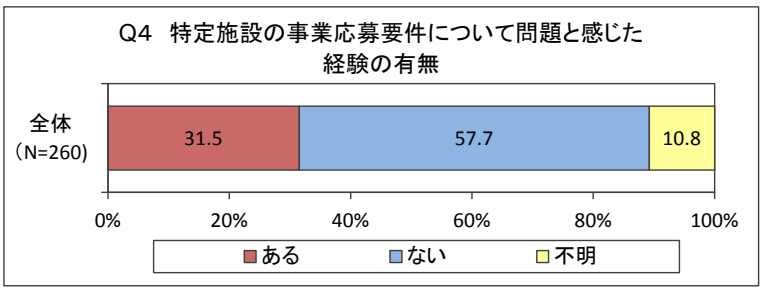

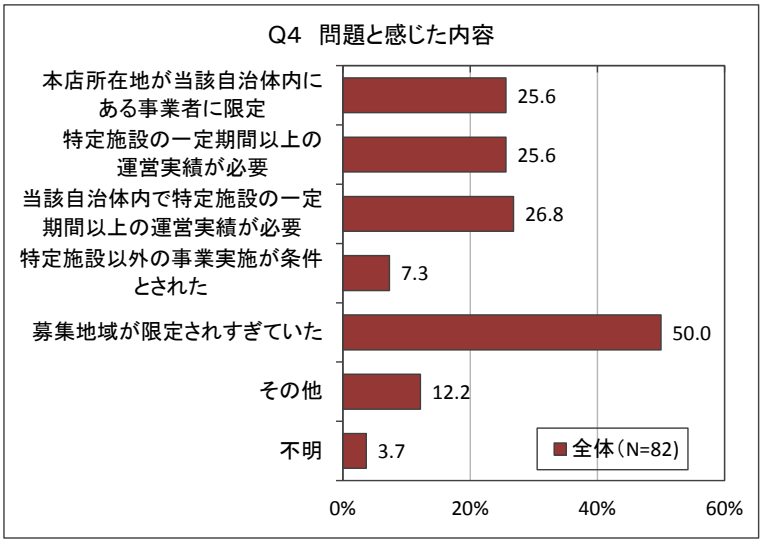

＊「その他」の主な内容：

・一つの地域に集まりすぎる

・新築に限定されており、既存施設からの転換が認められなかった。

・連結決算で親会社は毎期黒字経営であるのにもかかわらず、子会社の介護会社の収支状況だけが判断材料になっている。

・常に社会福祉法人や医療法人となっている。それ以外は応募しても不可能。

＊「特定施設以外の事業実施が条件とされていた」で、事業として記述された内容は、「小規模多機能型居宅介護」が４件のほか、通所介護、訪問介護、短期入所、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、療養通所介護、総合事業と多岐にわたる。

（５）募集開始から選定までのプロセスについて

・事業者の選定方法が公正でないと感じた経験は、「ある」が 38.1%。

・事業者の選定方法として望ましいと思われるものは、「事業の評価項目および各項目の得点配分を決め、得点の高い事業者を選定」（62.7%）、「事業者から運営方針等に関するヒアリングを行う」（53.8%）、「第三者を含めた委員会等により選考を行う」（42.7%）の順に多い。

＊「その他」の主な内容：

・評価項目と得点配分による得点の絶対評価と合わせてヒアリングによる相対評価。

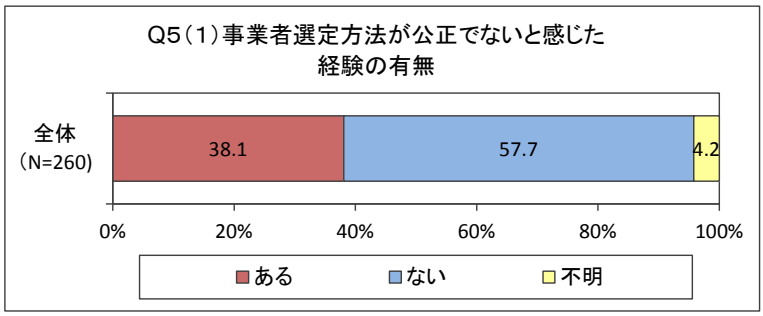

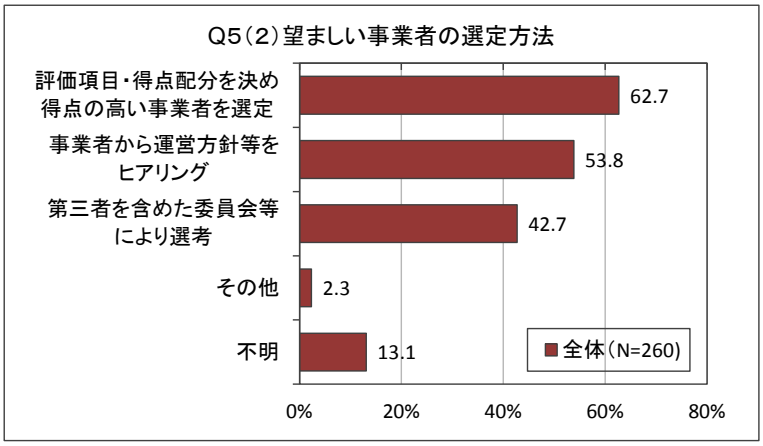

（６）地方自治体等による応募状況や決定した内容の公表について

①応募状況の HP 等での公表

・応募状況の公表については、「応募者数を公表すべきである」が 80.0%。

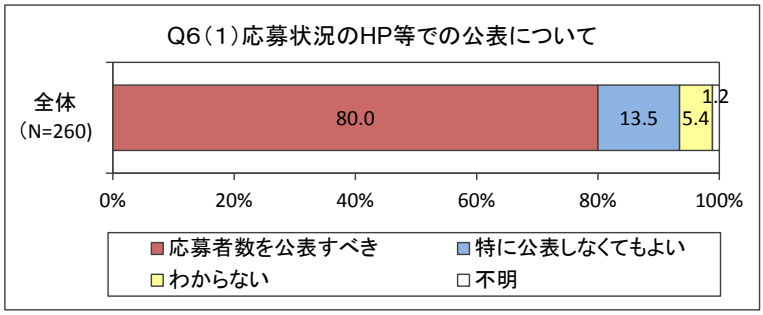

②事業者選定結果の HP 等での公表

・事業者選定結果の公表については、「選定事業者名と選定理由を公表」が最も多く（43.5%）、以下、「選定事業者名と選定理由、落選事業者との評価の違いを公表」（31.5%）、「選定事業者名のみでよい」（20.8%）の順。「特に公表しなくてもよい」は 3.1%。

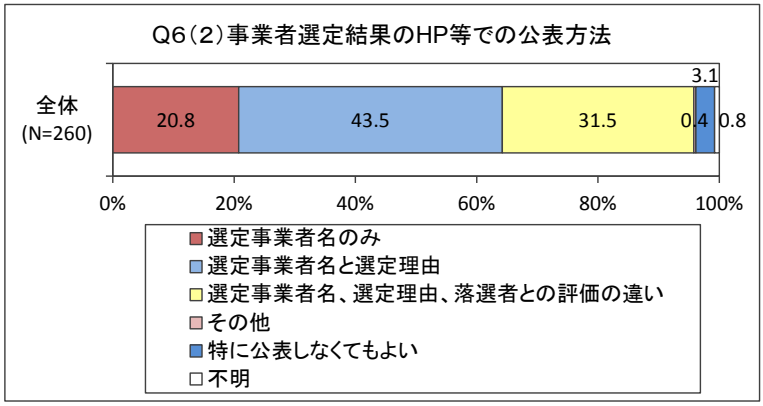

（７）事業者決定から指定事業開始まで最短で必要な期間（新設の場合）

・最短で必要な期間は、「１年半程度」が最も多く（41.9%）、以下、「2～3 年」(27.7%)、「１年程度」（25.0%）の順。

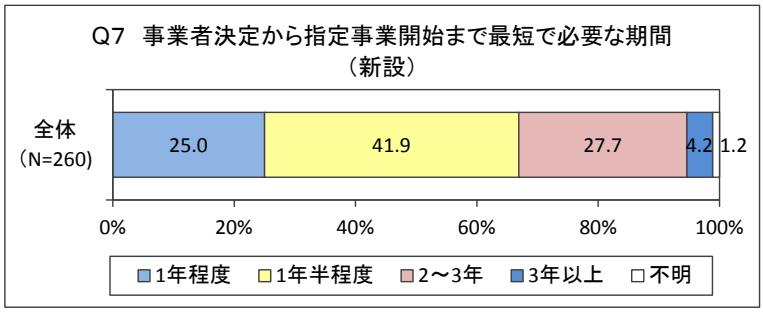

（８）その他の自由意見（主な内容）

●募集する特定施設の内容について

・施設規模・サービス内容の片寄り、介護度の限定（要介護３以上）がみられる。

・基本的に新設のみ対象となるが、既存の事業所を含めて指定が受けられるような仕組みが望まれる。

●公正な公募の実施について（ご意見）

・選定に応募内容以外の力が働いたのではないかという憶測が入り込む余地があることで、（実際には公平な選考だったとしても）不満の残る公募となるように思う。このため、選考基準と公募法人の得点（得点が並んで最終的に選考委員の定性的な評価で決した場合はその意見）の公表が不公平感を軽減すると考える。

・選考基準があいまい。選考基準を明示すべき

・選定する機関（委員会等）を公表してほしかった。

●事業者決定から指定事業開始までの期間の設定

・開設期日が非現実的な行政がある。

・開設時期が１年後など極端に短く、複合型の物件で提案できない。

■資　料

資料１　アンケート調査票

（１）地方自治体用

特定施設入居者生活介護事業者の選定公募のあり方に関するアンケート調査

（地方自治体）

●貴自治体及びご担当者のお名前と連絡先を記入してください。

貴自治体の名称		担当部署	
担当者のご氏名		連絡先	電話： email:

問１　いわゆる「総量規制」と呼ばれる需給調整を行うことのできる介護サービスの事業者の選定方法について伺います。

貴自治体では、新規に特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホームおよび、特定施設を整備する事業者を選定する場合に、どのような方法により選定していますか。それぞれの介護サービスについて、直近で実施している（実施した）事業者選定方法をお答えください。

＊認知症高齢者グループホームについては、政令市・中核市の方のみお答えください。

⑴特別養護老人ホーム（該当する選択肢１つに○）

1. 公募し、応募事業者を評価した上で選定している
2. 事業者を募集し、先着順に決めている
3. 募集（公募）は行わず、個別に事業者と協議している

⑵介護老人保健施設（該当する選択肢１つに○）

1. 公募し、応募事業者を評価した上で選定している
2. 事業者を募集し、先着順に決めている
3. 募集（公募）は行わず、個別に事業者と協議している

⑶認知症高齢者グループホーム（該当する選択肢１つに○）　＊政令市・中核市のみ

1. 公募し、応募事業者を評価した上で選定している
2. 事業者を募集し、先着順に決めている
3. 募集（公募）は行わず、個別に事業者と協議している

⑷特定施設（該当する選択肢１つに○）

1. 公募し、応募事業者を評価した上で選定している → 問２へお進みください。
2. 事業者を募集し、先着順に決めている

3. 募集（公募）は行わず、個別に事業者と協議している

→●過去３年以内に、事業者を公募し、応募事業者を評価した上で選定したことはありますか。

1. ある → 問２へお進みください。
2. ない → 問４へお進みください。

ここからは、特定施設の事業者の選定方法等に関する設問です。各設問について、それぞれ該当する方がお答えください。

問２　特定施設の事業者の募集に関する情報提供等について

＊特定施設の事業者を公募（募集）している方、または過去３年以内に公募したことがある方に伺います。

⑴事業者の募集に関する情報提供について伺います。

①募集に関する情報提供はどのように行っていますか。（該当する選択肢全てに○）

1. 募集を行うことを広報に掲載している
2. 情報提供を希望する事業者を登録し、募集を行うことをメール等で知らせている
3. 募集に関する情報をホームページに掲載している
4. 担当窓口で電話や来所による問い合わせに応じている
5. その他（　　）

②募集に関する情報はいつ頃から提供していますか。（該当する選択肢１つに○）

1. 募集を行う年度当初から実施している
2. 募集を開始する時期の一定期間前から実施している
3. 募集開始と同時に実施している

③募集に関する情報提供（公示）から応募受付終了までの期間は概ねどのくらいですか。（該当する選択肢１つに○）

1. ２週間程度　2. １ヶ月程度　3. ２ヶ月程度　4. ３ヶ月以上

④募集内容に関する事業者への説明はどのように行っていますか。（該当する選択肢全てに○）

1. ホームページ上に募集内容の説明を掲載している
2. 指定希望事業者を対象とした説明会を開催している
3. 応募期間終了までの間、担当窓口での個別相談に応じている
4. 応募締め切りまでに質問を受け付ける期間を設け、回答を公表している

⑤どのような手続を経て選定するのかといった選定方法をあらかじめ公表していますか。（該当する選択肢１つに○）

1. 公表している
2. 公表していない

⑥どのような項目について評価するのかといった評価基準（方法）をあらかじめ公表していますか。

（該当する選択肢１つに〇）

1. 公表している
2. 公表していない

⑵募集する事業者（法人）について、何らかの要件を定めていますか。（該当する選択肢全てに〇）

1. 法人の本店の所在地が貴自治体内にあること
2. 特定施設等に関する一定期間以上の運営実績があること
3. 貴自治体内で、特定施設等に関する一定期間以上の運営実績があること
4. 募集する特定施設以外の事業を実施すること
   →その事業は（　　）
5. その他（　　）
6. 特に要件は定めていない

問３　特定施設の事業者の公募による選定方法や、結果の公表等について

＊特定施設の事業者を公募し評価選定している方、または過去３年以内に公募したことがある方に伺います。

＊事業者を先着順に決めている方（問１⑷で2と回答した方）は、問５にお進みください。

⑴事業者を選定する上で実施しているものはどれですか。（該当する選択肢全てに〇）

1. 事業の評価項目および各項目の得点配分を決め、得点の高い事業者を選定する
2. 事業者から運営方針等に関するヒアリングを行っている
3. 第三者を含めた委員会等により選考を行っている
4. その他（　　）

⑵事業者の応募状況や決定した結果の公表について伺います。

①応募受付終了後に、応募状況（応募者数）を公表していますか。（該当する選択肢１つに〇）

1. 公表している
2. 公表していない

②事業者決定後に、事業者名および選考理由などをホームページ等で公表していますか。

（該当する選択肢１つに〇）

1. 選定した事業者名のみ公表している
2. 選定した事業者名および選考理由を公表している
3. 選定した事業者名と選考理由および、落選事業者との評価の違いを公表している
4. ホームページ等では公表していない

⑶事業者を決定してから指定事業の開始予定時期まで、概ねどのくらいの期間をみていますか。

①新設の場合（該当する選択肢１つに〇）

1. 半年程度　　2. １年程度　　3. １年半程度　　4. ２～３年　　5. ３年以上

②既存施設の特定施設への転換の場合（該当する選択肢１つに〇）

1. 3ヶ月未満　　2. 半年程度　　3. １年程度　　4. １年以上

問４　募集（公募）を行っていない理由について

＊特定施設の事業者の募集（公募）を行っていない方に伺います。

募集（公募）を実施していない理由は何ですか。（該当する選択肢全てに〇）

1. 事業者を選定する評価基準がわからない
2. 公募の手続きが煩雑である
3. 公募しても応募が少ない
4. 公募の必要性を感じない
5. 特定施設の見込み量を充足しているので、新たな整備は必要ない
6. その他（　　）

問５　他自治体での取り組みについて

＊全員の方に伺います。

事業者の募集や選考などに関する他自治体での取り組みについて、知りたいことはありますか。（該当する選択肢全てに〇）

1. 事業者を選定する評価基準の内容
2. 募集に関する事業者への情報提供の方法
3. その他（　　）

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

★特定施設の公募を行っている自治体の方は、回答したアンケート票とともに、公募に関する応募要件や選考方法、評価基準等がわかる資料を、同封の返信用封筒に入れてお送りください。

（２）事業者用

特定施設入居者生活介護事業者の選定公募のあり方に関するアンケート調査
（有料老人ホーム事業者）

まず、貴社についてお伺いします。

問１　貴社の概要

(1)会社・組織の種類（該当する選択肢１つに○）

1. 株式会社　　2. 有限会社　　3. 社会福祉法人　　4. 医療法人
5. その他（　　）

(2)運営する有料老人ホームは全部で何カ所ですか。（該当する選択肢１つに○）

1. １カ所　　2. ２～４カ所　　3. ５～９カ所　　4. 10～19 カ所　　5. 20～99 カ所
6. 100 カ所以上

(3)施設運営を行っている都道府県はいくつありますか。都道府県数を記入してください。

●都道府県数　（　　）カ所

(4)運営している有料老人ホームの特定施設入居者生活介護の種類はどれですか。
（複数運営している場合は、該当する選択肢全てに○）

1. 包括型（一般型）特定施設入居者生活介護
2. 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護
3. 地域密着型特定施設入居者生活介護

次に、地方自治体等における特定施設の事業者選定のための公募についてお伺いします。

問２ 貴社は、これまでに地方自治体等が実施する特定施設の事業者選定のための公募に参加したことはありますか。（該当する選択肢１つに○）

1. 参加し、指定を受けたことがある　→　問３へお進みください。
2. 参加したことはあるが、指定を受けたことはない
3. 検討したことはあるが、公募に参加したことはない
（希望地域の公募がなく参加できなかった場合を含む）
4. 公募に参加したことはなく、検討したこともない　→　これで質問は終わりです。

問３ 特定施設の事業者の募集に関する情報提供について伺います。

⑴地方自治体等による事業者の募集に関する情報の提供（公示）について、問題と感じたことはありましたか。（該当する選択肢全てに○）

1. ある　　2. ない

└→ **問題と感じた内容は何でしたか。（該当する選択肢全てに○）**

1. いつ募集が行われるかという事前情報の提供がない
2. ホームページ等に公開されないため、情報をすぐに把握することが難しい
3. 募集に関する情報提供（公示）から応募受付終了までの期間が短すぎる
4. その他（　　）

⑵事業者の募集に関する情報の提供は、どのように行われるといいと思いますか。

（該当する選択肢全てに○）

1. 募集を行うことを広報に掲載する
2. 情報提供を希望する事業者を登録し、募集を行うことをメール等で知らせる
3. 募集に関する情報をホームページに掲載する
4. 地方自治体等の担当窓口で電話や来所での情報提供に常に応じる
5. その他（　　）

⑶事業者の募集に関する情報の提供（公示）から応募受付終了までの期間は、最短でどのくらいあればいいとお考えですか。

（該当する選択肢１つに○）

1. ２週間程度　　2. １ヶ月程度　　3. ２ヶ月程度　　4. ３ヶ月以上

⑷地方自治体等による募集内容に関する事業者への説明について伺います。

①募集内容に関する説明が不足していると感じたことはありましたか。（該当する選択肢１つに○）

1. ある　　2. ない

②募集内容に関する事業者への説明方法として、必要だと思われるものはどれですか。

（該当する選択肢全てに○）

1. ホームページ上に募集内容の説明を掲載する
2. 指定希望事業者を対象とした説明会を開催する
3. 応募期間終了までの間、担当窓口での個別相談に応じる
4. 応募締め切りまでに質問を受け付ける期間を設け、回答を公表する
5. その他（　　）

(5)地方自治体等による事業者の選定手続きの公表について伺います。

①地方自治体等による事業者の選定手続きの公表が不足していると感じたことはありましたか。（該当する選択肢１つに○）

1. ある　　2. ない

②選定手続きについて、公表すべきだと思われるものはどれですか。（該当する選択肢全てに○）

1. 決定までの選考のプロセス
2. 事業の評価項目と得点配分
3. 選考を行う委員会等の名簿
4. その他（　　）

問４　地方自治体等が募集する特定施設の事業者の応募要件について、問題と感じたことはありましたか。（該当する選択肢１つに○）

1. ある　　2. ない

→**問題と感じた内容は何でしたか。（該当する選択肢全てに○）**

1. 法人の本店の所在地が当該自治体内にある事業者に限定されていた
2. 特定施設に関する一定期間以上の運営実績が求められた
3. 当該自治体内での特定施設に関する一定期間以上の運営実績が求められた
4. 募集する特定施設以外の事業を実施することが条件とされていた
   →その事業は（　　）
5. 募集する地域が限定されすぎていた
6. その他（　　）

問５　地方自治体等が事業者を募集し、選定するまでのプロセスについて伺います。

(1)地方自治体等による事業者の選定方法が公正でないと感じたことはありましたか。（該当する選択肢１つに○）

1. ある　　2. ない

(2)事業者の選定方法として、望ましいと思われるものはどれですか。（該当する選択肢全てに○）

1. 事業の評価項目および各項目の得点配分を決め、得点の高い事業者を選定する
2. 事業者から運営方針等に関するヒアリングを行う
3. 第三者を含めた委員会等により選考を行う
4. その他（　　）

問６ 地方自治体等による応募状況や決定した内容の公表について伺います。

(1)応募状況（応募者数）について、ホームページ等で公表すべきだと思われますか。

（該当する選択肢１つに○）

1. 応募者数を公表すべきである
2. 特に公表しなくてもよい
3. わからない

(2)事業者選定の結果について、ホームページ等でどのように公表すべきだと思われますか。

（該当する選択肢１つに○）

1. 選定した事業者名のみでよい
2. 選定した事業者名と選定理由を公表する
3. 選定した事業者名と選定理由および、落選した事業者との評価の違いを公表する
4. その他（　　）
5. 特に公表しなくてもよい

問７　地方自治体等が特定施設の事業者を決定してから指定事業の開始予定時期まで、最短で概ねどのくらいの期間をみる必要があるとお考えですか。特定施設を新設する場合を想定してお答えください。（該当する選択肢１つに○）

1. １年程度　　2. １年半程度　　3. ２～３年　　4. ３年以上

問８　その他、特定施設の公募に関するご意見等を自由にお書きください。

［　　］

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

資料２　集計表

（１）地方自治体調査

①単純集計

(7) Q1(1)特別養護老人ホームの事業者選定方法...（ＳＡ）

No.	カテゴリー名	n	%
1	公募し、評価した上で選定している	76	72.4
2	募集し、先着順に決めている	0	0.0
3	個別に事業者と協議	6	5.7
4	募集していない	22	21.0
	不明	1	1.0
	全体	105	100.0

(8) Q1(2)介護老人保健施設の事業者選定方法...（ＳＡ）

No.	カテゴリー名	n	%
1	公募し、評価した上で選定している	64	61.0
2	募集し、先着順に決めている	1	1.0
3	個別に事業者と協議	7	6.7
4	募集していない	24	22.9
	不明	9	8.6
	全体	105	100.0

(9) Q1(3)認知症高齢者グループホームの事業者選定方法...（ＳＡ）

No.	カテゴリー名	n	%
1	公募し、評価した上で選定している	64	100.0
2	募集し、先着順に決めている	0	0.0
3	個別に事業者と協議	0	0.0
4	募集していない	0	0.0
	不明	0	0.0
	非該当	41	
	全体	64	100.0

(10) Q1(4)特定施設の事業者選定方法...（ＳＡ）

No.	カテゴリー名	n	%
1	公募し、評価した上で選定している	54	51.4
2	募集し、先着順に決めている	0	0.0
3	個別に事業者と協議	14	13.3
4	募集していない	31	29.5
	不明	6	5.7
	全体	105	100.0

(11) Q1(4)「3募集を行わない」場合の過去３年以内の公募の有無...（ＳＡ）

No.	カテゴリー名	n	%
1	ある	1	7.1
2	ない	13	92.9
	不明	0	0.0
	非該当	91	
	全体	14	100.0

(12) Q2(1)①募集の情報提供の方法...（ＭＡ）

No.	カテゴリー名	n	%
1	募集を行うことを広報に掲載	19	34.5
2	希望する事業者を登録し、メール等	2	3.6
3	募集に関する情報をホームページに	50	90.9
4	担当窓口で電話や来所による問い合	33	60.0
5	その他	12	21.8
	不明	4	7.3
	非該当	50	
	全体	55	100.0

累計　(n)	累計　(%)
120	218.2

(14) Q2(1)②募集の情報提供時期...（ＳＡ）

No.	カテゴリー名	n	%
1	募集を行う年度当初から実施	1	1.8
2	募集を開始する時期の一定期間前か	28	50.9
3	募集開始と同時に実施	22	40.0
	不明	4	7.3
	非該当	50	
	全体	55	100.0

(15) Q2(1)③公示から応募受付終了までの期間...（ＳＡ）

No.	カテゴリー名	n	%
1	２週間程度	1	1.8
2	１ヶ月程度	13	23.6
3	２ヶ月程度	28	50.9
4	３ヶ月以上	9	16.4
	不明	4	7.3
	非該当	50	
	全体	55	100.0

(16) Q2(1)④募集内容に関する説明方法...（MA）

No.	カテゴリー名	n	%
1	ホームページ上に募集内容の説明を	47	85.5
2	指定希望事業者を対象とした説明会	18	32.7
3	応募期間終了までの間、担当窓口で	29	52.7
4	質問を受け付ける期間を設け、回答	25	45.5
	不明	5	9.1
	非該当	50	
	全体	55	100.0

累計 (n)	累計 (%)
124	225.5

(17) Q2(1)⑤選定方法の公表...（ＳＡ）

No.	カテゴリー名	n	%
1	公表している	45	81.8
2	公表していない	6	10.9
	不明	4	7.3
	非該当	50	
	全体	55	100.0

(18) Q2(1)⑥評価方法の公表...（ＳＡ）

No.	カテゴリー名	n	%
1	公表している	41	74.5
2	公表していない	10	18.2
	不明	4	7.3
	非該当	50	
	全体	55	100.0

(19) Q2(2)募集する事業者の要件...（MA）

No.	カテゴリー名	n	%
1	法人の本店の所在地が貴自治体内に	1	1.8
2	特定施設等に関する一定期間以上の	2	3.6
3	貴自治体内で、特定施設等に関する	1	1.8
4	募集する特定施設以外の事業を実施	0	0.0
5	その他	19	34.5
6	特に要件は定めていない	30	54.5
	不明	4	7.3
	非該当	50	
	全体	55	100.0

累計 (n)	累計 (%)
57	103.6

(22) Q3(1)事業者選定にあたって実施していること...（MA）

No.	カテゴリー名	n	%
1	事業の評価項目および各項目の得点	46	83.6
2	事業者から運営方針等に関するヒア	36	65.5
3	第三者を含めた委員会等により選考	31	56.4
4	その他	6	10.9
	不明	4	7.3
	非該当	50	
	全体	55	100.0

累計 (n)	累計 (%)
123	223.6

(24) Q3(2)①応募状況の公表...（ＳＡ）

No.	カテゴリー名	n	%
1	公表している	29	52.7
2	公表していない	22	40.0
	不明	4	7.3
	非該当	50	
	全体	55	100.0

(25) Q3(2)②選定した事業者名、選定理由等の公表...（ＳＡ）

No.	カテゴリー名	n	%
1	選定した事業者名のみ公表	34	61.8
2	選定した事業者名および選考理由を	9	16.4
3	選定した事業者名と選考理由、落選	3	5.5
4	ホームページ等では公表していない	5	9.1
	不明	4	7.3
	非該当	50	
	全体	55	100.0

(26) Q3(3)①事業者決定から指定事業開始までの期間（新設）...（ＳＡ）

No.	カテゴリー名	n	%
1	半年程度	4	7.3
2	１年程度	19	34.5
3	１年半程度	18	32.7
4	２～３年	9	16.4
5	３年以上	1	1.8
	不明	4	7.3
	非該当	50	
	全体	55	100.0

(27) Q3(3)②事業者決定から指定事業開始までの期間（既設）...（ＳＡ）

No.	カテゴリー名	n	%
1	３ヶ月未満	2	3.6
2	半年程度	16	29.1
3	１年程度	19	34.5
4	１年以上	8	14.5
	不明	10	18.2
	非該当	50	
	全体	55	100.0

(28) Q4.募集（公募）を実施していない理由...（ＭＡ）

No.	カテゴリー名	n	%
1	事業者を選定する評価基準がわから	0	0.0
2	公募の手続きが煩雑である	0	0.0
3	公募しても応募が少ない	0	0.0
4	公募の必要性を感じない	2	15.4
5	特定施設の見込み量を充足	6	46.2
6	その他	4	30.8
	不明	1	7.7
	非該当	92	
	全体	13	100.0

累計 (n)	累計 (%)
13	100.0

(30) Q5.他自治体の取り組みで知りたいこと...（ＭＡ）

No.	カテゴリー名	n	%
1	事業者を選定する評価基準の内容	72	68.6
2	募集に関する事業者への情報提供の	35	33.3
3	その他	8	7.6
	不明	24	22.9
	全体	105	100.0

累計 (n)	累計 (%)
139	132.4

(33) Q3(2)②選定した事業者名、選定理由等の公表（統合）...（ＳＡ）

No.	カテゴリー名	n	%
1	HPで公表していない	5	9.1
2	事業者名のみ	34	61.8
3	事業者名と選定理由等	12	21.8
	不明	4	7.3
	非該当	50	
	全体	55	100.0

②クロス集計

		合計	Q3(1)事業者選定にあたって実施していること					
			事業の評価項目および各項目の得点	事業者から運営方針等に関するヒア	第三者を含めた委員会等により選考	その他	不明	非該当
全体		55	46	36	31	6	4	50
		100.0	83.6	65.5	56.4	10.9	7.3	
Q3(2)②選定した事業者名、選定理由等の公表（統合）	HPで公表していない	5	4	2	3	0	0	0
		100.0	80.0	40.0	60.0	0.0	0.0	
	事業者名のみ	34	31	24	18	6	0	0
		100.0	91.2	70.6	52.9	17.6	0.0	
	事業者名と選定理由等	12	11	10	10	0	0	0
		100.0	91.7	83.3	83.3	0.0	0.0	

		合計	Q2(1)①募集の情報提供の方法						
			募集を行うことを広報に掲載	希望する事業者を登録し、メール等	募集に関する情報をホームページに	担当窓口で電話や来所による問い合	その他	不明	非該当
全体		55	19	2	50	33	12	4	50
		100.0	34.5	3.6	90.9	60.0	21.8	7.3	
募集要項等の資料添付	あり	26	9	1	26	17	6	0	1
		100.0	34.6	3.8	100.0	65.4	23.1	0.0	
	なし	29	10	1	24	16	6	4	49
		100.0	34.5	3.4	82.8	55.2	20.7	13.8	

		合計	Q2(1)④募集内容に関する説明方法					
			ホームページ上に募集内容の説明	指定希望事業者を対象とした説明会	応募期間終了までの間、担当窓口で	質問を受け付ける期間を設け、回答	不明	非該当
全体		55	47	18	29	25	5	50
		100.0	85.5	32.7	52.7	45.5	9.1	
募集要項等の資料添付	あり	26	23	12	11	15	1	1
		100.0	88.5	46.2	42.3	57.7	3.8	
	なし	29	24	6	18	10	4	49
		100.0	82.8	20.7	62.1	34.5	13.8	

		合計	Q2(1)⑤選定方法の公表			
			公表している	公表していない	不明	非該当
全体		55	45	6	4	50
		100.0	81.8	10.9	7.3	
募集要項等の資料添付	あり	26	24	2	0	1
		100.0	92.3	7.7	0.0	
	なし	29	21	4	4	49
		100.0	72.4	13.8	13.8	

		合計	Q2(1)⑥評価方法の公表			
			公表している	公表していない	不明	非該当
全体		55	41	10	4	50
		100.0	74.5	18.2	7.3	
募集要項等の資料添付	あり	26	21	5	0	1
		100.0	80.8	19.2	0.0	
	なし	29	20	5	4	49
		100.0	69.0	17.2	13.8	

		合計	Q3(1)事業者選定にあたって実施していること					
			事業の評価項目および各項目の得点	事業者から運営方針等に関するヒア	第三者を含めた委員会等により選考	その他	不明	非該当
全体		55	46	36	31	6	4	50
		100.0	83.6	65.5	56.4	10.9	7.3	
募集要項等の資料添付	あり	26	25	16	16	2	0	1
		100.0	96.2	61.5	61.5	7.7	0.0	
	なし	29	21	20	15	4	4	49
		100.0	72.4	69.0	51.7	13.8	13.8	

		合計	Q3(2)②選定した事業者名、選定理由等の公表					
			選定した事業者名のみ公表	選定した事業者名および選考理由を	選定した事業者名と選考理由、落選	ホームページ等では公表していな	不明	非該当
全体		55	34	9	3	5	4	50
		100.0	61.8	16.4	5.5	9.1	7.3	
募集要項等の資料添付	あり	26	17	3	2	4	0	1
		100.0	65.4	11.5	7.7	15.4	0.0	
	なし	29	17	6	1	1	4	49
		100.0	58.6	20.7	3.4	3.4	13.8	

（２）事業者調査

①単純集計

(1) Q1(1)会社・組織の種類...（ＳＡ）

No.	カテゴリー名	n	%
1	株式会社	396	69.4
2	有限会社	23	4.0
3	社会福祉法人	69	12.1
4	医療法人	62	10.9
5	その他	21	3.7
	不明	0	0.0
	全体	571	100.0

(3) Q1(2)運営する有料老人ホームの箇所数...（ＳＡ）

No.	カテゴリー名	n	%
1	1カ所	304	53.2
2	2～4カ所	180	31.5
3	5～9カ所	53	9.3
4	10～19カ所	19	3.3
5	20～99カ所	12	2.1
6	100カ所以上	2	0.4
	不明	1	0.2
	全体	571	100.0

(31) Q1(3)施設運営する都道府県数...（ＳＡ）

No.	カテゴリー名	n	%
1	1カ所	451	79.0
2	2カ所	58	10.2
3	3～5カ所	44	7.7
4	6～9カ所	6	1.1
5	10カ所以上	7	1.2
	不明	5	0.9
	全体	571	100.0

(5) Q1(4)運営している有料老人ホームの特定施設入居者生活介護の種類...（ＭＡ）

No.	カテゴリー名	n	%
1	包括型（一般型）	353	61.8
2	外部サービス利用型	64	11.2
3	地域密着型	45	7.9
4	住宅型有料老人ホーム	15	2.6
5	その他	13	2.3
	不明	100	17.5
	全体	571	100.0

累計 (n)	累計 (%)
590	103.3

(6) Q2.地方自治体等の特定施設の公募への参加経験の有無...（ＳＡ）

No.	カテゴリー名	n	%
1	参加し、指定を受けたことがある	156	27.3
2	参加したが、指定を受けたことはな	14	2.5
3	検討したが、公募に参加したことは	90	15.8
4	参加も検討もしたことはない	306	53.6
	不明	5	0.9
	全体	571	100.0

(7) Q3(1)事業者募集の情報提供について問題と感じたことの有無...（ＳＡ）

No.	カテゴリー名	n	%
1	ある	109	41.9
2	ない	87	33.5
	不明	64	24.6
	非該当	311	
	全体	260	100.0

(8) Q3(1)SQ.問題と感じた内容...（ＭＡ）

No.	カテゴリー名	n	%
1	いつ募集が行われるかの事前情報の	84	77.1
2	HP等に公開されないため情報をすぐ	33	30.3
3	情報提供から募集開始までの期間が	59	54.1
4	その他	8	7.3
	不明	1	0.9
	非該当	462	
	全体	109	100.0

累計 (n)	累計 (%)
185	169.7

(10) Q3(2)望ましい事業者募集の情報提供方法...(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	募集を行うことを広報に掲載	97	37.3
2	希望する事業者を登録しメール等で	177	68.1
3	募集に関する情報をHPに掲載	136	52.3
4	担当窓口で電話や来所での情報提供	73	28.1
5	その他	6	2.3
	不明	5	1.9
	非該当	311	
	全体	260	100.0

累計 (n)	累計 (%)
494	190.0

(12) Q3(3)募集情報の提供から応募受付終了まで最短でほしい期間...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	2週間程度	3	1.2
2	1ヶ月程度	40	15.4
3	2ヶ月程度	101	38.8
4	3ヶ月以上	111	42.7
	不明	5	1.9
	非該当	311	
	全体	260	100.0

(13) Q3(4)①募集内容の説明が不足していると感じた経験の有無...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	ある	135	51.9
2	ない	114	43.8
	不明	11	4.2
	非該当	311	
	全体	260	100.0

(14) Q3(4)②募集内容に関して必要な事業者への説明方法...(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	HP上に募集内容の説明を掲載	154	59.2
2	指定希望事業者を対象とした説明会	162	62.3
3	担当窓口で個別相談に応じる	151	58.1
4	質問受付期間を設け回答を公表	98	37.7
5	その他	5	1.9
	不明	22	8.5
	非該当	311	
	全体	260	100.0

累計 (n)	累計 (%)
592	227.7

(16) Q3(5)①事業者選定手続きの公表不足を感じた経験の有無...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	ある	155	59.6
2	ない	97	37.3
	不明	8	3.1
	非該当	311	
	全体	260	100.0

(17) Q3(5)②公表すべき選定手続き...(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	決定までの選考のプロセス	198	76.2
2	事業の評価項目と得点配分	189	72.7
3	選考を行う委員会等の名簿	94	36.2
4	その他	3	1.2
	不明	17	6.5
	非該当	311	
	全体	260	100.0

累計 (n)	累計 (%)
501	192.7

(19) Q4.特定施設の事業者応募要件について問題と感じた経験の有無...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	ある	82	31.5
2	ない	150	57.7
	不明	28	10.8
	非該当	311	
	全体	260	100.0

(20) Q4-SQ.問題と感じた内容...(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	本店所在地が当該自治体内にある事	21	25.6
2	特定施設の一定期間以上の運営実績	21	25.6
3	当該自治体内で特定施設の一定期間	22	26.8
4	特定施設以外の事業実施が条件とさ	6	7.3
5	募集する地域が限定されすぎていた	41	50.0
6	その他	10	12.2
	不明	3	3.7
	非該当	489	
	全体	82	100.0

累計 (n)	累計 (%)
124	151.2

(23) Q5(1)事業者選定方法が公正でないと感じた経験の有無...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	ある	99	38.1
2	ない	150	57.7
	不明	11	4.2
	非該当	311	
	全体	260	100.0

(24) Q5(2)望ましい事業者の選定方法...(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	評価項目・得点配分を決め得点の高	163	62.7
2	事業者から運営方針等をヒアリング	140	53.8
3	第三者を含めた委員会等により選考	111	42.7
4	その他	6	2.3
	不明	34	13.1
	非該当	311	
	全体	260	100.0

累計 (n)	累計 (%)
454	174.6

(26) Q6(1)応募状況のHP等での公表について...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	応募者数を公表すべき	208	80.0
2	特に公表しなくてもよい	35	13.5
3	わからない	14	5.4
	不明	3	1.2
	非該当	311	
	全体	260	100.0

(27) Q6(2)事業者選定結果のHP等での公表方法...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	選定事業者名のみでよい	54	20.8
2	選定事業者名と選定理由を公表	113	43.5
3	選定事業者名、選定理由、落選事業	82	31.5
4	その他	1	0.4
5	特に公表しなくてもよい	8	3.1
	不明	2	0.8
	非該当	311	
	全体	260	100.0

(29) Q7.事業者決定から指定事業開始まで最短で必要な期間...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	1年程度	65	25.0
2	1年半程度	109	41.9
3	2～3年	72	27.7
4	3年以上	11	4.2
	不明	3	1.2
	非該当	311	
	全体	260	100.0

②クロス集計

Q2.地方自治体等の特定施設の公募への参加経験

	合計	Q1(1)会社・組織の種類					
		株式会社	有限会社	社会福祉法人	医療法人	その他	不明
全体	571	396	23	69	62	21	0
	100.0	69.4	4.0	12.1	10.9	3.7	0.0
参加または検討あり	260	188	7	25	30	10	0
	100.0	72.3	2.7	9.6	11.5	3.8	0.0
参加・検討ともなし	306	205	16	42	32	11	0
	100.0	67.0	5.2	13.7	10.5	3.6	0.0

	合計	Q1(2)運営する有料老人ホームの箇所数						
		1カ所	2～4カ所	5～9カ所	10～19カ所	20～99カ所	100カ所以上	不明
全体	571	304	180	53	19	12	2	1
	100.0	53.2	31.5	9.3	3.3	2.1	0.4	0.2
参加または検討あり	260	112	88	32	16	10	2	0
	100.0	43.1	33.8	12.3	6.2	3.8	0.8	0.0
参加・検討ともなし	306	191	89	21	3	2	0	0
	100.0	62.4	29.1	6.9	1.0	0.7	0.0	0.0

	合計	Q1(3)施設運営する都道府県数					
		1カ所	2カ所	3～5カ所	6～9カ所	10カ所以上	不明
全体	571	451	58	44	6	7	5
	100.0	79.0	10.2	7.7	1.1	1.2	0.9
参加または検討あり	260	187	29	34	3	6	1
	100.0	71.9	11.2	13.1	1.2	2.3	0.4
参加・検討ともなし	306	259	29	10	3	1	4
	100.0	84.6	9.5	3.3	1.0	0.3	1.3

	合計	Q1(4)運営している有料老人ホームの特定施設入居者生活					
		包括型（一般型）	外部サービス利用型	地域密着型	住宅型有料老人ホーム	その他	不明
全体	571	353	64	45	15	13	100
	100.0	61.8	11.2	7.9	2.6	2.3	17.5
参加または検討あり	260	195	21	25	3	2	28
	100.0	75.0	8.1	9.6	1.2	0.8	10.8
参加・検討ともなし	306	156	43	19	11	10	72
	100.0	51.0	14.1	6.2	3.6	3.3	23.5

特定施設入居者生活介護事業者の
選定公募のあり方に関する調査研究事業報告書

平成３０年３月

公益社団法人全国有料老人ホーム協会
東京都中央区日本橋 3-5-14 アイ・アンド・イー日本橋ビル 7 階

※本事業は、平成 29 年度老人保健健康増進等事業（厚生労働省）
として実施したものです。

公益社団法人
全国有料老人ホーム協会

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-5-14　アイ・アンド・イー日本橋ビル7階
TEL 03-3272-3781（代表）　03-3548-1077（入居相談）
FAX 03-3548-1078